

# 西東京市後期基本計画 (案)

平成 20 年 10 月

西東京市総合計画策定審議会



---

---

# 目 次

## 序 論

- 1 . 市の沿革～合併前～……………3
- 2 . 市の沿革～西東京市誕生後～……………4
- 3 . 市の概況……………4

## 後期基本計画

### 総 論

- 1 . 計画見直しの方向性について……………9
- 2 . 基本構想・基本計画等について……………9
  - (1) 基本構想
  - (2) 基本計画
  - (3) 実施計画
  - (4) 個別計画
  - (5) 新市建設計画
- 3 . 後期基本計画策定の背景……………13
  - (1) 人口の推移
  - (2) 財政フレーム
  - (3) これまでの基本計画の取り組み状況
  - (4) 策定経過と見直しの要点
- 4 . 後期基本計画の実施方針……………22
- 5 . 後期基本計画の構成……………23
  - (1) 基本的な考え方
  - (2) 計画の読み方

### 各 論

- 1 . 創造性の育つまちづくり……………31
  - 1-1 一人ひとりが輝くために
  - 1-2 子どもがのびやかに育つために
  - 1-3 豊かに学び・文化が息づくために
- 2 . 笑顔で暮らすまちづくり……………61
  - 2-1 安心して暮らすために
  - 2-2 元気に暮らすために
- 3 . 環境にやさしいまちづくり……………83
  - 3-1 豊かなみどりを保つために
  - 3-2 持続可能な社会を確立するために
- 4 . 安全で快適に暮らすまちづくり……………103
  - 4-1 快適な日常生活のために
  - 4-2 安全な暮らしのために

---

5 . 活力と魅力あるまちづくり	125
5 - 1 活力ある産業のために	
5 - 2 人が集まるまちになるために	
6 . 協働で拓くまちづくり	137
6 - 1 まちを支える市民のために	
6 - 2 持続発展するまちであるために	
重点プロジェクト	153

資料編  
基本構想  
新市建設計画重点施策

# 序 論



---

## 1 . 市の沿革 ~ 合併前 ~

旧田無市は江戸時代から青梅街道の宿場町として、そして北多摩地区の人々の生活を支える商業の拠点として栄えてきました。また旧保谷市は、江戸時代、幕府の開墾対策の一環として新田開発された農村から、その後の都市化の進展と住宅開発により住宅都市として発展してきました。

旧保谷市が旧田無市を包み込むような地形をしているという特殊性により、通勤、通学、買物など両市民の日常的な生活行動は行政区域を越え、また市民間の交流も活発に行われていたこともあり、この地域はすでに一体的な生活圏を構成していました。

両市の合併問題については、古くは明治 23 年頃にありましたが、昭和に入ってから、昭和 29 年に「町村合併促進法」に基づく「東京都町村合併計画」の策定に関し、都知事からの諮問に対し「1 市 3 町合併」(武蔵野市、保谷町、田無町、小金井町)を要望する旨の答申を行ったのが最初で、その後、昭和 38 年、昭和 40 年に合併論議が活発化したものの合併には至りませんでした。

しかしながら、少子高齢社会や地方分権などの社会環境の変化への対応から、あらためて合併の必要性が論じられるようになり、平成 10 年 2 月、任意の合併協議会である「田無市・保谷市合併推進協議会」を設置し、両市合併の必要性、効果を検証・確認するとともに、平成 11 年 7 月には新市将来構想策定委員会及び 21 世紀フォーラム等の市民参加を得ながら新市将来構想を策定しました。しかし、任意協議会においては、市民の負担水準や行政サービス水準などの具体的な協議に踏み込まなかったことから、任意の協議会から法定の合併協議会へ移行し、具体的な合併協定事項を協議することが必要であるという方向が示されました。

平成 11 年 10 月には法定協議会である「田無市・保谷市合併協議会」を設置し、新市建設計画をはじめとする合併協定事項を協議するとともに、具体的な合併効果の試算による検証や市民意向の確認方法に関する検討を行いました。

特に新市建設計画は、「21 世紀を拓き、緑と活気にあふれ、一人ひとりが輝くまち」を基本理念とし、合併後の新市のまちづくりの方向性を示す重要項目として検討を重ね、任意協議会において策定された新市将来構想をベースとして取りまとめられました。

新市建設計画をはじめとした合併協定事項が新市の名称のみを残しすべて終了した時点では、これらの合併協議の結果について広報紙やパンフレットを全戸配布し情報提供するほか、両市内の各所で市民説明会や出張説明会を行い、市民への理解を図ってきました。

一方、合併に関する市民の意向を確認する方法としては、平成 12 年 7 月に満 18 歳以上の市民を対象に投票方式による市民意向調査を実施し、合併の賛否、新市の名称、特に力を入れてほしい施策について意向を調査しました。その結果、両市ともに合併に「賛成」とする票が「反対」とする票を上回り、その後、開催された両市の臨時議会において、配置分合をはじめとする合併関連議案が可決されました。

そして、平成 13 年(2001 年)1 月 21 日、全国に先駆けた都市型合併の先進事例として誕生した西東京市は、全国から注目を集めるとともに、新市としてのまちづくりにおいても先駆的な役割を担っています。

---

## 2 . 市の沿革～西東京市誕生から～

西東京の合併は、「究極の行財政改革」を大きな目標とした取組でした。そのため、合併後にはさまざまな改革に取り組み、平成 19 年度までの 7 年間の累計で約 97 億円の経費削減効果を生み出しています。

その主なものとして職員数の削減があります。合併当時、職員削減については、平成 12 年 4 月 1 日の 2 市の職員数 1,406 人を基準に、平成 22 年 4 月 1 日の職員数を 1,188 人に削減することとしました。しかし、合併後の内部努力により削減を進めてきた結果、平成 19 年 4 月 1 日時点でこの目標を達成しました。また、市議会議員数についても 46 人から 30 人へと削減しました。こうした取組により、一般職人件費ベースでは 7 年間の累計で約 88 億円以上の経費削減効果を生み出しています。その他にも、民間委託化などによる事務改善や、東京都への消防事務委託の負担金が単独市分になることによる経費削減効果は、7 年間の累計で約 14 億円となっています。

このような効果とともに、合併に伴う国や東京都の合併後のまちづくりへのさまざまな支援もあり、合併当時に新市建設の重点施策として掲げていた、(仮称)合併記念公園の整備、コミュニティバスの運行、地域情報化の推進、ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進の 4 つの重点施策に着実に取り組んでいます。

## 3 . 市の概況

### (1) 位置と地勢

西東京市は、武蔵野台地のほぼ中央にあって、東京都の西北部に位置し(北緯 35 度 44 分、東経 139 度 33 分)、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市、東は練馬区に、西は小平市及び東久留米市に接しています。

標高 67m、地勢は北に白子川、中央部に新川(白子川支流)南部に石神井川があり、それぞれ西部から東部に向かって流れており、その沿岸が 2～3 m の低地となっているほか、一般には西から東になだらかに傾斜したほぼ平坦な地域です。

地質は、関東ローム層(主として関東地方に分布する褐色の土で、砂と粘土から成って空隙に富み、有機物を多量に含んで、植物の育成に適する。)で厚さ 10m 以上の所が多く、その下は径 3～5 cm の礫層で、地下水位は河川沿岸の低地に見られるくらいです。

### (2) 気候

1 年を通じての平均気温(平成 18 年)は 16.1 (最高 38.3、最低 -6.36) 年間降水量は 1826.4mm、気候は温和で、住宅都市として最適の環境をそなえています。

### (3) 面積

西東京市は、東西 4.8 km 南北 5.6 km にわたり、面積は 15.85km<sup>2</sup> となっています。

### (4) 人口

平成 19 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳による本市の総人口は 189,221 人で、平成 14 年の 179,126 人と比較すると約 5.6% 増加しています。

同様に、住民基本台帳によれば、年齢別 3 階層人口は、平成 19 年の年少人口が 13.1%、老年人口が 19.1%、平成 14 年は年少人口 13.0%、老年人口 17.0% となっており、老年人口が増加傾向にあります。

---

## 後期基本計画



---

## 総論



## 1.見直しの方向性について ～基本計画の見直し・各施策の目標値の明示～

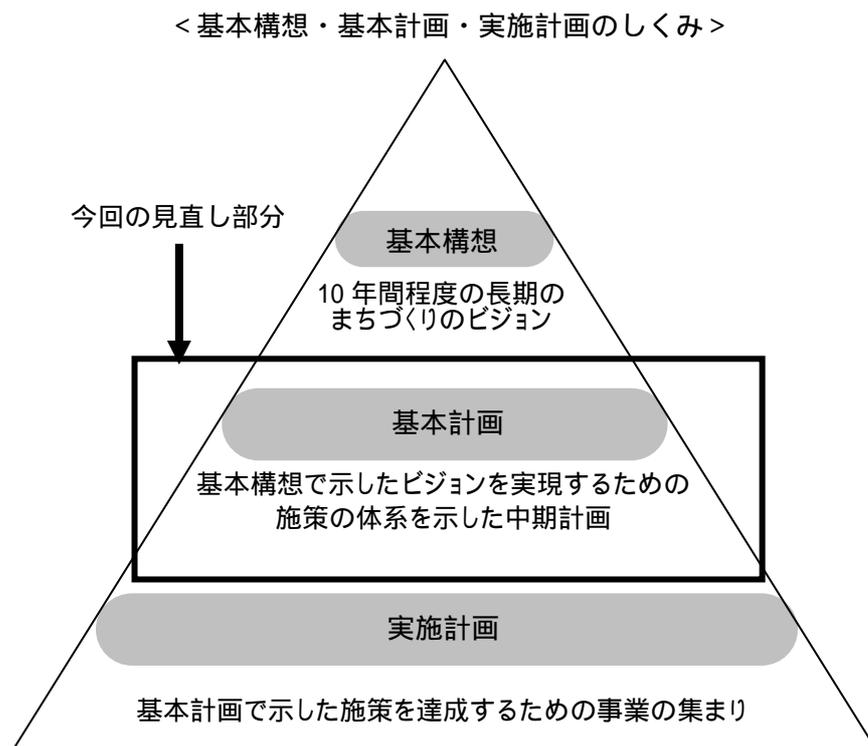
西東京市では、平成15年度に「西東京市基本構想・基本計画（平成16年度～平成25年度）」を策定し、各施策を推進してきました。今回は、平成21年度からの後期5年間の開始にあたり、社会経済情勢の変化や事業の実施状況、新たな市民ニーズも踏まえて、基本計画の見直しを行うこととしました。

今回の見直しでは、社会経済情勢の変化などを踏まえた計画内容の変更だけでなく、各施策の目標や目標値などを取り入れることで、より市民のみなさまに分かりやすく、かつ、市民のみなさまとの協働で計画的に施策が進められるような計画としました。

## 2.基本構想・基本計画等について

西東京市のまちづくりのしくみとしての計画体系は、大きく、基本構想・基本計画・実施計画の3つからなる総合計画、さらに、個別計画と新市建設計画の2つから成り立っています。計画の期間としては、基本構想・基本計画で10年、実施計画が3年となっています（下図を参考にしてください）。

今回は、「西東京市基本構想・基本計画」のうち、「基本計画」について見直しを行います。平成16年度から平成21年度までの前期5年間の実施状況を受けて、基本計画を見直して「後期基本計画」として策定するものです。以下、基本構想・基本計画・実施計画などの説明を示します。



## (1) 基本構想

### 制度的な位置づけ

基本構想とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき、地域における総合的かつ計画的な行政運営を行うために、めざすべき都市像や将来の基本目標・まちづくりの方向性などを示し、議会の議決を経て策定するもので、概ね 10 年間程度の長期的な視野に立ったまちづくりのビジョンを示したものです。

### 西東京市 基本構想について

西東京市の場合、平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間の基本構想の期間とし、まちづくりの基本理念を「わたしたちの望み」として「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」とし、生活者の視点に立った将来像として、「豊かで活気あるまち」「ほっとやすらぐまち」「ひと・もの・ことが育つまち」「みんなが支えあうまち」の 4 つの「理想のまち」を掲げています。

そうした「わたしたちの望み」「理想のまち」を実現するため、「創造性の育つまちづくり」「笑顔で暮らすまちづくり」「環境にやさしいまちづくり」「安全で快適に暮らすまちづくり」「活力と魅力あるまちづくり」「協働で拓くまちづくり」の 6 つの「まちづくりの方向」を定めています。これが基本構想であり、基本計画に示す施策は、6 つのまちづくりの方向に即して体系づけることとなります。

< 基本構想 ~ 4 つの理想のまち  
・ 6 つのまちづくりの方向性 >

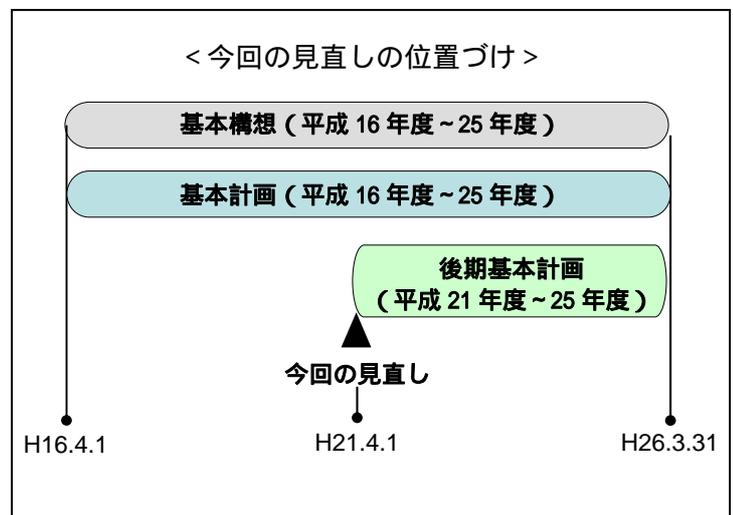


## (2) 基本計画

### 制度上の位置づけ

基本構想で示したビジョンを実現するための施策の体系を示した中期計画を指します。基本計画は基本構想と同時に策定し、計画期間は同じく平成 16 年度から 25 年度までの 10 年間の計画となります。

今回の見直しにより、10 年の計画期間のうち、平成 21 年度から 25 年度までの後期 5 年間については、後期基本計画とするものです。



---

## 見直しの手法

後期基本計画の見直しにあたっては、これまでの社会経済情勢の変化、事業の実施状況、市民意識調査など、西東京市のまちづくりに関するさまざまな状況を分析しました（詳細は13ページから示します）。

### (3) 実施計画

基本計画で示した施策体系に基づく具体的な事業計画を指します。実施計画は、新年度予算を元に3か年を期間とした計画として作成し、各事業が3年間でどこまで進められ、どの程度の予算が配分されるのかを定めます。

基本計画と実施計画は、目的と手段の関係にあり、実施計画の内容は、基本計画の施策を成するため、財政の裏づけをもって計画的に進めていく事業の集まりということになります。基本構想・基本計画に基づく取組は、この実施計画で具体化されることとなります。

### (4) 個別計画

西東京市には、基本計画、実施計画のほかに、各行政分野に係わる個別計画が存在します。例えば、地域福祉計画や都市計画マスタープラン、教育計画（教育プラン21）などです。こうした個別計画は、基本構想・基本計画を最上位に体系づけられるものです。計画の性格としては、法令などにより策定が義務付けられているもの、策定の努力義務があるもの、市が独自に策定するものなどがあります。

また、基本計画がまちづくりを総合的に進めていく上での施策の体系であるのに対して、個別計画は、基本計画で示した施策の体系に基づき、施策の考え方や事業をより詳細に定めたものといえます。今回、基本計画の見直しにあたっては、そうした各種の個別計画との整合性を図りながら、見直しを進めています。

< 個別計画と各行政分野との関係 >

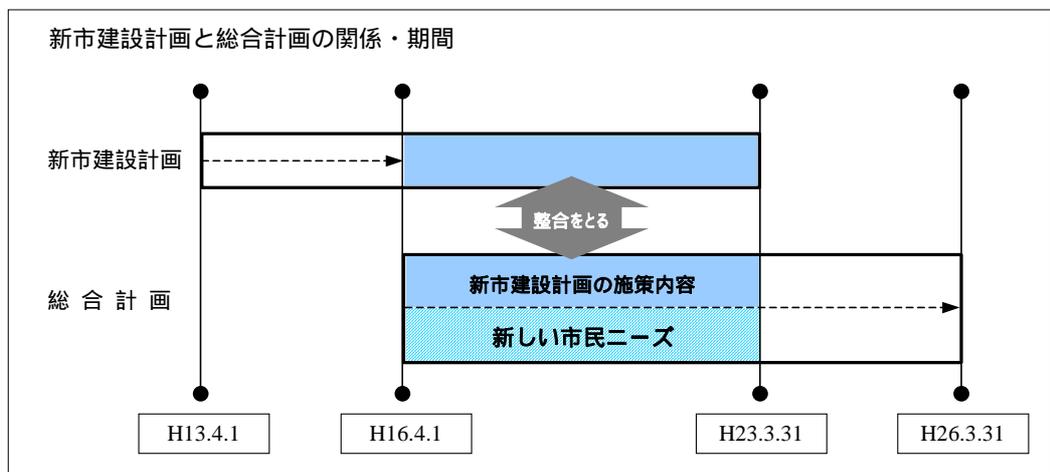
## (5) 新市建設計画

(1)~(4)の計画に加え、西東京市には、平成13年の合併時に策定した新市建設計画があります。新市建設計画とは、平成13年度から22年度までの10年間におけるまちづくりの指針を示したもので、合併に伴う財政支援を受ける際の根拠となる計画で、例えば事業実施の財源としての合併特例債の活用は、この新市建設計画に事業を位置づけることで、はじめて可能となります。

### 新市建設計画の位置づけ

平成16年度に策定した基本構想・基本計画では、新市建設計画の重要性を踏まえ、新市建設計画との整合性を図りながら事業を進めていきました。

後期基本計画では、これまでの5年間における事業の実施状況や社会経済情勢の変化などを踏まえ、事業推進のあり方を適切に見直した上で、平成22年度に向けて、引き続き新市建設計画について進行管理していきます。



### 新市建設計画の重点施策

新市建設計画の重点施策についても、これまでの5年間の実施状況などを適切に踏まえて、引き続き平成22年度に向けて取り組んでいきます。

#### 重点施策

(仮称)合併記念公園の整備  
コミュニティバスの運行

地域情報化の推進  
ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進

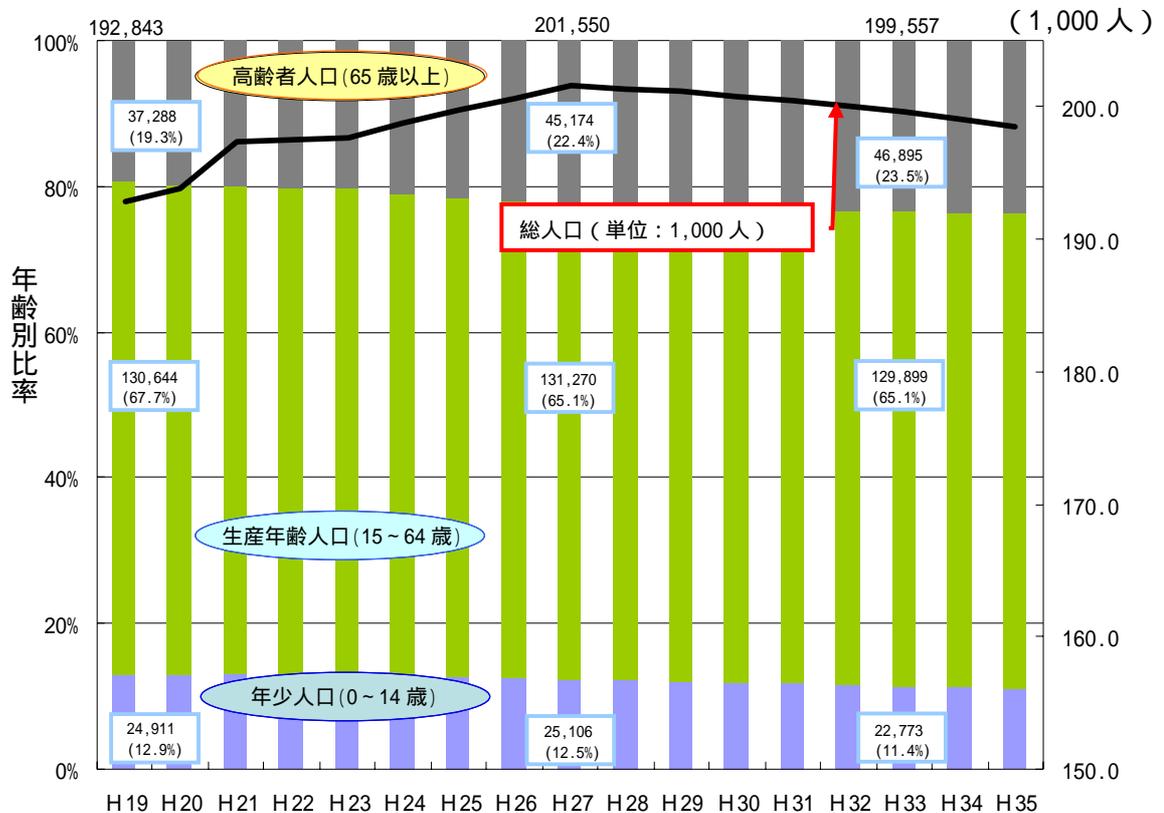
### 3. 後期基本計画策定の背景

#### (1) 人口の推移

平成 21 年までは、人口は大きく増加し、平成 22 年（2010 年）以降、増加率は緩やかになるものの平成 27 年（2015 年）までは増加を続けます。この計画の目標年度（平成 25 年度）における人口は、約 200,000 人になると想定します（平成 19 年 10 月「西東京市人口推計調査報告書」より）。なお、平成 27 年以降の人口は、減少に転じると想定しています。

年齢 3 区分ごとの傾向を見ると、年少人口（0 歳～14 歳）では、平成 28 年までに平成 19 年現在の人口を下回ります。生産年齢人口（15 歳～64 歳）については、平成 19 年から平成 25 年にかけて微増、それ以降は微減の傾向になります。一方、高齢者人口（65 歳以上）は毎年増加すると考えられており、平成 35 年の高齢化率は 23.7%になると想定しています。

< 人口推移グラフ >



図表 西東京市の将来推計人口

「西東京市人口推計調査」(平成 19 年 10 月)より

---

## (2) 財政フレーム

後期基本計画（平成 21 年度～平成 25 年度）期間中の財政計画は、社会経済情勢の変化、国や東京都の行財政の動向、本市における財政収支の推移や指標、人口推計などを勘案して推計します。

また、毎年度策定する実施計画において、社会経済環境の変化、行財政制度の変化に応じた改定を行い、財政計画の実効性を確保していきます。

### 歳入

#### (ア) 市税

市税については、今後の経済の見通しを踏まえるとともに、現行の税制度及び将来人口の推計を基本に算定しています。

#### (イ) 地方交付税

普通交付税については、市税等の動向や過去の実績等を勘案し、現行制度を基本としつつ、平成 23 年度以降の合併算定替えの縮減も考慮して算出しています。

また、基準財政需要額には、合併特例債、臨時財政対策債（現行制度では平成 21 年度まで）及び住民税等減税補てん債の元利償還金の措置額を加算しています。

#### (ウ) 国庫支出金・都支出金

国庫支出金及び都支出金については、現行制度を基本に、過去の実績等を踏まえ算出しています。

#### (エ) 市債

市債については、後年度負担に配慮し、新市建設計画事業に伴う合併特例債のほか、適債事業に係る通常債、さらに、臨時財政対策債を見込んでいます。

なお、平成 19 年度に繰上償還を行った関係で、平成 23 年度末の市債残高は、平成 18 年度末現在高の市債を上回ることがないように起債管理を徹底する必要があります。

### 歳出

#### (ア) 人件費

職員給与については、再任用制度を活用しながら退職者の補充を抑制しつつ、一般職職員数を適正な水準に保つ方針で算出しています。なお、給与の改定は見込んでいません。

#### (イ) 物件費・扶助費・補助費等

過去の実績を踏まえるとともに、経常的な事業に係る経費については、シーリングを設定し算出しています。

#### (ウ) 繰出金

繰出金については、現行制度を基本にするとともに、財源補てん的な繰出金の抑制に努めています。

#### (エ) 普通建設事業費

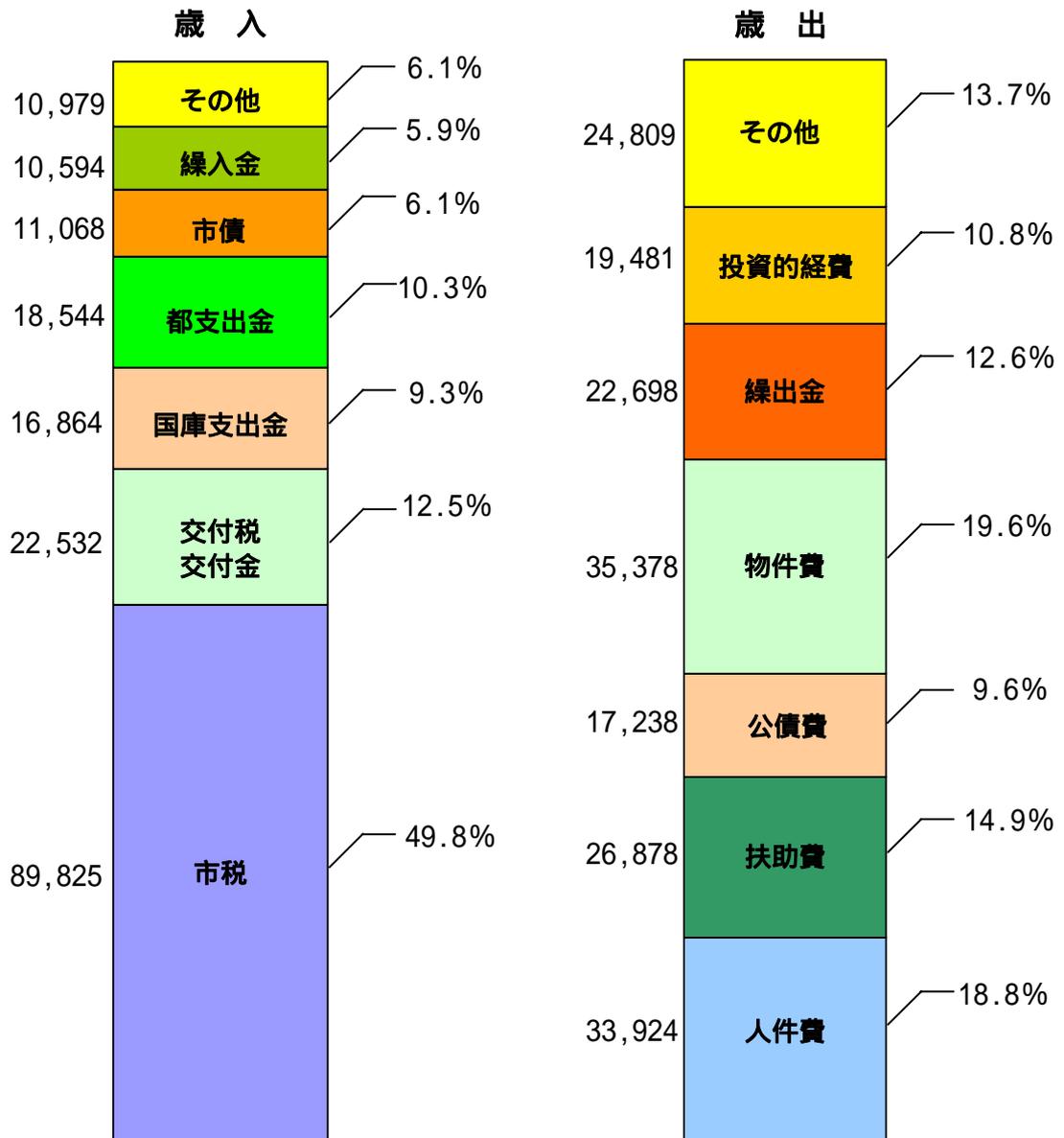
普通建設事業費については、計画事業を基本に見込むとともに、計画以外の事業については、シーリングを設定し算出しています。

## 財政見通し

後期基本計画5年間のうち当初3年間（平成21年度～23年度）の財政見通しは次のとおりです。

今後平成21年度予算編成作業を通じて最終的には平成21年度から平成25年度の財政フレームを策定する予定です。

（単位：百万円）



当初3年間総額 1千804億6百万円

(3) これまでの基本計画の取組状況

総括

基本計画は、平成 16 年度に 293 の計画事業を掲げてスタートしました。その後、毎年度予算編成にあわせて作成する実施計画で、あらたに 4 つの基本計画事業を追加しました。基本計画は、この 5 年間、297 の計画事業を体系化し計画的にまちづくりを進めてきたこととなります。

【実施計画で新たに追加した 4 つの基本計画事業】

主要施策名	基本計画事業名	事業年次		追加した理由
		始期	終期	
協 2-2 地域情報化の 推進	地域安心安全情報共有システムの構築	平成 17 年度	平成 19 年度	平成 17 年度から新たに取り組むもの
創 2-3 小中学校施設 設備の整備	雨水貯留施設浸透事業	平成 18 年度	継続中	平成 19～20 年度で計画的に実施する必要があるもの
	上向台小学校校舎増築事業	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 19 年度から新たに取り組むもの
安 1-2 生活道路の整備	向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画関連周辺道路整備	平成 20 年度	継続中	年次の進行により、平成 19 年度から計画的に取り組むもの

この 297 の計画事業のうち、実施計画で進行管理の対象としたものは 210 事業(70.7%)です。残る 87 事業(29.3%)については、事業の目的・性格が経常的といった理由から、通常予算の範囲で実施したものです。

平成 16 年度から 20 年度にかけて、基本計画事業に配分した事業費を見ると、金額では約 70 億から 110 億円の範囲、一般会計予算・決算に対する割合では 15%前後で推移しています。

西東京市の基本計画は、新市建設計画との整合を図り、新市建設計画事業に定めた事業も合わせた体系となっています。新市建設計画に基づく財源の一つに合併特例債がありますが、基本計画事業の財源である地方債のうち、合併特例債が占める割合は 6 割以上となっており、基本計画に基づき事業を実施していく上で、合併特例債が大きな役割を果たしているといえます。

【主要計画事業費等の年度別推移】

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
一般会計	59,217	54,355	59,131	59,874	61,130
主要事業費	7,851	7,309	9,130	8,970	10,843
( / )	13.3%	13.4%	15.4%	15.0%	17.7%
地方債	2,299	1,932	3,524	1,355	3,887
( / )	29.3%	26.4%	38.6%	15.1%	35.8%
合併特例債	2,027	1,785	3,097	971	2,603
( / )	25.8%	24.4%	33.9%	10.8%	24.0%
( / )	88.2%	92.4%	87.9%	71.7%	67.0%

注) 実績値は平成 18 年度までは決算、平成 19 年度は予算現計、平成 20 年度は当初予算に基づいています。

---

## 基本計画事業の取組状況

これまでの5年間で、南町スポーツ・文化交流施設きらっと、住吉会館ルピナス、エコプラザ西東京の建設、みどり・田無・西原の各保育園や北原児童館の建替、さらには保谷駅前公民館・図書館の開館といった公共施設整備に取り組んできました。

また、西東京都市計画道路3・4・15号線（保谷駅北口）の整備、3・4・21号線（ひばりヶ丘駅北口）の事業認可取得、さらには、計画的な雨水溢水対策工事の実施といった都市基盤整備も着実に進めてきました。みどり・公園の分野を見ると、西東京いこいの森公園、下野谷遺跡公園の整備を行うとともに、芝久保町での生産緑地の買取りや借地公園である北宮ノ脇公園の用地取得を行い、公園としての施設整備を進めています。

学校施設においては、中学校の耐震補強工事を完了するとともに、中長期的な修繕計画に基づき、小中学校の大規模改修工事に取り組んできました。また、青嵐中学校や保谷中学校体育館の建替を完了するとともに、大規模事業所跡地での住宅開発によって児童数が急増した上向台小学校については、校舎増築工事に着手しました。また、小中学校での教育コンピューター整備についても、これまでの基本計画期間で概ね配置を完了しました。

スポーツ振興計画、住宅マスタープラン、市道整備計画、交通計画、さらには地球温暖化対策実行計画といった個別計画の策定も、基本計画に基づき進めてきました。また、西原スポーツクラブの設立、ごみ有料化の実施といった事業も、基本計画に基づき実施してきました。

情報化では、ホームページのリニューアルを行うとともに、文書管理、電子決裁、電子入札といったシステムを導入しました。また、GIS（地図情報）を活用した道路管理台帳の電子化を行うとともに、住民票等自動交付機を保谷駅前図書館など市内6か所に設置してきました。

さらには、完全中学校給食の導入、学校の適正規模・適正配置といった調査研究課題についても基本計画に基づき検討を進めており、今後は事業実施に向けて取り組むこととなります。

その一方で、見直しが迫られている事業もあります。

基本計画では、伝統文化センターの整備、コミュニティビジネス支援、商工業の拠点施設の整備、市営住宅や西東京市民会館の建替といった検討課題を基本計画事業に掲げています。しかし、平成18年度から本格実施している事務事業評価では、実現性や事業実施の効果が課題とされており、今回の見直しでは、基本計画事業と位置づけることについて、再検討せざるを得ない状況となっています。

また、公共施設についても、今後は一段と老朽化が進むとともに、耐震化にも対応していく必要があります。これまで以上に計画的な修繕を進めるとともに、老朽化が激しい施設などについては、建替や耐震補強といった整備工事を進めていく必要があります。

## 新市建設計画

新市建設計画事業については、（仮称）合併記念公園の整備、コミュニティバスの運行、地域情報化の推進、ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進の4つの重点施策を、基本計画でもアクション・プログラムと位置づけ推進してきました。

西東京いこいの森公園の整備、はなバス第5ルートの開設、公共施設予約システムの導入、ひばりヶ丘駅南口における民間再開発の誘導、北口における都市計画道路事業認可の取得など、それぞれについて、これまで着実に事業を進めてきました。

また、施設整備などその他の新市計画事業についても、他の整備方法に変更したひばりヶ丘駅南口自転車駐車場の整備を除いて、新市建設計画の終期である平成22年度までには事業を完了する見通しとなっています。

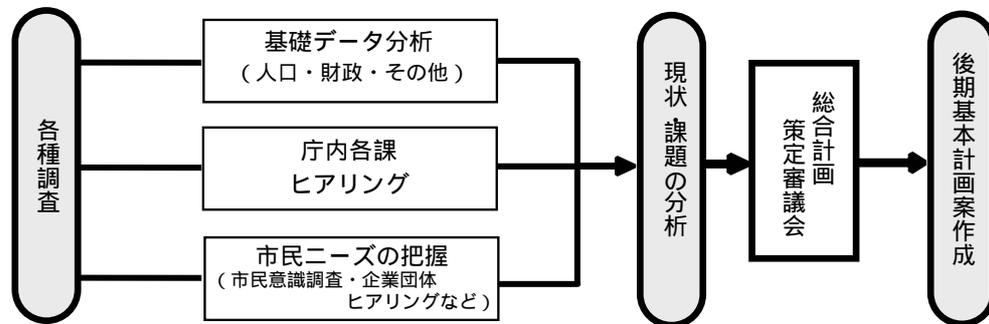
#### (4) 策定経過と見直しの要点

##### 策定経過

後期基本計画の見直しは、平成 19 年 7 月に学識経験者 8 名と公募市民 4 名の計 12 名からなる総合計画策定審議会を設置し、市長から計画案作成の諮問を受けて作業を開始しました。平成 19 年度には、市民意識調査、人口推計調査、企業・団体へのヒアリングといった基礎的な調査を行ない、調査結果をもとに見直し内容の検討を進めました。

平成 20 年度には、本審議会から総合計画（後期基本計画）案の中間答申があり、答申内容をもとに、7 月にはパブリックコメントを実施し、7 月から 8 月にはさまざまな年代の市民の皆さまを対象に、基本計画をテーマにしたワークショップを実施しました。さらに、10 月には「西東京市まちづくりシンポジウム」を開催し、まちづくりに対する機運の醸成を高めてきました。< 以下今後掲載予定 >

##### < 策定の流れ >



##### 見直しの要点

基本計画を見直す上で、社会経済情勢の変化や基本計画事業の評価、新たな市民ニーズについては、各種調査結果から次のとおり状況を把握しました。

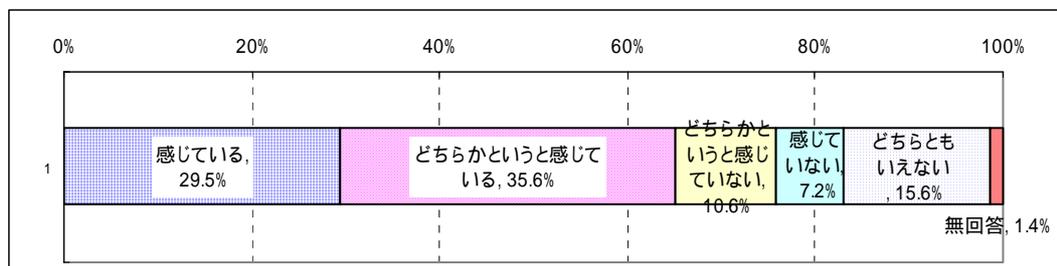
##### (ア) 市民意識調査

本調査は、西東京市総合計画（後期基本計画）の策定にあたり、統計的手法によって、市政に対する市民全体の考え方、特に、前期基本計画の推進状況に対する評価（満足度）を把握することを目的として実施しました。

調査対象は、西東京市住民基本台帳に登録された 18 歳以上の男女個人 5,000 人に対し人口構成比に配慮し無作為抽出とし、調査用紙を郵送配布・郵送回収することにより実施いたしました。回収数は 2,429 票（回収率 48.6%）、有効回答数は 2,418 票（有効回収率 48.4%）となっております。以下、代表的な項目についての結果を紹介します。

##### ア) 西東京市への愛着度

西東京市に愛着を「感じている」は 29.5%、「どちらかというと感じている」は 35.6% で、合わせて 65.1% となっています。一方、「どちらかというと感じていない」は 10.6%、「感じていない」は 7.2% で、合わせて 17.8% となっています。



イ) 合併して良かった点

「はなバスの運行など、交通の便が良くなった」が29.7%で最も多く、続いて「駅周辺整備などの大規模なまちづくりが促進された」が21.1%となっています。

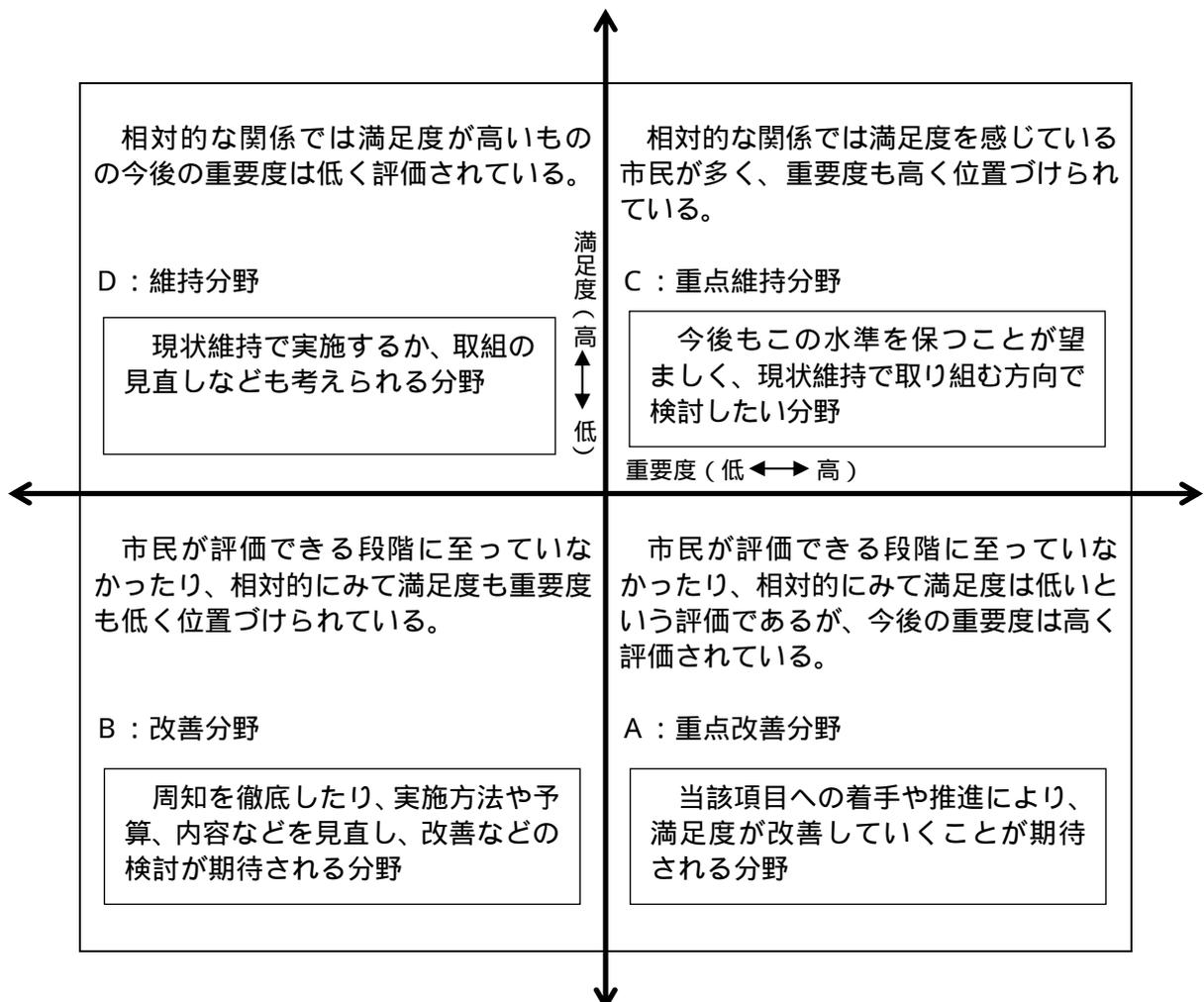
ウ) 合併してもう一步と感じる点

「市としての一体感が感じられない」が34.4%で最も多く、続いて「公共料金などの市民負担が増えた」が24.9%となっています。

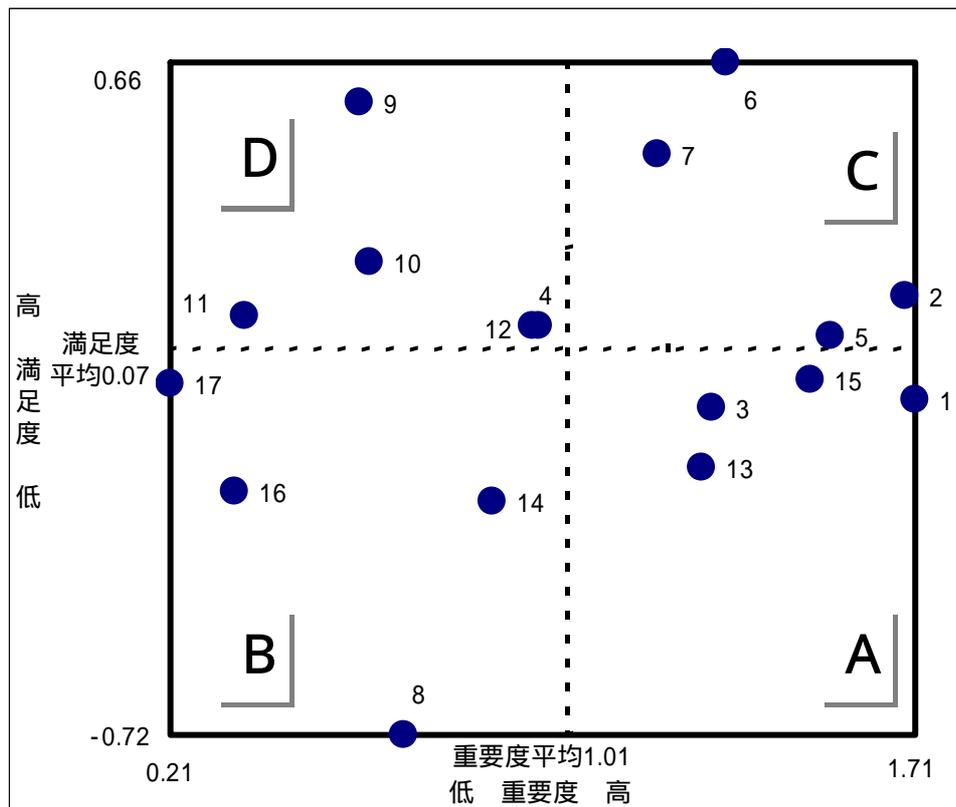
エ) 身近な生活環境の満足度・重要度調査

「満足度」をY軸に、「重要度」をX軸にとり、調査・分析を行いました。座標軸を元に、各項目間の相対的な関係を4つの方向性(ゾーン)でみると、「重点改善分野」には、「防犯・防災などの生活安全対策」「緑や水辺などの自然環境」「子どもの教育環境」「誰もが安心して暮らすための福祉環境」が分類され、「重点維持分野」には、「医療サービスの受けやすさ」「安全で歩きやすい道路環境」「鉄道・バスなどの公共交通の利便性」「買い物の利便性」が分類されています。

< 4つの方向性(ゾーン)の考え方 >



< 西東京市における身近な生活環境の満足度・重要度（CS）分析結果 >



<p>D：維持分野</p> <p>4 街並み・景観</p> <p>9 電話・インターネットなどの通信環境</p> <p>10 芸術や文化にふれる機会、学習する環境</p> <p>11 スポーツに参加する機会、楽しむ環境</p> <p>12 育児相談・保育園などの育児サポート環境</p>	<p>C：重点維持分野</p> <p>2 医療サービスの受けやすさ</p> <p>5 安全で歩きやすい道路環境</p> <p>6 鉄道・バスなどの公共交通の利便性</p> <p>7 買い物の利便性</p>
<p>B：改善分野</p> <p>8 地元の商店街</p> <p>14 就労時間、就労内容などの働く環境</p> <p>16 町内会などの自治組織の活動</p> <p>17 夏祭りなどの地域の行事・イベント</p>	<p>A：重点改善分野</p> <p>1 防犯・防災などの生活安全対策</p> <p>3 緑や水辺などの自然環境</p> <p>13 子どもの教育環境</p> <p>15 誰もが安心して暮らすための福祉環境</p>

図表の見方

「満足度」と「重要度」の平均ポイントを用いて、CS（Customer Satisfaction = 顧客満足）分析を実施しています。CS分析では、全ての設問項目の平均ポイントから座標軸を設定し、各項目間の相対的な関係を次の4つの方向性（ゾーン）でグラフ上に整理しています。

---

## イ 企業・団体ヒアリング

市内で活動している 50 の企業・団体を抽出し、ヒアリングを通じて、まちづくりに関する意識を調査しました。

ヒアリングでは、次のような意見がありました。

- (ア) 保育サービス、教育サービスなどの信頼向上と内容の充実が必要である。
- (イ) 高齢者や障害者など使う人に配慮したまちづくりを進める必要がある。
- (ウ) 複数の企業がアニメコンテンツを生かしたビジネスを検討しており、市のまちづくりとの連携が可能である。
- (エ) 市民活動団体との協働の推進に関するニーズが高い。
- (オ) 情報の電子化に伴う情報格差に対する配慮の必要性。

## ウ 庁内各課ヒアリング

市役所内各部署へのヒアリングを行い、各施策・事業などの現状と課題を調査しました。ヒアリングでは、次のような意見がありました。

- (ア) 新たに制定、改定された法律・制度に対する対応が必要である。(武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律の制定、障害者自立支援法の制定、教育基本法の改正、道路交通法の改正、保険医療制度改革、I T 新改革戦略の策定等)
- (イ) 事業の進捗を踏まえ基本計画事業の整理・見直しが必要である。
- (ウ) 庁内の横断的な連携を進めていく必要がある。

---

## 4.後期基本計画の実施方針

調査結果をもとに見直した上で、後期基本計画は次の方針を踏まえ、事業を進めていきます。

### (1)市民参加と情報公開の推進

市民と市との協働によるまちづくりを推進し、個性豊かで活力ある地域社会を実現するため、市民参加と情報公開の推進を図っていきます。

#### 市民参加

市民が、まちづくりの主役として活躍できるよう、市民参加をさらに発展させるとともに、市民の意向を的確に反映させながら事業を推進していきます。

#### 情報公開

市民参加を促進するとともに、個人情報等の情報資源の保護に十分配慮しながら、情報公開と情報発信を進めていきます。

### (2)健全な財政運営

財政の健全性を確保しつつ、まちづくりに対する市民の期待に応えていくため、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行財政システムの確立や自立度を高めた持続可能な財政構造への転換を積極的に図っていきます。

#### 行財政改革の推進

将来にわたり、健全で安定した行財政運営を確保し、市民サービスの向上を推進するため、行財政改革を着実に実行していきます。

#### 自主財源の確保

課税客体の正確な把握と市税徴収率の向上を図るとともに、使用料・手数料等の適正化による自主財源の確保に努め、安定した財政基盤の確保を図っていきます。

#### 特定財源の有効活用

国や東京都の補助制度を有効に活用するとともに、地方債の活用にあたっては後年度の財政負担に配慮しつつ、効果的な活用に努めていきます。

#### 財政運営の適正化

社会経済情勢や各種行財政制度の動向に対応した財政運営を行うとともに、「最少の経費で最大の効果」が発揮できるよう、市民ニーズに応じた財源の的確な配分に努めていきます。

#### 財政計画の作成

事業の円滑かつ着実な推進を図るため、社会経済情勢の推移を的確に捉え、財政計画を作成していきます。

### (3)公共施設の有効活用

円滑かつ効率的な事業執行に向け、公共施設の有効活用を前提に事業を進めていきます。

#### 公共施設の統合整備

地域において重複する公共施設については、市域全体のバランスを考慮し、統合整備していきます。

#### 新たな施設の整備

新たな施設整備については、公共施設の統合を前提として整備に努めるほか、現在ある公共施設の建替え・改修や余剰公共施設の有効活用を図りながら事業をすすめていきます。

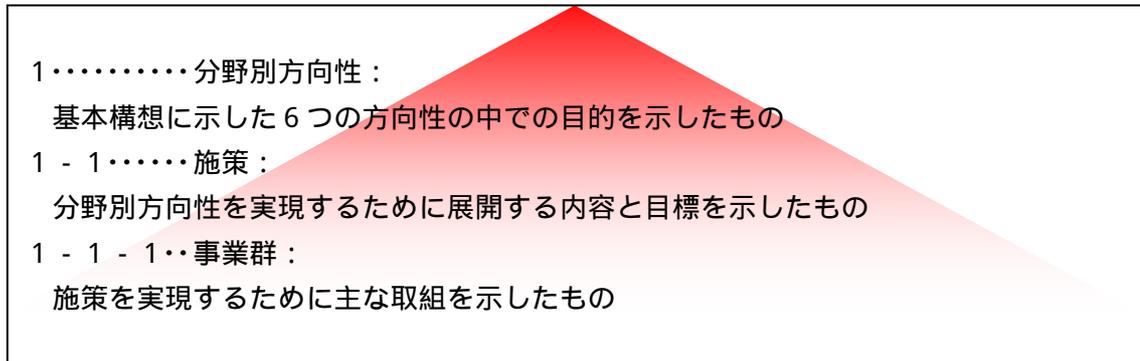
## 5. 後期基本計画の構成

### (1) 基本的な考え方

施策から事業までの関係の明確化

現在の前期基本計画では、施策の軸と事業の軸の二つがありました。後期基本計画では、一つのピラミッドとして、施策と事業とを位置づけることで、一目でみて、より分かりやすい内容としました。

< 施策のピラミッド >



例) 笑顔で暮らすまちづくり 笑1: 安心して暮らすために(分野別方向性)

( 施策 )

笑1-1  
地域福祉の推進

( 事業群 )

笑1-1-1  
地域の福祉活動団体と連携し、  
しくみを形成します

( 主要事業 )

・地域福祉活動拠点の整備

成果指標及び目標値の設定

後期基本計画では、施策の成果を示す代表的な指標を設定し、平成19年度の実績値と5年後の目標とする姿(目標値)」を示します。この平成25年度の目標値は、施策の達成度を示す目安といえます。

また、指標設定の理由、根拠などを示すことで、施策の展開に追い指標の持つ意味合いを明らかにします。成果指標は、原則として数値で把握できるものとしますが、市民意識調査における満足度といった意識の変化をみるものもあれば、利用者数といった増減の変化をみるものもあります。

< 市民意識調査について >

市民意識調査とは、市政における施策・事業の重要度・満足度などに関する市民意識を測定するものです。後期基本計画は、平成19年度に行った市民意識調査の結果も踏まえています。

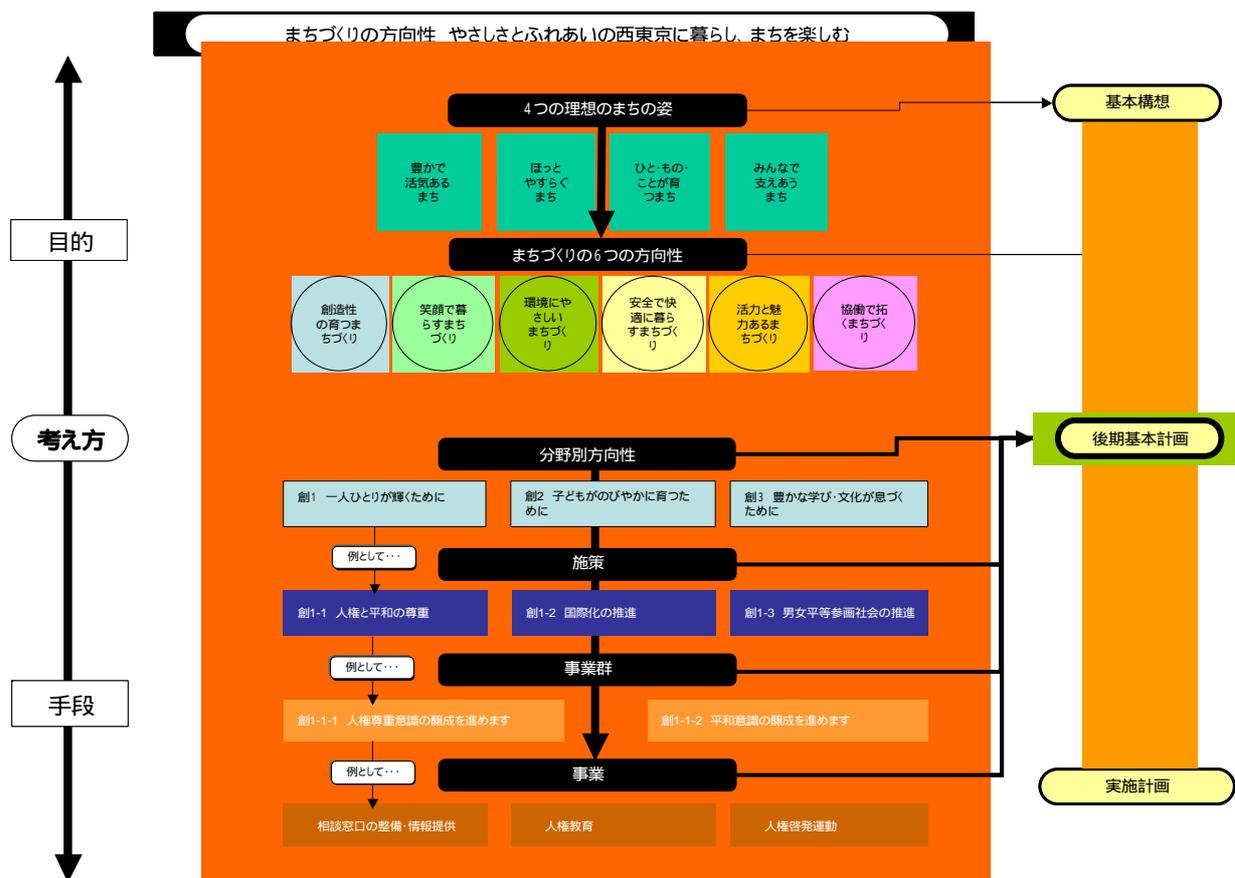
## 行政評価の視点の導入

現在、西東京市では、「地域経営戦略プラン」に基づき行財政改革を推進しており、後期基本計画もそうした視点に配慮した構成としています。

成果指標及び目標値を設定し、施策から事業までの関係の一つの流れとして示すことで、現在取組を進めている行政評価と後期基本計画を関連づけ、進行管理をしていきます。また、担当課などを基本計画に明示することで、市役所内の各部課の役割を明確にしています。

こうした進行管理を適切に実施することで、より効率的、効果的な施策、事業の推進に取り組むことができます。

< 図表 後期基本計画の全体イメージ >



# 国長まちづくりの推進

## まちづくりの目標

やささとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ

## 理想のまち

豊かで活気あるまち ぼっとやすらぐまち ひと・もの・ことが育つまち みんなで支えあうまち

### <まちづくりの6つの方向性>

#### 創造性の育つまちづくり

<主な領域> 教育・文化・スポーツ

#### 笑顔で暮らすまちづくり

<主な領域> 社会福祉全般

#### 環境にやさしいまちづくり

<主な領域> 環境・景観・ごみ

#### 安全で快適に暮らすまちづくり

<主な領域> 都市計画・上下水道・防犯防災

#### 活力と魅力あるまちづくり

<主な領域> 産業全般

#### 協働で拓くまちづくり

<主な領域> 市民参加・行政経営

### <分野別方向性・施策>

#### 1 一人ひとりが輝くために

- 1-1 人権と平和の尊重
- 1-2 国際化の推進
- 1-3 男女平等参画社会の推進

#### 1 安心して暮らすために

- 1-1 地域福祉の推進
- 1-2 高齢者福祉の充実
- 1-3 障害者福祉の充実
- 1-4 社会保障制度の運営
- 1-5 暮らしの相談の充実

#### 1 豊かなみどりを保つために

- 1-1 みどりの保全・活用
- 1-2 みどりの空間の創出

#### 1 快適な日常生活のために

- 1-1 住みやすい住環境の創造
- 1-2 道路・交通の整備
- 1-3 上下水道の運営

#### 1 活力ある産業のために

- 1-1 産業の振興
- 1-2 新産業の育成

#### 1 まちを支える市民のために

- 1-1 市民主体のまちづくりの推進
- 1-2 協働のまちづくりの推進

#### 2 子どもがのびやかに育つために

- 2-1 子ども参加の促進
- 2-2 子育て支援の促進
- 2-3 学校教育の充実

#### 2 元気に暮らすために

- 2-1 健康づくりの推進
- 2-2 高齢者の生きがいづくりの充実
- 2-3 障害者の社会参加の拡大

#### 2 持続可能な社会を確立するために

- 2-1 環境意識の高揚
- 2-2 ごみ対策の推進
- 2-3 公害対策の推進
- 2-4 地球温暖化対策の推進

#### 2 安全な暮らしのために

- 2-1 災害に強いまちづくり
- 2-2 防犯・交通安全の推進
- 2-3 危機管理体制の整備

#### 2 人が集まるまちになるために

- 2-1 まちの魅力の創造

#### 2 持続発展するまちであるために

- 2-1 開かれた市政の推進
- 2-2 地域情報化の推進
- 2-3 健全な自治体経営の推進

#### 3 豊かな学び・文化が育つために

- 3-1 生涯学習社会の形成
- 3-2 学習活動の推進
- 3-3 スポーツ・レクリエーション活動の振興
- 3-4 芸術・文化活動の振興



施策・事業群

<現状と課題>

「施策を取り巻く現状」においては、西東京市での個別の施策を取り巻く、状況の変化を示しています。加えて、今後の動向と必要とされる流れを示します。

「施策全体の課題」及び「施策実施へ向けたキーワード」においては、現状を踏まえ、今後の展開へ向けた課題及びキーワードを示します。

その他、この施策内容に関連するさまざまな動きの紹介及び用語解説を示します。

例 施策・事業群 その1

◆創 1-1 人権・平和の尊重 (担当する課：生活文化課・秘書広報課)

**施策を取り巻く現状**

世界で多発しているテロや戦争、学校や職場での人権問題など、現在の人権・平和をとりまく状況は非常に多様化・複雑化しています。

西東京市における施策を取り巻く状況の変化、まちづくりに必要な視点を紹介します。

**施策全体の課題**

誰にとっても住みよくなるためには、子ども、高齢者、女性、外国人の人権が守られる地域社会である必要があります。

状況の変化を踏まえ、施策としての課題を示します。

**施策実施へ向けたキーワード**

- 人権意識と平和意識の醸成の普及活動を通じて、全てのひとにとって更に住みよいまちを目指す

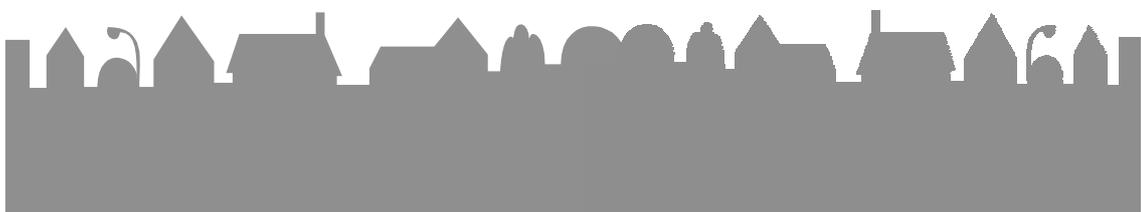
図表 1-1 市民意識調査（平成 18 年 6 月実施）：人権・平和施策についての重要度

無回答	185 (7.7%)
わからない	418 (17.3%)
重要でない	67 (2.8%)
あまり重要ではない	182 (7.5%)

この施策内容に関連する様々な動きの紹介及び用語解説を示します。

**用語解説**

西東京市平和の日：核兵器のない平和な世界を市民共通のもので、市民参加によって策定され、平成 14 年 1 月 21 日、非核・平和都市宣言：昭和 20 年 4 月 12 日に、西東京市になった。戦争の体験を風化させることなく、平和の意義が定められた。



< 施策及び事業群 >

「施策の目標」においては、施策展開の目標を示します。「施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)」では、平成19年度の実績値と平成25年度の目標値を示します。この平成25年度の目標値は、施策を行う上での代表的な成果の目安となる数値となります。

「主な取組」では、事業群の主な内容を示します。

その他、他自治体などでの動向を紹介し、この施策に関する動向を示します。

施策の目標を示します。

**創1-1 人権と平和の尊重の目標**

平和を尊び、人権が尊重される社会をめざします。

**施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)**

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	
人権尊重事業参加人数	555人	605人	↑	人権に関する啓発事業への参加を促進することにより、市民の人権に関する意識が高まります。

数値設定の理由を示します。

施策を行う上での成果の目安を数値として示します。

「主な取組」の内容をそれぞれ示します。

他自治体の動向を示します。

---

## 各論



---

# 1 . 創造性の育つまちづくり

### 分野全体を取り巻く状況

1990年代から急速に進展した少子高齢化、国際化、女性の社会進出など、大きく社会が変化する中で、市民一人ひとりが尊重され、また活躍することのできる社会の形成に取り組むことが重要です。

西東京市では、これまで人権や平和の啓発活動、外国籍市民への支援、男女平等社会の推進を通して、さまざまな人が暮らしやすい社会の形成に向けた取組を進めてきました。

今後、さらに進展する少子高齢化、国際化、女性の社会進出に対して、これまでの取組を継続するとともに、変化する社会状況に柔軟に対応し、取組を充実させていくことが必要です。

### 分野全体の目的

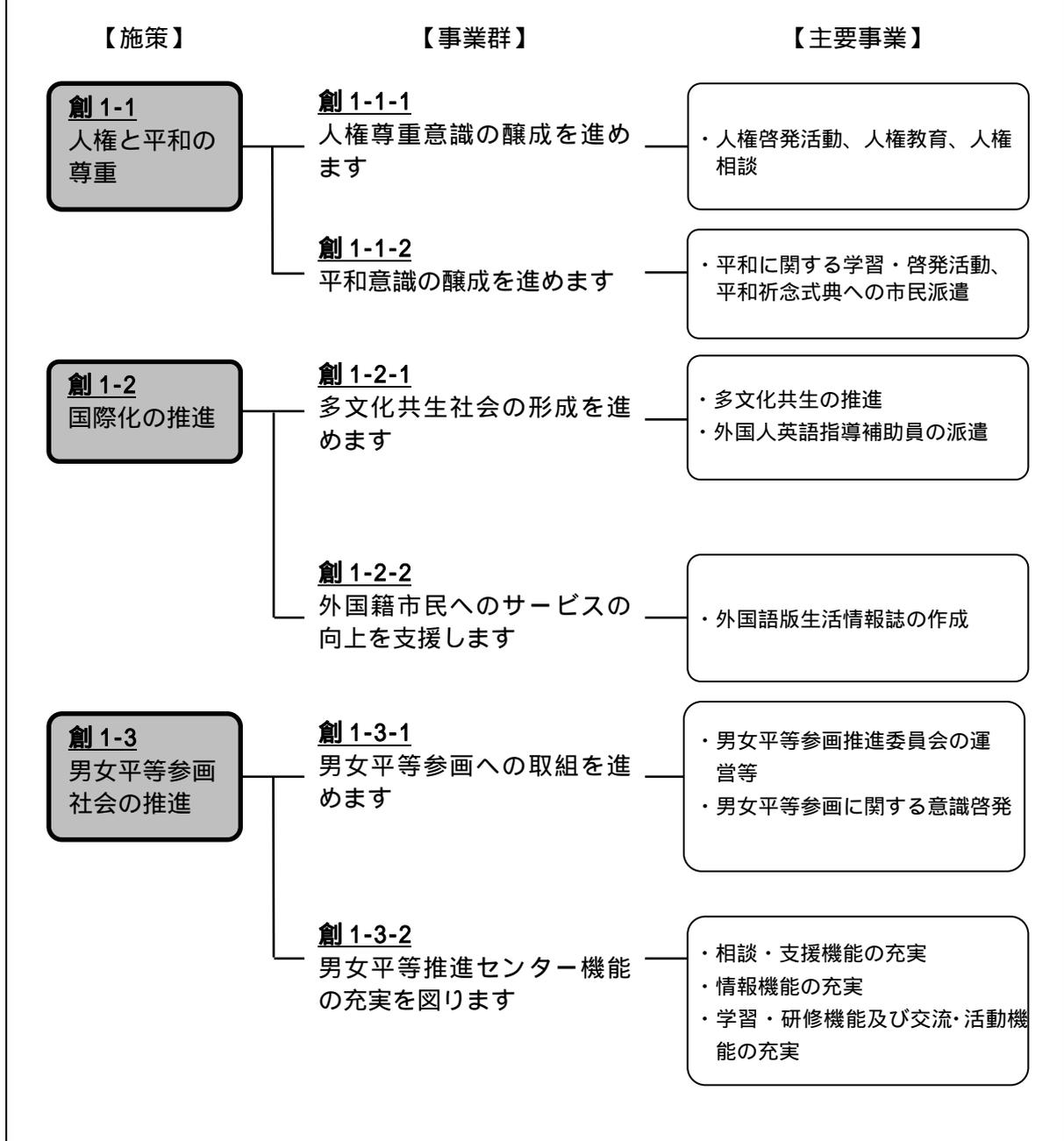
まちには、さまざまな人が暮らし、働き、学び、支えあい、生活をおくっています。地域社会を支える市民一人ひとりは、それぞれ個性と可能性をもったかけがえのない存在です。人種・国籍・性別・信条・社会的身分などで差別されることのない、人権が尊重される社会が実現されなければなりません。

あわせて、男女平等については、意識づくり、平等参画の促進などに努めていく必要があります。

また、市民一人ひとりが、地域を越えた「地球市民」として、多くの人とグローバルな問題に取り組んでいかなければなりません。

このため、平和を尊び、人権が尊重される社会をめざすとともに、国際理解を深め、多様な言語・文化的背景をもつ市民が暮らしやすいまちを築いていきます。

図表 1-1 創1 一人ひとりが輝くために～全体構成～



**施策を取り巻く現状**

世界で多発する紛争、学校や職場におけるさまざまな人権問題など、現在の人権・平和を取り巻く状況は非常に多様化・複雑化しています。

西東京市では、平成 14 年 1 月 21 日に非核・平和都市を宣言し、田無市と保谷市の合併時に「西東京市平和の日」を定め、人権相談・人権啓発活動事業を行うなど、積極的に平和・人権施策を行ってきました。

平和事業については、戦争から時が経つにつれて体験者が高齢化し、青少年への体験談の継承などが課題となっています。また、さまざまな場所で起こる人権問題について、その解決が求められています。

今後は、各関係機関と連携しながら人権・平和意識の醸成、普及活動を通してすべての人にとって住みよいまちをめざします。

**施策全体の課題**

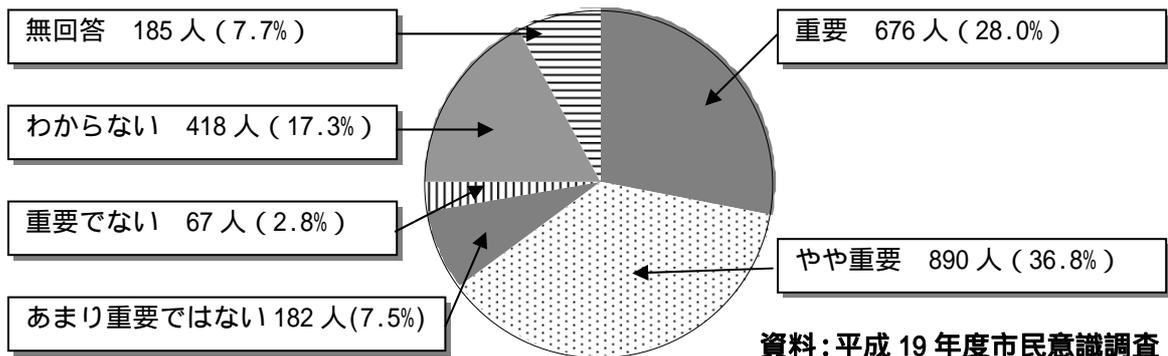
誰にとっても住みよいまちになるためには、子ども、高齢者、女性、外国人の人権が守られる地域社会である必要があります。そのため、現在進めている人権・平和に関する普及啓発活動を今後も続けていきます。

一方、多様化・複雑化した現状に対応していくためには、双方向のコミュニケーションが必要です。今後は、地域のさまざまな関係機関と連携をとることで、西東京市全体として取り組むことが非常に重要です。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・人権意識と平和意識の醸成のための普及活動
- ・すべての人にとってさらに住みよいまち

**図表 1-2 平和に関する啓発活動や学習活動の推進に関する重要度**



**用語解説**

**非核・平和都市宣言**：核兵器のない平和な世界を市民共通の願いとして広く世界に呼びかけるもので、市民参加によって策定され、平成 14 年 1 月 21 日に宣言されました。

**西東京市平和の日**：昭和 20 年 4 月 12 日に、西東京市一帯が爆撃を受け、多くの人が犠牲となりました。戦争の体験を風化させることなく、平和の意義を考えていこうという市民の声により定められました。

## 創 1 - 1 人権と平和の尊重の目標

平和を尊び、人権が尊重される社会をめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「平和に関する啓発活動や学習活動の推進」に対する重要度	64.8%	70%	↗	平和に関する事業を行い、これが市民の間に認知され、浸透していくと、平和に関する施策が重要であると答える人の割合が増えると考えられます。(市民意識調査で把握します。)
人権尊重事業への参加者数	555人	600人	↗	人権に関する啓発事業への参加を促進することによって、人権問題に関する意識が高まります。

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 創 1 - 1 - 1 人権尊重意識の醸成を進めます

- ・ 人権尊重意識が行政のさまざまな分野や市民生活のあらゆる場面で反映されるよう、人権啓発活動を推進します。
- ・ 東京都人権施策推進指針などに基づいて、学校教育を通じて、発達段階や実情に応じた人権教育を推進するとともに、さまざまな場所での学習機会を充実していきます。
- ・ 人権擁護委員や関係機関などとの連携を図りながら、多様化する人権問題への対応、啓発活動などを進めていきます。

#### 創 1 - 1 - 2 平和意識の醸成を進めます

- ・ 核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現をめざした「非核・平和都市宣言」に基づき、平和に関する啓発活動や学習活動を推進します。
- ・ 「西東京市平和の日」を中心に、戦争体験を風化させることなく、平和の意義を考えていくため、パネル展示などの啓発活動を進めていきます。
- ・ 戦争体験者が少なくなる中、戦争体験を次世代に継承するために、若い世代を対象とした啓発活動を進めていきます。

**施策を取り巻く現状**

国際化が進む現在、日本への外国人入国者は増加の一途をたどっています。

西東京市でも、外国籍市民は平成 14 年度から平成 19 年度にかけて 21.2%増加しています。こうした国際化の時代における多文化共生社会の形成について、外国籍市民との交流や生活支援を通じて行っています。

平成 20 年度には子どもから高齢者まで多くの市民が国際理解を深め、また国際感覚を養い、日本人・外国人ともに市民として社会に参画していくことを目的として、拠点となる（仮称）西東京市多文化共生センターの整備を行いました。

今後は、こうした拠点を十分に活用しながら、外国籍市民が地域でより多くの交流の機会を持ち、また、外国籍市民自身が地域活動を通じて、地域に親しみをもって参画していただけることをめざします。

**施策全体の課題**

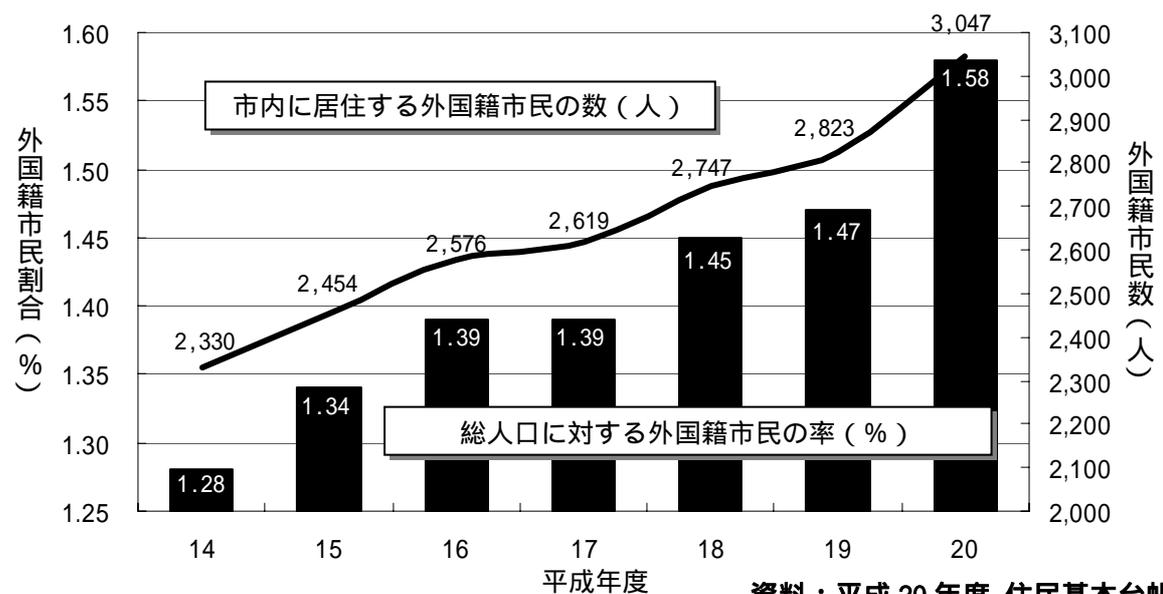
外国籍市民が、地域と交流し日本国籍市民と同様に社会に参画していくためには、さまざまな交流機会を設けることが必要です。（仮称）西東京市多文化共生センターや公民館などを中心に、外国籍市民が地域交流の場に参加するための環境を整備します。

さらに、外国語の情報誌などを充実することで、外国籍市民が日本で生活していく上での情報を十分に取得し、情報不足による不自由を受けないよう、市民と協力して支援を続けていく必要があります。

**施策実施に向けたキーワード**

- ・ （仮称）西東京市多文化共生センター、公民館活動などを通じた地域交流支援
- ・ 外国籍市民への情報提供による生活支援

図表 1-3 西東京市における外国籍市民の数と割合



資料：平成 20 年度 住民基本台帳

## 創 1 - 2 国際化の推進の目標

国際交流を促進し市民の国際理解を深めるとともに、外国籍市民も暮らしやすいまちをめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
講師(出演)、通訳など事業の主たる担い手として活動した市民の数	88人	150人	↗	国際交流に関する活動を行う市内の市民活動団体は年々増加しており、行政と協働できる団体も増加しています。また、そうした活動が活発になる中で、事業の主たる担い手となる市民も増加しています。今後、外国籍市民の数は増加が予想されることから、こうした担い手市民の増加が国際交流の強い推進力となります。
A L T (外国人英語指導助手)による指導を受けている児童・生徒数	10,241人	現状維持	→	小学校は3年生から6年生、中学校は全学年を対象として、A L T業者と業務委託契約を結び、A L Tが英語指導などを行っています。
外国語版生活情報誌の配布部数	500部	1,000部	↗	西東京市における外国籍市民の数は増加しており、今後も増加が予想されています。日本語を読むことができない外国籍市民でも、外国語版生活情報誌を読むことによって、西東京市をより理解し、地域へ参加していくことができます。

## 主な取組～課題解決の方向性～

### 創 1 - 2 - 1 多文化共生社会の形成を進めます

- ・ 国籍や文化的背景などお互いの違いを認めあいつつ、同じ地域に暮らす住民としてともに生きていく「多文化共生」社会の実現をめざし、取組を進めます。
- ・ 外国人と日本人との相互理解、相互学習を図るための事業の充実に取り組みとともに、地域の活動団体との連携を進めていきます。
- ・ 社会的に制約を受けやすい人の学習機会を整備・充実し、すべての人が地域で学びあうことの大切さを実感でき、より豊かな生活に向けた学習機会を提供します。
- ・ 日本や世界の文化・伝統に触れる機会を充実させ、日本人としてのアイデンティティ及び積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる教育を推進します。

### 創 1 - 2 - 2 外国籍市民へのサービスの向上を支援します

- ・ 外国語による便利帳やホームページ、各種パンフレット、案内表示の整備など外国語による情報提供(情報発信)の体制づくりを進めていきます。
- ・ 日本語習得の支援に関する学習や事業などに取り組み、地域の活動団体との連携を進めていきます。

**施策を取り巻く現状**

平成 11 年 6 月に公布・施行された男女共同参画社会基本法に象徴されるように、男女が一個人として社会のあらゆる分野に参画する社会の実現は、基本的人権の尊重に関わる重要な課題です。

西東京市では、男女平等参画社会の実現をめざし、情報誌の発行やフォーラムの開催などの啓発活動を行ってきました。また、女性の人権擁護に向けて、平成 14 年度には相談窓口を開設しました。

しかし、一方で平成 19 年度に実施した「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」からは、依然として職場での男女不平等や、女性に対する暴力、特に精神的・経済的暴力といった課題が明らかになっています。

今後、西東京市としては、これまでの取組を続けるとともに、平成 20 年度に開館した男女平等推進センターを拠点に、相談体制・情報提供の充実や、学習や交流の機会を提供することで、男女平等参画社会の実現をめざします。

**施策全体の課題**

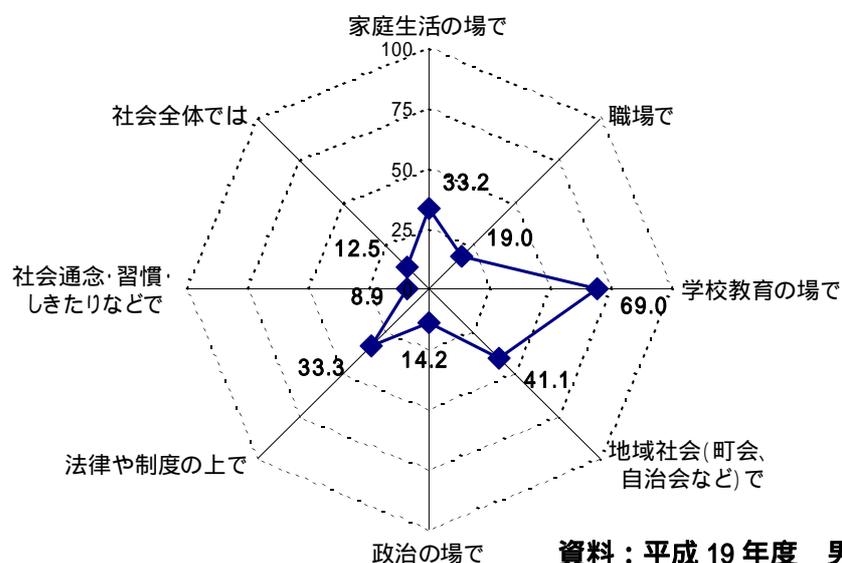
より充実した男女平等参画社会を実現するためには、関係機関と連携して行うことが必要です。

平成 20 年度に住吉会館に移転した男女平等推進センターを拠点に、ドメスティック・バイオレンス(DV)等の女性をとりまく暴力の問題を含めた女性相談の専門化・高度化を図るとともに、情報提供の充実や交流の機会の促進、市民活動などへの支援などを図る必要があります。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ 男女平等推進センターを中心とした活動の展開
- ・ 女性相談体制の充実

**図表 1-4 市民生活における男女平等を感じている人の割合**  
( 100 で回答者全員が感じている状態 )



資料：平成 19 年度 男女平等参画に関する西東京市民意識実態調査

## 創 1 - 3 男女平等参画社会の推進の目標

女性も男性もお互いに認めあい、対等なパートナーとして協力しあうことができる社会をめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
まつり(フォーラム)への参加人数	491人	-	↗	市で取り組むさまざまな男女平等参画に関する事業を推進することで、男女平等参画社会への興味関心が高まります。
男女平等推進センター登録団体数		10	↗	市政には市民活動団体との協働は不可欠で、積極的な取り組みが期待されます。

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 創 1 - 3 - 1 男女平等参画への取組を進めます

- 男女平等参画推進計画に基づき、性別に関わりなく、一人ひとりが個性を発揮して、職場、家庭や地域社会などのあらゆる場に誰もが対等な立場で参画していくという、男女平等の意識づくりに取り組みます。
- より多くの人々が考えるきっかけをつくるために、情報誌の発行やまつりの開催を行うとともに、仕事と家庭、地域活動への調和が取れた生活の実現に向け、男女平等推進センターを中心とした活動に取り組みます。
- あらゆる場での男女平等が促進されるよう、子育てや介護などへの社会的支援体制を充実させるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、雇用の分野において女性も男性も、能力を十分発揮できる環境整備を東京都などと連携して進めます。
- 行政委員会や審議会など、市政への女性の参画を促進するとともに、地域・社会活動への男女平等参画を促進するよう、情報提供や市民活動への支援を充実します。

#### 創 1 - 3 - 2 男女平等推進センター機能の充実を図ります

- 女性も男性も、相互に身体の特性を十分に理解し、お互いを個人として尊重しあえる意識の普及に努めるとともに、女性をめぐる健康上の問題に対して支援します。
- 女性に対する暴力などから人権を守るため、相談体制の充実や、関係機関と連携をとりながら対応を図っていきます。
- 各関係機関と連携して、講座の開催や交流の機会・情報の提供を促進するとともに、市民・団体・NPOとの交流やネットワークづくりを促進します。

## 創2 子どもがのびやかに育つために

### 分野全体を取り巻く状況

西東京市では、これまで子どもの権利を尊重し、子どもの主体的な社会との関わりを支援することで、子どもが社会に参画できるよう取り組んできました。また、子育て環境や教育環境の整備、充実を図ることで、子どもと親がのびのびと暮らすことのできる環境づくりを行ってきました。

近年問題となっている子どもや親の心のストレスは、地域、家庭、学校がともに向き合うことで解決をしなければならない課題です。

西東京市では、子どもの在住数が増加しており、地域と子どもの繋がりが希薄化しがちな現在、地域全体で子どもと子育てを支えていく必要があります。また、市内でも、効果的な事業展開に向けて、組織横断的なしくみづくりを進める必要があります。

### 分野全体の目的

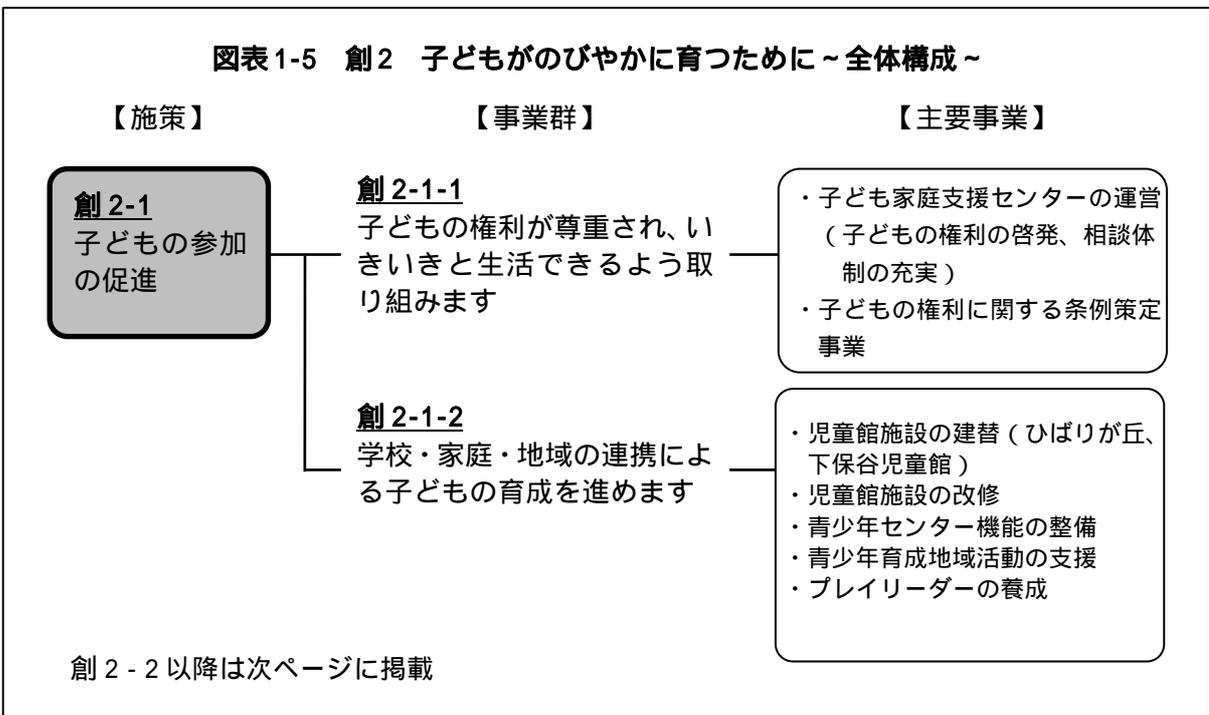
未来を担う子どもたちが、のびのびと育つために、子どもの権利を尊重するとともに、親が安心して子育てをできるための支援や、学校教育の充実が必要です。

そのため、子どもと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、子どもたちが主体的にさまざまな活動に参加・参画して、自ら育つことのできる環境づくりを進めていきます。

また、子どもを安心して産み、健やかに育てられる環境づくりを、子どもの立場を踏まえながら進めるとともに、子どもの社会性を育む場である学校を活力と魅力あるものとし、一人ひとりの個性を尊重し、豊かな心あふれる人間形成を図る環境をつくっていきます。

あわせて地域と学校の連携を進め、家庭・学校・地域・行政が一体となって子どもの成長を支えていきます。

図表 1-5 創2 子どもがのびやかに育つために～全体構成～



図表 1-5 創2 子どもがのびやかに育つために～全体構成～

【施策】

【事業群】

【主要事業】

**創2-2**

子育て支援の促進

**創2-2-1**

子育て支援サービスの充実に努めます

- ・ファミリー・サポート・センターの運営
- ・病後児保育室の運営
- ・子ども家庭支援センターの運営  
(学習機会の充実、子育て活動団体の育成・支援、子育て支援ネットワークづくり)

**創2-2-2**

子育て環境の整備を進めます

- ・保育園施設の建替(すみよし保育園)
- ・保育園施設の大規模改修
- ・(仮称)ひばりが丘団地内保育園の整備
- ・子ども家庭支援センターの運営  
(子育て相談、交流広場、一時保育事業の実施)
- ・保育園の民間委託の実施
- ・学童クラブの建替(ひばりが丘、下保谷学童クラブ)
- ・学童クラブ施設の改修
- ・学童クラブ施設の増設の検討

**創2-3**

学校教育の充実

**創2-3-1**

学校教育環境全般の向上に取り組めます

- ・特色ある学校推進事業の実施
- ・教育情報センター機能の充実
- ・小中学校コンピュータ環境整備の推進
- ・小学校ランチルームの整備
- ・完全中学校給食の実施
- ・教育ニーズに応じた多様な教育の展開
- ・通級学級の開設

**創2-3-2**

学校教育施設の計画的な整備を進めます

- ・小学校校舎等大規模改造事業
- ・中学校校舎等大規模改造事業
- ・ひばりが丘中学校校舎老朽化に対する整備検討
- ・中原小学校校舎老朽化に対する整備検討
- ・雨水貯留等施設浸透事業
- ・学校の適正規模・適正配置及び学区の見直しの検討

**創2-3-3**

教育相談機能の充実を進めます

- ・教育相談の充実
- ・スクールカウンセラーの配置
- ・不登校児童・生徒への対応の充実

**創2-3-4**

学校・家庭・地域の連携を支援します

- ・地域教育協力者活用事業
- ・地域生涯学習事業の推進
- ・共同事業の企画、実施

### 施策を取り巻く現状

少子高齢化や核家族化の進展、人口の流入出によって、特に都市部では地域と子どもの触れ合いが希薄化しています。西東京市では、これまで子どもと地域の関係の希薄化による問題を未然に防止するため、子ども家庭支援センターや児童館、学童クラブなどを利用した子どもの居場所づくりを進めてきました。また、平成元年11月に国際連合が採択した「児童の権利に関する条約」の理念を、地域の中で活かし、実現していくためのしくみづくりにも取り組んでいます。

今後は、子どもの権利に関する条例の策定などの取組を進めるとともに、半数以上の世帯が核家族世帯という実情を踏まえ、地域で子育てを支えることで、親の負担軽減や子どもが地域と触れ合う機会を充実していきます。こうした取組を通じて、子どもが地域でいきいきと育つ環境を整備していきます。

### 施策全体の課題

子どもがいきいきと育つためには、子どもが地域の一員として参加しながら、自らを育み、自立していくことのできる環境づくりを進めていく必要があります。

そのために、本市では子どもの権利に関する条例の策定を検討・実施し、子どものための相談窓口の充実に努めます。

さらに子どもの育成を地域で見守るネットワークなどを活用し、他世代との交流を通じた子どもの地域への参加を推進していきます。また、医療機関・児童相談所・警察などと連携して、児童虐待の防止に努めることも重要です。

### 施策実施へ向けたキーワード

- ・ 子どものための相談・救済体制の充実
- ・ 児童館や公民館、学校などとの地域連携による子育て支援
- ・ 他世代との交流促進による地域参加

### 用語解説

**児童の権利に関する条約**：平成元年に国際連合で全会一致で採択された条約。条約にうたわれる4つの柱には、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」があり、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることをめざしています。日本はこの条約を平成6年4月に批准しています。自治体単位では、条約の理念を地域の中で活かし、実現していくための条例を策定していこうという取組が進んでいます。川崎市が平成12年に制定したのをはじめとし、各地での取組が進んでいます。

## 創 2 - 1 子ども参加の促進の目標

さまざまな場面において子どもの権利が尊重され、子どもたちが主体的に参画して育つことのできる環境を整えていきます。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
子どもの権利に関する条例の策定	-	条例の 策定	-	子どもの権利に関する条例を策定し、子どもの権利が尊重され、子どもたちがいきいきと生活することができるよう取り組みます。
ひばりが丘・下保谷 児童館の建替	-	2か所	-	中学高校生年代への対応機能を特化した新たなタイプの児童館を整備し、青少年の居場所を充実させます。

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 創 2 - 1 - 1 子ども権利が尊重され、いきいきと生活できるよう取り組みます

- ・ 子どもの権利を尊重する市民の意識を高めるため、子どもの権利の啓発活動を進めるとともに、児童虐待など子どもの権利侵害に対する救済のしくみづくりについて、相談体制の充実や関係機関との連携体制の確立を行っていきます。
- ・ 子育て支援計画に基づき、子どもたちの健やかな成長と、家庭・地域における子育ての支援を図っていきます。
- ・ 医療機関・児童相談所・警察などと連携して、子どもを見守る体制の構築を進めます。

#### 創 2 - 1 - 2 学校・家庭・地域の連携による子どもの育成を進めます

- ・ 子どもが自ら考え、行動しながら成長できるよう、子ども参加を促進します。児童館や公民館などで、子どもが自らの意思で地域の活動に参加できる事業を充実していきます。
- ・ 児童館については、建替や改修を計画的に進めるとともに、地域の核となるような機能をもった施設として再構築を図ります。
- ・ 地域社会での子どもの育ちを支援するために、キャンプやスポーツなどの野外活動の活性化や、地域における青少年活動団体・指導者の育成を図っていきます。
- ・ いじめや非行をなくし、青少年が自他の生命を大切にするなど、社会の形成者として豊かに成長できるよう、関係機関と協力し、学校・家庭・地域との連携を密にしながら青少年の育成に努めます。

**施策を取り巻く現状**

働く女性の増加や都心部を中心とした保育サービスの不足など、子育て支援の更なる充実が求められています。

西東京市では、これまで保育施設の整備、子ども家庭支援センターの設置、医療費助成制度の拡充など、子育てをしやすい環境づくりに積極的に取り組んできました。

子どもの人口がピークを迎える中、保育サービスの充実を求める声が市民意識調査(平成19年度)などから明らかになっています。今後は、将来人口を見越した上で、保育施設の確保に努めるとともに、子どもの安全の確保、さらには、増加するひとり親家庭や障害児をもつ家庭への支援にも取り組んでいく必要があります。

こうした取組を通じて市全体として子育てをしやすい環境となることをめざします。

**施策全体の課題**

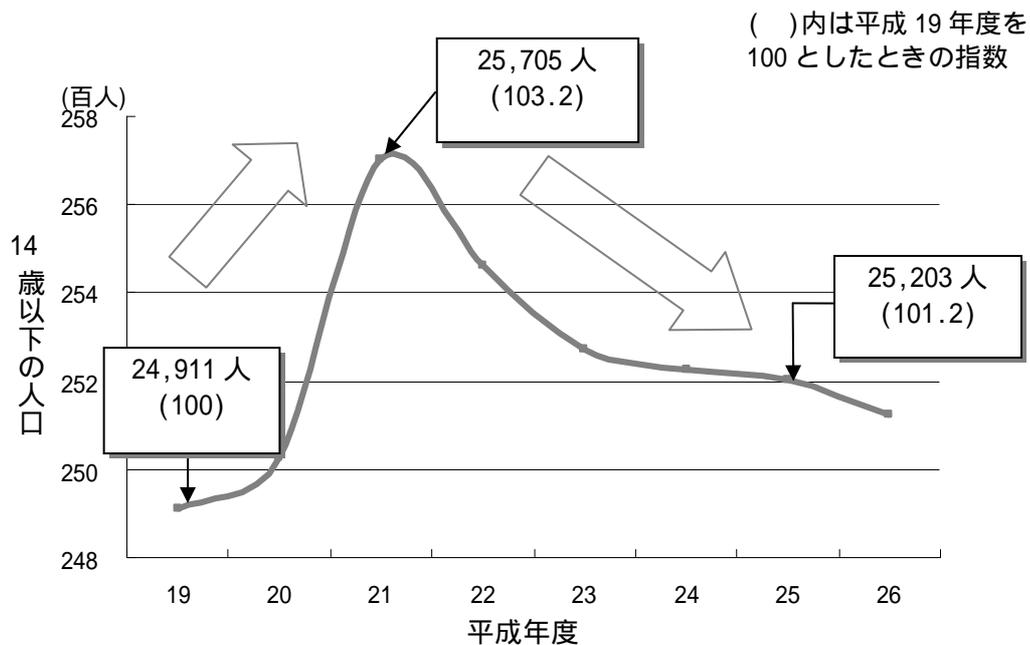
西東京市の子育ての環境を改善するためには、人口増加の見込みを踏まえた保育サービスや子どもの安全の確保、家庭や子どもの成長過程に応じた支援を行う必要があります。さらに、医療費助成など子育て家庭の経済的負担を軽減することで、子育てをしやすい環境をめざすことも重要です。

子育ての環境の中には、ひとり親家庭の増加や障害児をもつ家庭など、さまざまな事情が存在します。ひとり親家庭への支援や障害児をもつ家庭を地域で支えるしくみなどにも取り組むことで、子育て環境全般の改善に努めます。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ 将来人口を見越した保育サービスの確保(保育園・学童クラブ・児童館)
- ・ 障害児への子育て支援

図表 1-6 14歳以下の将来推計人口



資料:平成19年度 西東京市人口推計調査報告書

## 創2-2 子育て支援の促進の目標

子どもを安心して産み、健やかに育てられる環境づくりを進めます。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「出産・育児などの子育て支援環境の充実」に対する市民満足度	16.9%	30%	↗	子育てを総合的に支援する、子育て相談、交流広場、一時保育を充実して実施していくことで、西東京市で子どもを育てることの安心感や助け合いによる子育て環境をつくることができます。(市民意識調査で把握します。)
病後児保育室の充実	2か所	サービスの 質的向上	↗	子育てと仕事などとの両立を支援し、児童の健全な育成に寄与するため、子どもが病気のときに一時的に預けることのできる施設が必要です。病児保育を含めたサービスの質的向上を図ります。
保育園の建替の実施箇所数	-	2か所	-	老朽化した保育園の建替・大規模改修する箇所数を指標とし、現状の環境の改善を図ります。

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 創2-2-1 子育て支援サービスの充実に努めます

- ・ 子育てと仕事の両立などを支援するため、ファミリー・サポート・センターや病後児保育室を充実していきます。
- ・ 保育園を中心として、子育て相談や交流広場の展開など、総合的な子育て支援を進めます。
- ・ 子育てや食育などに関する学習や、親子ふれあい事業などを充実するとともに、地域の子育て活動団体の育成・支援をしていきます。
- ・ 子育て負担を軽減するため、乳幼児及び義務教育就学児医療費の助成を充実していくとともに、ひとり親家庭への自立に向けた適切な支援を行っていきます。

#### 創2-2-2 子育て環境の整備を進めます

- ・ 保育園の建替えや大規模改修を計画的に進めると同時に、認証保育所事業に取り組み、待機児対策などの保育ニーズに対応していきます。
- ・ 保育園の評価と点検を行い、良質な保育サービスを提供するよう努めます。
- ・ 保育園ごとの機能の見直しを図り、地域における子育て支援の充実に図るとともに、多様な保育ニーズに的確に対応するため、保育園の運営について民間への委託を進めます。
- ・ 学童クラブの計画的な整備を進めるとともに、事業の効率化とサービスの向上を図るため、民間活力の導入を推進します。
- ・ 障害のある就学児童・生徒の放課後の活動の場として、放課後対策事業に対する支援の拡大や地域交流を進めていきます。

**施策を取り巻く現状**

子どもが楽しく、充実して学ぶために、多様化するライフスタイルや教育ニーズに応じた施策が求められています。

西東京市では、教育環境の改善に向けて、これまで特色ある学校づくりの実施や、情報基盤の整備、教育相談などを行ってきました。

また、子どもの将来人口を見越した上で、学校の適正規模・適正配置の調査研究や、老朽化した校舎などの改築を進めています。

しかし、市民意識調査（平成 19 年度）によれば、子どもの教育環境への満足度は相対的に低く、社会問題化しているいじめ、不登校などへの対応も含めた充実が求められています。

今後は、これまでの取組を一層進めるとともに、地域と連携して教育に携わることで、地域と交流しながら子どもがさまざまな場所で充実した教育を受けることができるよう努めることも必要です。

**施策全体の課題**

充実した教育環境のもと、子どもと学んでいくためには、将来人口を見越した学校の適正配置と、そうした配置を踏まえて老朽化した施設などの改修を行うことが必要です。

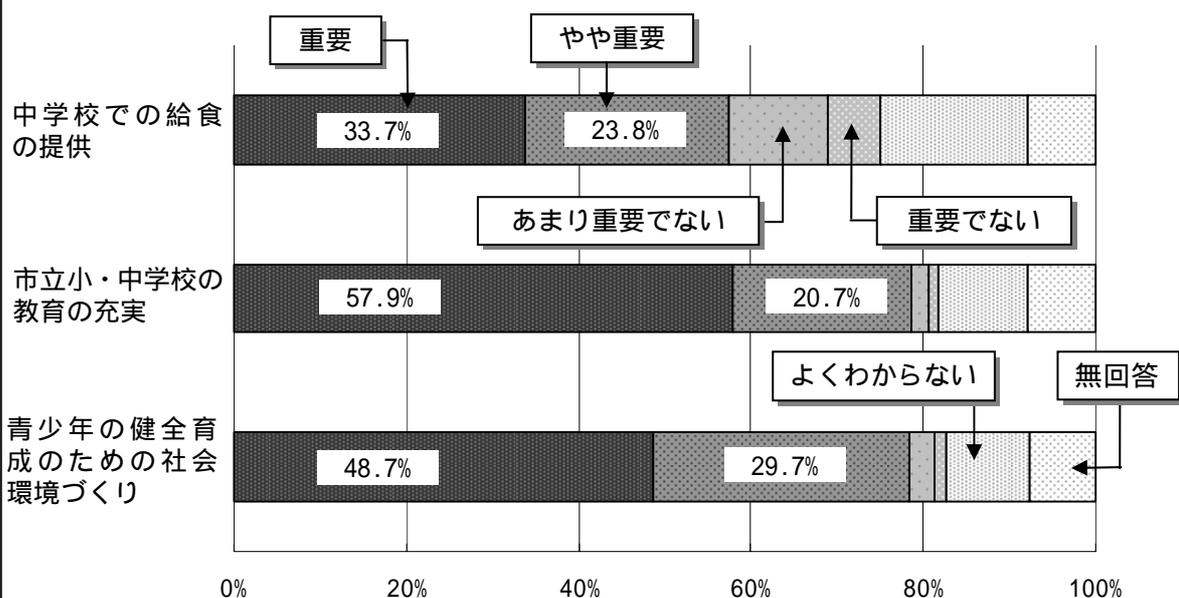
また、子どもの成長過程で生じる問題に対応するため、来所相談やスクールカウンセラーによる日常的な支援など相談機能の充実を図り、子どもと親の不安をやわらげる必要があります。

今後は、ボランティアによる下校指導などによって、地域とのつながりを持ちながら、より安心安全に、かつ、楽しく学べる環境を整備します。

**施策実施に向けたキーワード**

- ・ 適正配置を踏まえた施設などの整備
- ・ 子どもの成長と心のケアのための相談機能の充実
- ・ 地域とともに子どもを見守るしくみ

図表 1-7 こども環境に対して感じている重要度



資料：平成 19 年度 西東京市市民意識調査

## 創 2 - 3 学校教育の充実の目標

一人ひとりが輝き、生きる力を育む活力ある学校づくりをめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「市立小、中学校での教育の充実」の市民満足度	16.7%	25%	↗	学校教育全般の環境を向上させていくためには、ソフト・ハードの両面から教育環境の整備を進めるとともに、各学校がそれぞれの学校の特色を生かした教育を進めていく必要があります。(市民意識調査で把握します。)
小学校校舎等大規模改修の実施箇所数	-	4か所	-	児童一人ひとりがいきいきと過ごすために、老朽化した小学校の大規模改修する箇所数を指標とし、現状の環境の改善を図ります。
中学校校舎等大規模改修の実施箇所数	-	3か所	-	生徒一人ひとりがいきいきと過ごすために、老朽化した中学校の大規模改修する箇所数を指標とし、現状の環境の改善を図ります。

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 創 2 - 3 - 1 学校教育環境全般の向上に取り組みます

- ・ 児童・生徒の確かな学力向上に向けて、きめ細やかな学習指導の実施、専門家や外国人などの外部講師の積極的な活用など、時代の流れに応じた教育を進めていきます。
- ・ 特色ある学校づくりを推進するため、特色ある教育課程の編成や情報教育などを進めていきます。
- ・ 教育情報センターの機能の充実・活用を図るとともに、教員一人一台のパソコンを整備し、児童・生徒の学習支援に努めながら、分かる授業の実現と情報活用能力の育成を図ります。
- ・ ホームページなどを利用した積極的な情報発信を推進し、信頼される学校運営を進めます。
- ・ 小学校給食では、子ども自身の健康を保ち、豊かな心を育てるために、地場野菜や学校農園で収穫した野菜の給食利用の継続や、給食ランチルームの整備などを行うとともに、給食調理の民間委託を進めていきます。中学校給食では、引き続き弁当外注方式による給食を実施しつつ、計画的に完全給食への移行を進めていきます。
- ・ 子どもが本に親しめるよう学校図書館専門員(司書及び司書教諭)の配置を継続していく取組を進めるとともに、学校図書館が利用しやすく、活用されるよう整備していきます。
- ・ 障害のある児童・生徒の教育ニーズに応え、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばすよう特別支援教育の充実、推進に努めていきます。

### 創 2-3-2 学校教育施設の計画的な整備を進めます

- ・ 「学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、通学区域の見直しや学校統廃合についても検討を行います。
- ・ 快適な教育環境を確保するために、老朽化した校舎・体育館などの大規模改修など、学校施設の計画的な改修に努めます。

### 創 2-3-3 教育相談機能の充実を進めます

- ・ 子どもの性格や行動、精神や身体の悩み、いじめや不登校などの学校生活上の問題、保護者の子育てや親子関係の悩み、発達についての理解などに対し、臨床心理士などによる専門性の高いカウンセリングや子どものプレイセラピーなどを行います。
- ・ 教育相談員が派遣されている小学校への東京都立学校スクールカウンセラーの配置を要請し、小・中学校全校へのスクールカウンセラーの配置をめざします。学校との連携を強化して、いじめや不登校、ひきこもり、集団不応、非行などの予防・早期対応に努めます。
- ・ 庁内関係部及び学校・地域・その他の関係機関との相談機能ネットワークを活用して、多様化する相談に迅速かつ的確に対応できる体制を整え、子どもや保護者への支援を行います。
- ・ 不登校児童・生徒への対応として、教育相談センターでのカウンセリング及び適応指導教室（スキップ教室）での指導の充実を図ります。また、不登校対策委員会を中心に、小・中連携の強化を図って不登校未然防止に努めます。
- ・ 発達段階初期の乳幼児期から相談を受けるとともに、乳幼児期における関係機関との連携を強化することにより、就学支援が円滑に行えるようにします。

### 創 2-3-4 学校・家庭・地域の連携を支援します

- ・ 地域社会における教育力を高めるとともに、児童・生徒の問題行動を未然に防止するために、家庭、地域と学校とのつながりを深める取組を進めます。
- ・ 運営連絡協議会を一層充実させ、地域住民の意見を積極的に取り入れるほか、特色ある教育に応じた地域教育協力者の積極的な活用を図るなど、学校への住民参画を推進します。
- ・ 地域住民に身近な学校施設の開放を進め、日常的にスポーツ・文化活動に親しめる機会を充実するとともに、児童・生徒を中心とした地域活動における多面的な活用を図り、地域の人々との交流を図ります。
- ・ 武蔵野大学、早稲田大学、東京大学などと共同した事業を企画・実施し、多様な学習機会の充実を図ります。



#### 分野全体を取り巻く状況

ライフスタイルが多様化している現在、自らの生活を豊かにするために、積極的に新たな学習やスポーツ、芸術・文化活動に取り組むことは、社会に定着しています。

西東京市では、生涯学習活動を支援する場や情報、芸術・文化にふれあう機会を提供するなかで、学習の成果を地域に還元する動きが生まれています。また、近年の健康維持や体力向上のためのスポーツに対する関心の高さを受け、スポーツを行う場所の確保や機会の充実にも取り組んできました。

今後は、生涯学習活動やスポーツを通じた市民交流の活性化、健康づくりなどの支援を積極的に行うとともに、文化財についても、文化財を活用した事業を行うなど、文化財を通して歴史を学び、親しみを持てるような取組を行う必要があります。

#### 分野全体の目的

心の豊かさや生きがいを求め、市民の主体的で創造的なさまざまな活動が進められています。あらゆる人が生涯にわたって、身近な環境で、さまざまな文化や歴史にふれたり、学習活動やスポーツに親しんでいけるような取組が求められています。

このため、地域における自主的な学習活動を支援する場や、多様な学習機会の充実を図っていくとともに、それぞれの能力・知識・技術などに応じた地域貢献活動やスポーツ・レクリエーション活動を行うことができる環境づくりを進めます。

また、ゆとりと潤いを実感できる芸術・文化活動を支援し、文化のまちづくりを進めていくとともに、郷土の歴史を物語る文化財を保護し、地域文化を大切にすまちをめざします。

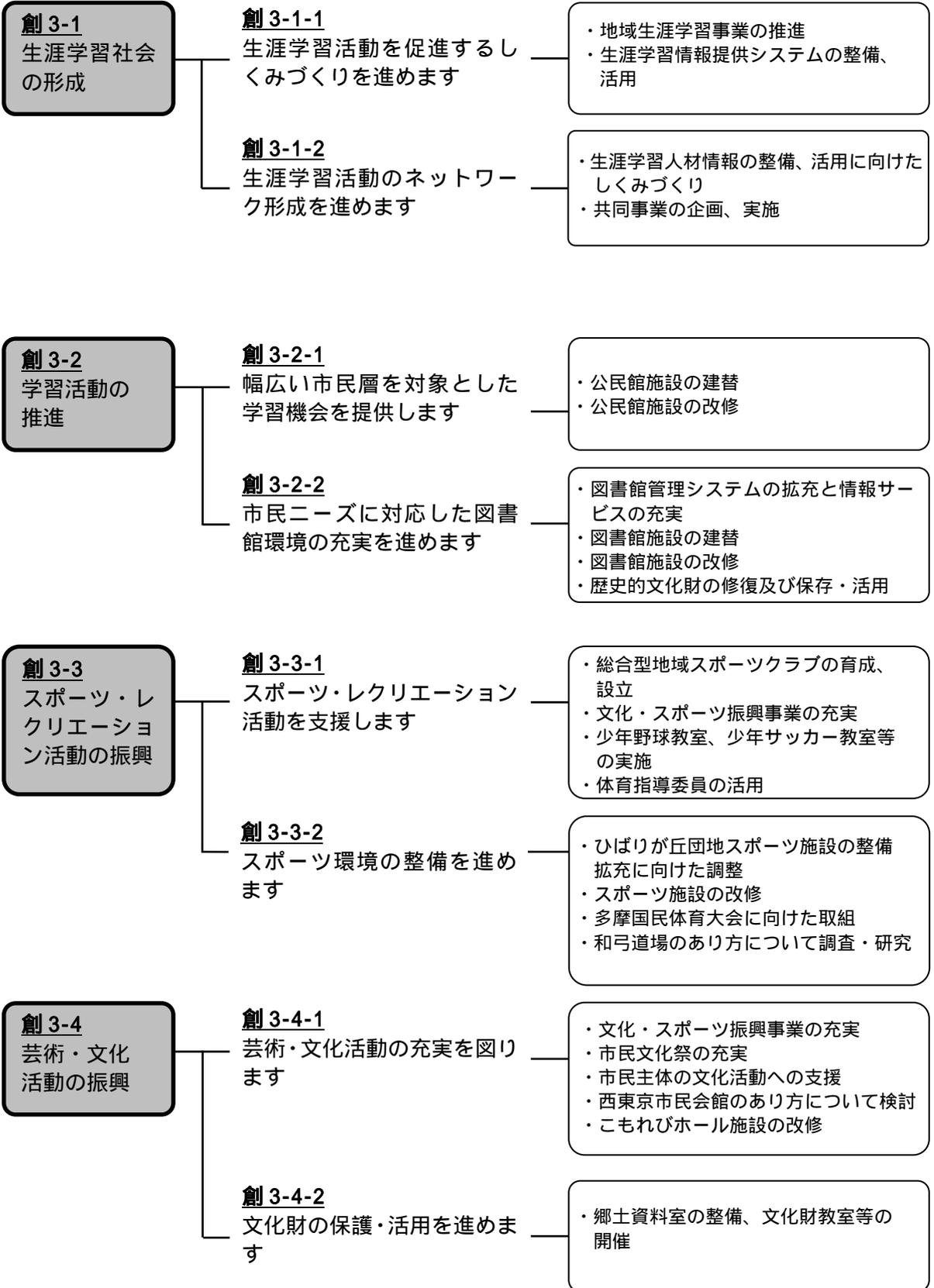


図表 1-8 創3 豊かな学び・文化が息づくために～全体構成～

【施策】

【事業群】

【主要事業】



**施策を取り巻く現状**

生涯学習は、人間が幼児期から高齢期に至るまで、すべての世代において主体的に学び続けることです。ライフスタイルが多様化する現代においては、市民が積極的に学習に取り組む機会の充実を図る必要があります。

西東京市では、平成 16 年 3 月に策定した生涯学習推進計画に基づき、生涯学習に関する事業を展開してきました。

しかし、市民意識調査（平成 19 年度）によれば、生涯学習に対する市民の関心は高く、今後は情報提供の充実、学校、公民館などとの連携により生涯学習の取組を広く周知しつつ、地域資源の活用を通して生涯学習を進めていく必要があります。

また、地域での生涯学習をさらに発展させていくために、学習の成果を地域社会に還元して、市民や関係機関が連携し、学習を通じて地域に参加していくようなしくみづくりが必要です。

**施策全体の課題**

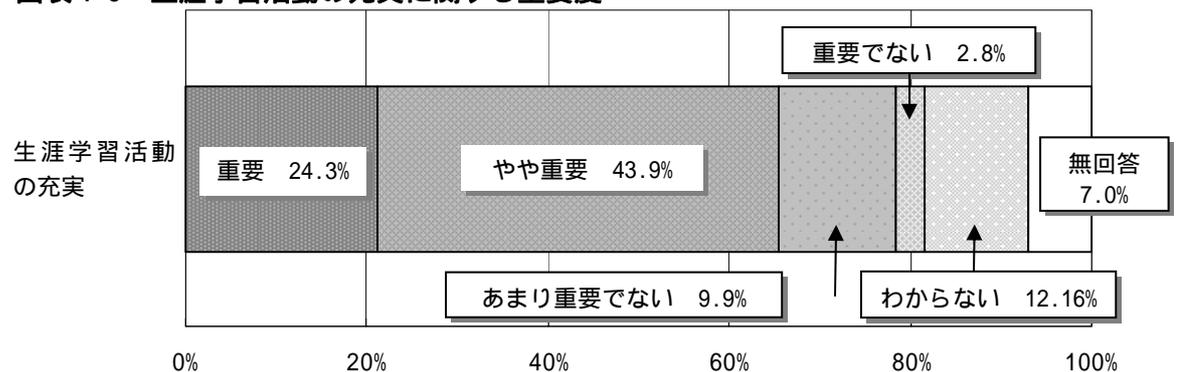
社会の環境変化に対応しつつ生涯学習の充実を図るためには、情報の提供を通じて生涯学習の取組を広く周知するとともに、市民一人ひとりが生涯学習の主役となるようなしくみづくりが必要です。

そのため、地域のさまざまな人を結びつけ、協働により地域での生涯学習を進めていく必要があります。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ 生涯学習に関する情報発信の充実
- ・ 生涯学習を実施する拠点の整備
- ・ 市民の積極的な生涯学習活動への参加
- ・ 地域内ネットワークによる生涯学習の推進
- ・ 学習成果の地域社会への還元

図表 1-9 生涯学習活動の充実に関する重要度



資料：平成 19 年度 西東京市市民意識調査

## 創 3 - 1 生涯学習社会の形成の目標

市民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも自由に学習することができるまちづくりをすすめます

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「生涯学習活動の充実」の市民満足度	25.9%	35%	↗	市民の主体的な学習活動を促進するためには、市民のライフスタイルやニーズに対応した多様な学習機会を提供し、生涯学習活動の充実への満足度を高め、生涯学習活動への参加意欲を喚起する必要があります。(市民意識調査で把握します。)

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 創 3 - 1 - 1 生涯学習活動を促進するしくみづくりを進めます

- ・ 生涯学習推進計画に基づいて、体系的かつ全庁的に市民の学習活動を支援します。
- ・ 市民の自主運営による生涯学習活動やコミュニティ活動、学習の成果を活かした社会貢献活動を、庁内組織の連携により、日常的に展開できるよう支援します。
- ・ 小学校を地域における生涯学習活動の拠点として位置づけ、児童・生徒を中心とした学習・文化、スポーツ、体験事業などを学校施設開放運営協議会への委託により実施します。
- ・ 市民の学習ニーズに応えるため、事業や団体などの情報提供に努めます。

#### 創 3 - 1 - 2 生涯学習活動のネットワーク形成を進めます

- ・ 一人ひとりの学習活動の成果や習得した技能を生かした学びあいや教えあいの市民交流の機会づくりを進めます。
- ・ 文化・スポーツなどのさまざまな分野での専門的知識や技能をもつ地域人材の情報を把握し、ボランティア・市民活動センターとも連携しながら、学校や地域、各団体が積極的に活用できるようなしくみづくりを進めます。
- ・ 市民の多様な学習機会の充実を図るため、武蔵野大学・早稲田大学・東京大学や市内都立高校・私立高校と連携し、公開講座の企画や参加のしくみづくりを進めるとともに、NPO法人や市民活動団体の学習活動の支援に努めます。

**施策を取り巻く現状**

市民の主体的な学習への意識の高まりを支援する施設として、公民館、図書館があります。

公民館では、幅広い市民を対象とした学習機会(社会的に制約を受けやすい人の学習機会を含む)の提供や、学習成果を活かした市民の自主的な活動やイベントに対する支援を実施し、自治会やサークルなどの地域コミュニティの拠点としての役割を担っています。

図書館では、市民ニーズに的確に応えた運営をめざした結果、利用環境については高い評価を得ています。市民一人当たりの利用冊数は平成 13 年度以降上昇しており、積極的な利用・学習意識がうかがえます。

今後は、公民館・図書館を市民にとってさらに利用しやすい環境に整えていくために、サービス改善や管理・運営方法などの検討、地域コミュニティの活性化に向けた学習活動の充実といった課題に取り組む必要があります。

**施策全体の課題**

公民館・図書館が学習活動の場としての機能を十分に果たすためには、より利用しやすい環境を整備する必要があります。

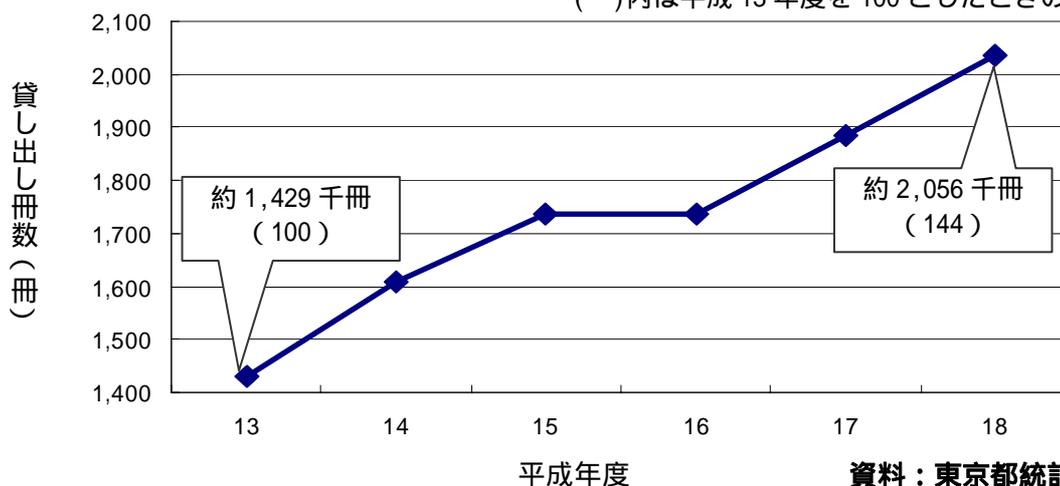
公民館における参加型体験学習事業の充実、図書館におけるレファレンスサービスの充実といった個別のサービス向上とともに、管理・運営方法などの検討についても見直しを図る必要があります。こうした取組を通じて、公民館・図書館が市民に親しまれる学習活動・地域交流の機会の充実や支援に努めます。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ 公民館・図書館のサービスのさらなる充実
- ・ 公民館・図書館の地域交流の機会の充実
- ・ NPO 等企画提案事業などを通じて市民主体の事業実施を支援

図表 1-10 西東京市立図書館の貸し出し冊数

( )内は平成 13 年度を 100 としたときの指数



資料：東京都統計年鑑



## 創3-2 学習活動の推進の目標

市民の自主的学習活動を支援する場や多様な学習機会の充実にめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
公民館への登録団体数	1,824 団体	現状維持	→	西東京市においては近年、転入者の増加が見られ、市民のライフスタイルも多様化していると考えられます。これに対応するために生涯学習においても多様な学習機会を提供することで、市民の自主的な学習活動を促進する必要があります。
図書館利用者インターネットシステム利用回数	16,838 回	22,600 回	↗	西東京市では図書館の利用は他市に比べ比較的多いですが、今後の市民のライフスタイルの多様化にあわせ、図書館情報のインターネットでの利用促進が必要となります。

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 創3-2-1 幅広い市民層を対象とした学習機会を提供します

- ・ 地域社会における市民の主体的な学習活動に応えるため、公民館での主催事業を行います。また、幅広い市民層を対象とした学習機会の提供や体験型の学習についても積極的に取り組んでいきます。
- ・ 地域コミュニティの活性化に向けて、利用団体の日常活動を支援します。また、サークル間の交流や市民同士が交流できる機会を積極的に提供することで、地域の生涯学習の拠点として位置づけます。
- ・ 市民が利用しやすい公民館に向けて、管理・運営方法などを検討するとともに、新しい施設整備のあり方の検討や既存施設の老朽化に伴う計画的な改修を行っていきます。

#### 創3-2-2 市民ニーズに対応した図書館環境の充実を進めます

- ・ 市民ニーズに的確に対応できるよう図書館資料の収集やレファレンスサービスの充実を図っていきます。中央図書館を中心としたネットワークを充実し、サービス向上に努めていきます。
- ・ 子どもの読書活動を通し、健やかな成長を図る取組を推進していきます。また、視覚障害者などへのサービスとして、録音図書や点字図書の充実に努めていきます。
- ・ 図書館が所蔵する古地図、検地帳など歴史的文化的文化財の修復、保存に取り組むとともに、広く市民への公開に努めていきます。
- ・ 市民が利用しやすい図書館に向けて、管理・運営方法などを検討するとともに、新しい施設整備のあり方の検討や既存施設の老朽化に伴う計画的な改修を行っていきます。

**施策を取り巻く現状**

近年、健康維持や美容の観点から、スポーツ・レクリエーション活動への関心が非常に高まっています。西東京市では、スポーツセンターなどの施設運営や総合型スポーツクラブの設立を通じて、市民が生涯を通じて多様なスポーツを行う機会の充実に努めてきました。

一方、東京都では、平成25年度に多摩地域で国民体育大会を開催し、西東京市は総合体育館をバスケットボールの会場として提供する予定となっています。こうした、大規模なイベントの開催を契機に、さらに市民がスポーツに親しむことのできる環境整備を進めていく必要があります。

また、スポーツに関する情報提供、関係機関との連携に努めるとともに、平成19年12月にNPO法人化した西東京市体育協会などの地域におけるスポーツ活動の担い手の確保に取り組むことで、市民が主体となって日常的にスポーツに親しめる環境づくりを進めていく必要があります。

平成20年度からは、スポーツ・運動施設、保谷こもれびホールなどの民間事業者による指定管理者制度への移行を進めています。それにより、指定管理者の選定に競争原理が働く上、民間経営の発想やノウハウが活かされることで、住民サービスの向上と行政コストの縮減等を達成できるものと期待されています。

**施策全体の課題**

市民が日常的にスポーツ・レクリエーション活動に親しむためには、スポーツに触れあう機会を増やすことが必要です。そのために、スポーツ施設を確保するとともに、より効果的な施設、イベント運営体制についても検討する必要があります。

そのため、NPO法人化した西東京市体育協会や指定管理者などとスポーツを活かしたまちづくりの検討を進める必要があります。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ 地域におけるスポーツ活動の担い手の確保
- ・ スポーツを通じたまちづくりの実施

**用語解説**

**国民体育大会(多摩国体)**:平成25年に多摩地域を中心として行われる国民体育大会を指します。都道府県対抗、各都道府県持ち回り方式で毎年開催されています。

### 創 3 - 3 スポーツ・レクリエーション活動の振興の目標

市民がそれぞれの体力や技術などに応じて、スポーツ・レクリエーション活動に親しめる機会・場所づくりをめざします。

#### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「スポーツ活動・イベント機会や施設整備の充実」に対する市民満足度	29.5%	35%	↗	西東京市においては近年、転入者の増加が見られ、市民のライフスタイルも多様化していると考えられます。これに対応するために生涯学習においてもスポーツ・レクリエーション活動を促進する必要があります。(市民意識調査で把握します。)
統合型地域スポーツクラブ会員数	720人	1,000人	↗	地域に根付いたスポーツクラブを中心として、より多くの市民が参加しやすい機会の提供が必要です。特に、若年層から高齢者層までに利用しやすい環境づくりが重要です。
スポーツ施設利用者数	585,547人	750,000人	↗	市民のスポーツライフの充実のため、より良いスポーツ施設を提供すること望まれています。平成20年度からスポーツ施設の管理・運営を指定管理者が行い、より多くの市民の方がスポーツを楽しむようになることをめざします。

#### 主な取組～課題解決の方向性～

##### 創 3 - 3 - 1 スポーツ・レクリエーション活動を支援します

- ・ スポーツ振興計画に基づき、市民の生涯スポーツの推進を体系的に図り、だれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツの実現に向けて施策を推進します。
- ・ 指定管理者や体育協会などとさらに連携を取りながら、市全体のスポーツの振興を図り、体育施設の効率的な運用と新たな各種事業の展開をめざしていきます。
- ・ 地域におけるスポーツ環境の整備充実を図るため、総合型地域スポーツクラブ「にしはらスポーツクラブ」などで、体育指導委員やスポーツリーダーなど指導者の確保や養成を図り、地域住民の生涯スポーツ拠点づくりを進めます。

##### 創 3 - 3 - 2 スポーツ環境の整備を進めます

- ・ 市民の生涯スポーツ活動の多様なニーズに応えるため、スポーツ施設の整備充実を図っていきます。
- ・ 市民が利用しやすいスポーツ施設に向けて、施設の計画的な改修を行っていきます。
- ・ ひばりが丘団地の建替えに伴い、現在の野球場、サッカー場、テニスコートなどのスポーツ施設については、一体的な整備拡充を行い、都市再生機構と連携しながら総合的なスポーツ施設として整備していきます。
- ・ 平成25年に多摩地域を中心として開催される国民体育大会への取組を進めます。

**施策を取り巻く現状**

近年、まちの芸術・文化を活かしたまちづくりなどに注目が集まっています。

西東京市では、市民の文化交流への支援、障害のある人の創造・文化活動への支援、国際理解教育や異文化交流活動への支援などに取り組んできました。また、保谷こもれびホールなどを拠点に、芸術・文化振興も進めてきました。

西東京市は、こうした芸術・文化活動の拠点や、貴重な縄文時代の遺跡である下野谷遺跡などを有する、文化や歴史豊かなまちです。一方で、芸術・文化活動の担い手の確保や文化財保護など、今後の芸術・文化振興には課題も見受けられます。

そのため、これまでの取組をさらに進めるとともに、より多くの市民に芸術・文化に親しんでいただくためにも、豊かな西東京市の芸術・文化振興に取り組んでいく必要があります。

**施策全体の課題**

芸術・文化にあふれ、豊かで潤いのある暮らしを実現するためには、芸術・文化活動へのさまざまな参加の方法・手段を確保し、より多くの市民が触れ合う機会を設ける必要があります。さらに、西東京市の伝統文化の継承や、文化財保護については、市民の理解と保護意識を高めることで支えていく必要があります。

今後は、子どもから大人まで多くの市民が芸術・文化活動、文化財保護全般で、ふれあう機会の創出に取り組む必要があります。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ 芸術・文化活動の推進
- ・ 芸術・文化活動への参加・理解の促進
- ・ 市民が文化財にふれあう機会の創出

**用語解説**

**下野谷遺跡**：市内で発見された遺跡の1つで、関東でも有数の縄文時代中期の大集落跡です。遺跡の保存と活用を目的とした下野谷遺跡公園（平成19年4月開園）は、当時の竪穴住居が再現されており、見るすることができます。下は、第19次調査の様子です。左は住居のあと、右は土器などです。



### 創3-4 芸術・文化活動の振興の目標

市民の芸術・文化活動を支援するとともに、郷土の歴史である文化財を保護し、地域文化を大切にすまをめざします。

#### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「市民文化祭などの芸術・文化活動の充実」に対する市民満足度	33.4%	50%	↗	市民文化祭などの開催を通じて、市内での芸術・文化活動を促進します。この推進を通じて、市民生活に潤いをもたらすことができます。(市民意識調査で把握します。)
郷土資料室への年間入場者数	2,898人	3,000人	↗	市内の遺跡から出土品、民具・農具などの文化財資料の収集・整理をはじめ、教室などを通じて、市民の方々に公開しています。これを通じて、郷土文化財を保存するだけでなく活用していく必要があります。

#### 主な取組～課題解決の方向性～

##### 創3-4-1 芸術・文化活動の充実を図ります

- ・ 保谷こもれびホールやコール田無などを中心として、芸術・文化活動の充実に努めていきます。
- ・ 市民の芸術・文化の発表及び交流の場である市民文化祭について、多くの市民の参加を促し、充実・発展を図るとともに、市民が主体的に行う芸術・文化活動への支援を行っていきます。
- ・ 市民の創造・文化活動の活性化を図るため、生活に身近な場所で活動や発表・交流ができるような環境を整えていきます。
- ・ 老朽化が進んでいる市民会館については、公共施設の適正配置という観点からあり方の検討をしています。

##### 創3-4-2 文化財の保護・活用を進めます

- ・ 郷土資料室において、市内の遺跡からの出土品や、民具・農具などの文化財資料の収集・整理・公開に努めるとともに、将来の郷土資料室のあり方について検討します。
- ・ 市民にとって貴重な文化財である下野谷遺跡の保存とその活用に向けた取組を進めていくとともに、先人たちの生活を知る貴重な文化財についても、その保存や復元に努めていきます。
- ・ 文化財に関する資料の作成や講座などを実施し、郷土資料への理解、文化財保護への意識を高めていきます。



---

## 2 . 笑顔で暮らすまちづくり

# 笑1 安心して暮らすために

## 分野全体を取り巻く状況

障害者自立支援法の制定や、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設、国民健康保険制度の改正など、地域で安心して暮らしていくための福祉サービスのあり方や社会保障制度が大きく変化しています。

今後も法改正などを踏まえ福祉サービスの充実や基盤整備に努めていく必要があります。

一方、消費者の抱えるトラブルも多様化しており、消費生活の安定と向上に向けた取組も重要となります。

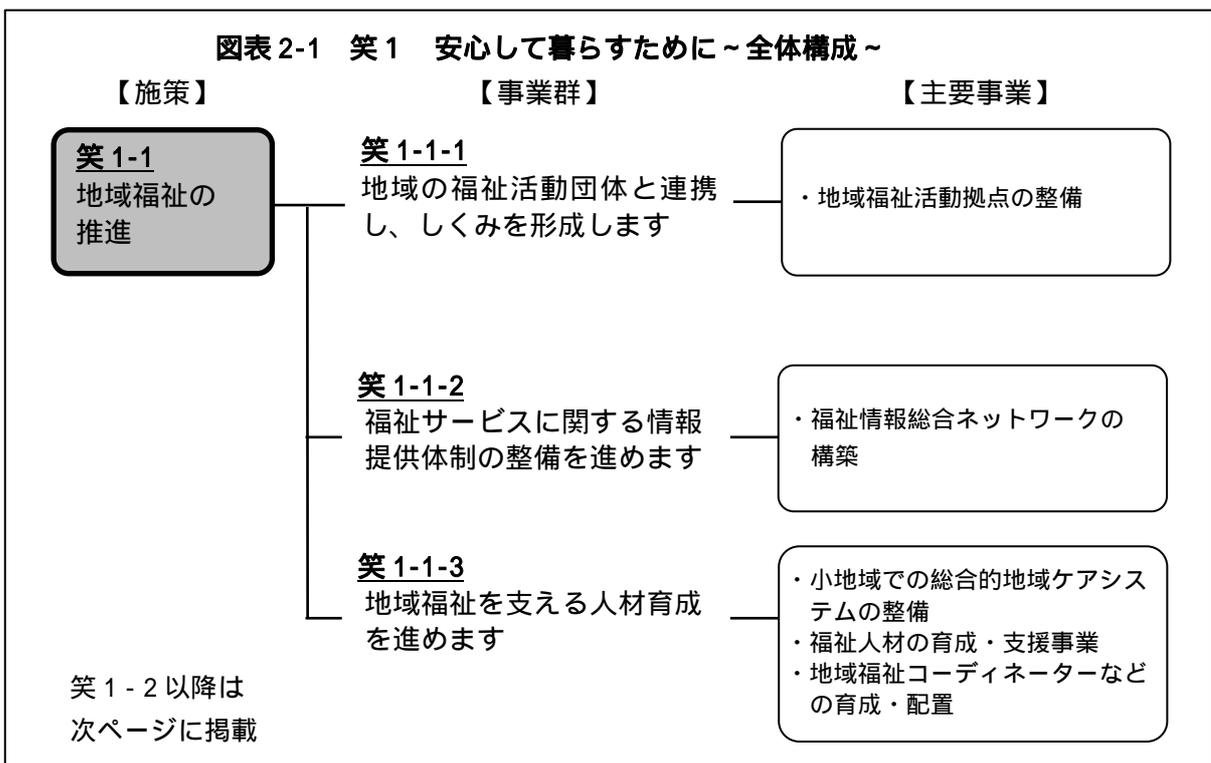
## 分野全体の目的

超高齢社会の到来を目前にして、安心して暮らすために、福祉の充実は多くの市民の希望です。福祉サービスの形態やしきみが変化している中、利用者の主体的な選択に応じていくため、サービスの充実と基盤整備が求められています。

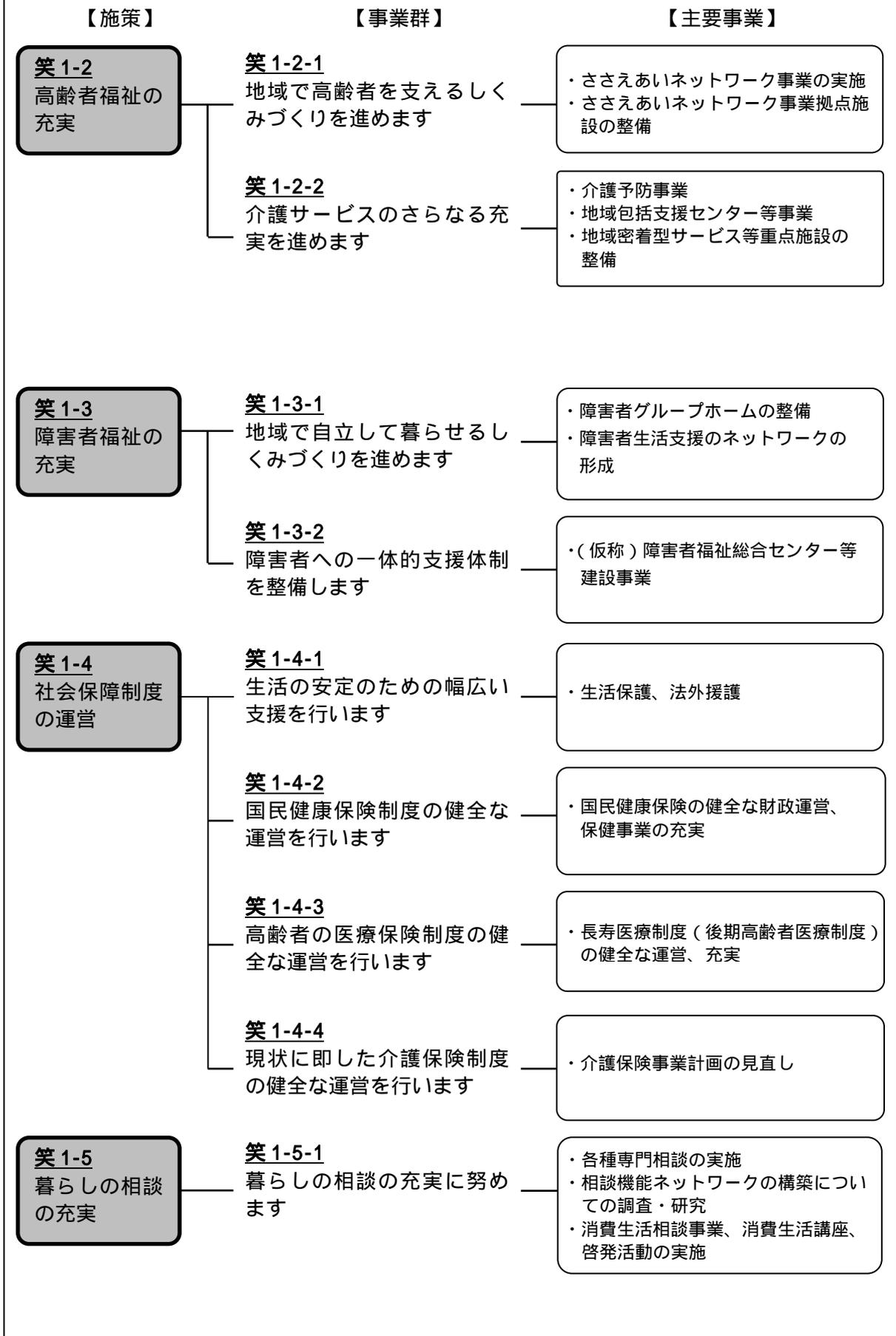
これからは、高齢者や障害者(児)に限らず、だれもが生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりに努めます。また、生活支援のサービスや地域での見守り活動など、行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティアなどの連携によって取り組み、生活自立のためのサポート体制を整えます。

そして、介護が必要になったり、障害があつたり、生活に困ったときでも、ともに支えあうほか、身近な暮らしの相談体制の充実や情報提供を行うなど、だれもが笑顔で暮らせるしきみの構築をめざします。

図表 2-1 笑1 安心して暮らすために～全体構成～



図表 2-1 笑1 安心して暮らすために～全体構成～



**施策を取り巻く現状**

高齢化、核家族化、コミュニティの衰退など、福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。こうした中では、地域全体で地域の福祉を支えていくしくみづくりが必要です。

西東京市では、地域福祉計画に基づく地域福祉の基盤づくりとして、ふれあいのまちづくり事業への支援、福祉関連事業の外部評価の実施、福祉に関係する人材の質の向上支援などを行ってきました。しかし、社会福祉協議会やNPO、民間企業・事業所などさまざまな主体が西東京市の福祉を支えています。自治会などのコミュニティは希薄になりつつあります。

今後は、さらに関係機関や地域におけるネットワークの充実、情報媒体の充実を行うことで、地域福祉のサービスを受ける側にとっても担う側にとっても、充実した地域福祉の環境をつくっていく必要があります。

**施策全体の課題**

地域で支える福祉のためには、地域住民や活動団体、関係者などの間で連携した福祉コミュニティを形成していく必要があります。

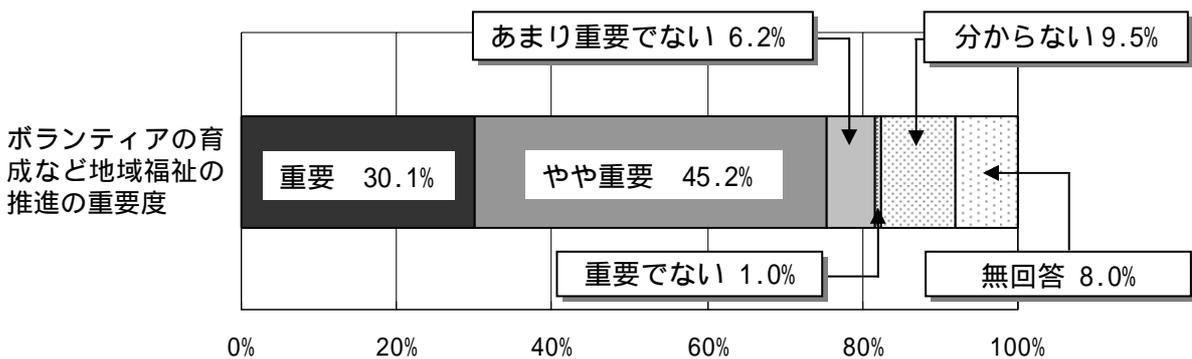
さらに高齢者や障害者を含め、だれにとっても、情報を得ることのできる場の整備を進める必要があります。

こうした取組を通じて、コミュニティ活動への取組などを支援し、だれでも安心して暮らすことのできるまちをめざします。

**施策実施に向けたキーワード**

- ・ 福祉コミュニティの形成
- ・ つながり・ささえあいの輪をひろげる
- ・ 福祉に関しただれにとっても便利な情報提供

図表 2-2 ボランティアの育成など地域福祉の推進に関する市民意識



資料：平成 19 年度 西東京市市民意識調査

**用語解説**

**ふれあいのまちづくり事業**：小学校通学区域を中心として、地域に住む市民が主役となって行う「住民参加型」のまちづくり活動です。各地区の活動を通じて、「世代を超えて交流できるまち」「いざというときに助け合い、支えあえるまち」「安心して暮らせるまち」をめざしています。

## 笑 1 - 1 地域福祉の推進の目標

多様な福祉サービスの充実とともに、お互いに支えあうしくみを整え、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちをめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「ボランティアの育成など地域福祉の推進」に対する市民満足度	16.6%	25%	↗	今後、全人口に占める高齢者の割合が増加することが予想される西東京市では、きめ細やかな福祉サービス提供のために地域福祉の推進が重要です。(市民意識調査で把握します。)
地域福祉コーディネーターの配置数	-	4か所	↗	今後も高齢者人口の増加が見込まれる西東京市では、地域に密着した福祉サービスの提供が必要です。地域福祉のコーディネーターを配置し、地域住民の支えあい活動と福祉サービスとの連携を図ることができます。
市ホームページ上の福祉情報へのアクセス件数	- 新規	150,000件	↗	市のホームページ上の福祉情報へのアクセス件数を計ることで、市民が求める情報が公開されているかをみることができます。
福祉サービス第三者評価の評価受審数	43か所	60か所	↗	福祉サービスを利用する市民がよりよいサービスを選択できるよう、第三者評価を実施し、その情報を市民に積極的に公開していくことが必要です。

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 笑 1 - 1 - 1 地域の福祉活動団体と連携し、しくみを形成します

- ・ 地域福祉計画に基づき、だれもが地域において質の高いサービスを利用して安心して暮らせるためのまちづくりを計画的に推進します。また、医療・福祉・介護などに携わる団体と連携して地域福祉の向上に努めます。
- ・ だれもが地域で安心して生活していくために、市と社会福祉協議会が連携し、小地域福祉活動を積極的に進めるとともに、活動しやすい環境整備に努めます。
- ・ 社会福祉協議会、民生委員・児童委員やNPO・ボランティアなどと連携して、小地域での総合的地域ケアシステムの整備について検討します。
- ・ 判断能力の不十分な人が安心して福祉サービスの利用を受けられるように、成年後見制度の利用支援を図る権利擁護センター「あんしん西東京」をはじめ、社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業を支援していきます。

#### 笑 1 - 1 - 2 福祉サービスに関する情報提供体制の整備を進めます

- ・ 福祉情報の総合ネットワークを構築し、市民、事業者、NPOなどに対して、双方向性のある福祉情報を提供していきます。
- ・ 福祉サービス第三者評価制度を普及・推進し、利用者がよりよいサービスを選択できるよう、事業者のサービス内容や評価に関する情報提供を充実していきます。

#### 笑 1 - 1 - 3 地域福祉を支える人材育成を進めます

- ・ 地域福祉の担い手であるNPO・ボランティアや、ふれあいのまちづくりなどの地域組織を支援していくとともに、地域福祉におけるコーディネーターを育成・配置していきます。
- ・ 保健・医療・福祉を中心としたさまざまな領域にわたる調整・アドバイスができる福祉従事者の専門性の向上を図るとともに、ホームヘルパー、生活支援ヘルパーなどの育成にも努めていきます。

## 笑 1-2 高齢者福祉の充実

(担当する課：高齢者支援課・生活福祉課)

### 施策を取り巻く現状

高齢化が進む中で、高齢者福祉を取り巻く状況は多様化しています。

西東京市でも、老年人口数は年々増加しており、将来も増加の見込みとなっています。これまで、在宅高齢者を支えるサービスの充実やささえあいネットワークによる高齢者の見守りを実施するなど、福祉の充実を図ってきました。

今後も、高齢者自身による健康づくりへの支援を行いながら介護予防を促進し、安心して暮らせるまちとなるよう、取り組んでいく必要があります。

### 施策全体の課題

高齢者が、安心して暮らせるためには、高齢者福祉サービスや介護サービスの充実を図る必要があります。

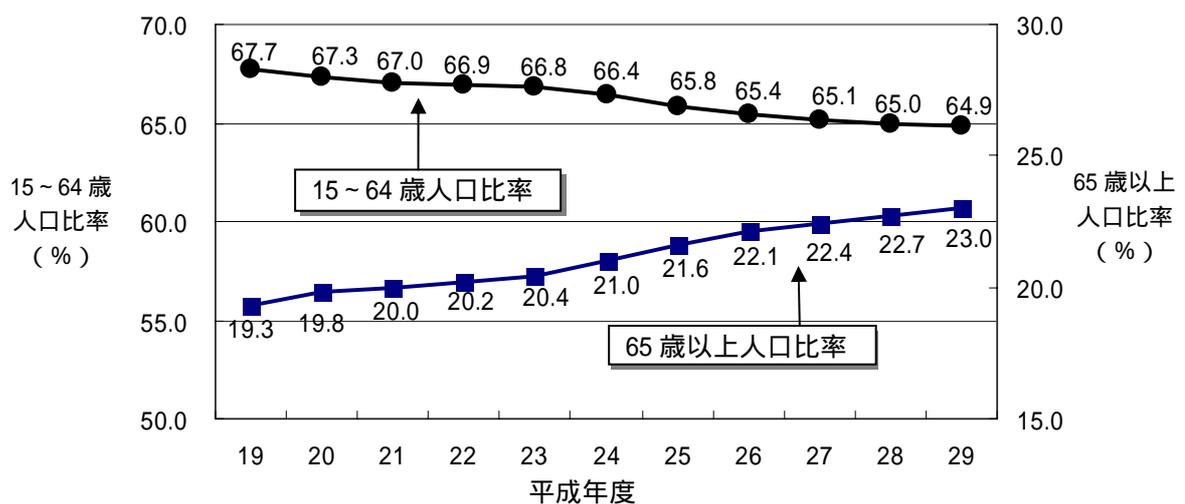
さらに、高齢者自らが行う健康づくりへの支援など、介護予防についての取組を進める必要があります。

こうした取組を通じて、高齢者がいきいきと安心して暮らせるまちをめざします。

### 施策実施へ向けたキーワード

- ・ 介護予防の意識普及啓発の促進
- ・ 高齢者福祉サービス、介護サービスの充実
- ・ 高齢者を地域で支えるしくみづくり

図表 2-3 西東京市の 65 歳以上人口及び 15～64 歳人口比率の推移 (中位推計)



資料：平成 19 年度 西東京市人口推計調査報告書

### 用語解説

**ささえあいネットワーク**：高齢の方が地域の中で安心して暮らせるよう、地域の住民(ささえあい協力員)、事業所(ささえあい協力団体)、民生委員や地域包括支援センター及び市(高齢者支援課)が相互に連携しあうしくみを指します。(西東京市ホームページより)

## 笑 1 - 2 高齢者福祉の充実の目標

高齢者が住み慣れた地域で安心して健やかにいきいきと暮らせるまちをめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度実績値	25年度目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「介護予防・サービスなどの高齢者福祉の充実」に対する市民満足度	17.9%	25%	↗	今後、全人口に占める高齢者の割合が増加することが予想される西東京市では、介護予防や自立支援を含めた幅広い高齢者福祉への取組が重要です。(市民意識調査で把握します。)
ささえあいネットワークの協力員の数及び訪問協力員の数	360人 97人	500人 180人	↗	今後も高齢者数の増加が見込まれる西東京市では、高齢者が安心して生活するために、地域で高齢者をささえあい、見守るしくみづくりが必要です。 (上段:協力員の数、下段:訪問協力員の数)
地域包括支援センター相談・対応件数	57,522件	63,000件	↗	今後も高齢者数の増加が見込まれる西東京市では、高齢者が住み慣れた地域に密着したきめ細やかな高齢者支援サービスが必要です。

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 笑 1 - 2 - 1 地域で高齢者を支えるしくみづくりを進めます

- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が安心して生活ができるよう、定期的な連絡体制など高齢者を地域で支えていくためのしくみやネットワーク機能の充実を図っていくとともに、地域の市民などの協力を得ながら地域での見守り活動の拠点整備を進めていきます。
- ・高齢者が地域でできるだけ自立した生活がおくれるよう、住宅改修やホームヘルプサービス事業及び配食サービス事業などの充実に取り組んでいきます。

#### 笑 1 - 2 - 2 介護サービスのさらなる充実を進めます

- ・介護のいらぬ自立した暮らしを続けてもらうため、個々の健康状態にみあった運動や栄養指導などの介護予防策を推進していきます。
- ・介護予防のためのさまざまな事業・活動全体を有機的、機能的に活かせる介護予防事業の連携と新たな事業の推進を図っていきます。
- ・要介護・要支援の高齢者が自立した生活を営むことができるよう、ケアマネジメントを支援しながら、介護保険制度に基づく幅広いサービスを提供していきます。
- ・市内8か所の地域包括支援センターが、地域の高齢者及び家族のさまざまな相談に応じ、専門職としての正しい知識の下、介護サービス及び介護予防のマネジメントを行う拠点として活用します。
- ・高齢者が安心して住むことのできる見守りやケア付きの住宅施設として、社会福祉法人やNPO、民間企業などとの連携により、認知症高齢者グループホームの整備を進めるとともに、高齢者生活基盤施設の整備について検討します。

**施策を取り巻く現状**

障害者基本法の改正、障害者自立支援法の施行により、障害者の自立と社会参加を一層促進することになり、これまで障害の種別ごとに提供していたサービスを一元化することとなりました。

西東京市では、「相談支援体制の充実」、「精神障害者への地域生活支援サービス」、「福祉施設から一般就労への移行推進」、「施設、病院から地域生活への移行推進」の4つを基本的な視点とした第1期障害福祉計画を策定し、障害者福祉サービスなどの充実を図ってきました。

今後は、平成20年度に策定した障害者基本計画の後期計画及び第2期障害福祉計画にもとづき、新たなサービス体系のもとで、障害者施策を推進していきます。

**施策全体の課題**

障害者福祉を充実し、障害者が暮らしやすいまちをつくるためには、障害者を取り巻く環境の改善、サービスの充実が必要です。

(仮称)障害者福祉総合センターの建設に併せ、専門職員による相談支援体制の整備、就労支援体制の充実、さらには地域生活への移行支援を行うことで障害者の自立を促進する必要があります。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ 相談支援体制の充実
- ・ 地域生活への移行支援
- ・ 地域生活支援事業の充実

## 笑 1 - 3 障害者福祉の充実の目標

障害のある人が、地域で自立した生活をおくることができるまちをめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「地域生活支援などの障害者福祉の充実」に対する市民満足度	13%	20%	↗	障害者自立支援法の施行などにより、障害者の自立と社会参加の促進が求められています。そのためには西東京市においても障害者を地域で支援するしくみを構築していくことが重要です。(市民意識調査で把握します。)
グループホーム・ケアホーム入居人数	50人	85人	↗	自立をめざす障害者が、施設や病院から地域に移行し生活していくためには、少人数で共同生活を行なうグループホーム・ケアホームの運営が重要です。西東京市では、目標達成を図るため引き続き、側面支援を行います。
(仮称)障害者福祉総合センターの整備	- 新規	整備 完了	-	障害者の自立と社会参加の支援を進めるため、一体的な支援を行う事が求められています。そのため、(仮称)障害者福祉総合センターを建設し、センターを中心として、障害者に幅広い支援を行うことが必要です。

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 笑 1 - 3 - 1 地域で自立して暮らせるしくみづくりを進めます

- ・ 住み慣れた地域で自立した生活をおくれるよう、ホームヘルプサービス・ショートステイなど在宅サービスの充実や地域活動支援センターの充実を図るなど、一人ひとりの多様なニーズに応えられる生活支援体制を整備します。
- ・ 障害者自立支援法の趣旨に基づき、地域活動支援センターを始めとした、地域生活支援事業を推進するなど、障害の状況に配慮した情報提供や、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援体制について整備していきます。
- ・ 支援を必要とする障害者が少人数で居住する形態であるグループホーム・ケアホームは、障害者の地域生活支援の社会資源として重要であり、整備を支援していきます。
- ・ インターネット等の情報技術を活用し、各種サービスの内容やサービス提供事業者に関する情報の提供、利用者間の情報交換などを行うネットワークづくりを支援していきます。

#### 笑 1 - 3 - 2 障害者への一体的支援体制を整備します

- ・ 身近な地域で自分にあったサービスを選択し、利用できるよう、社会福祉法人やNPO、地域の活動団体などの協力を得ながら、障害者福祉基盤の整備を進めます。
- ・ 障害者の自立と社会参加を促進するため、地域で生活する障害者の自立と社会参加を促進するための地域生活支援の拠点として、総合相談や就労支援機能などを備えた(仮称)障害者福祉総合センターの建設を進めていきます。
- ・ 障害者自立支援法内事業及び地域生活支援事業への移行・充実や、特別支援学校卒業者の生活訓練・社会適応訓練などの充実を図っていきます。

**施策を取り巻く現状**

社会保障制度は、誰もが安心して過ごすことができるためのしくみです。

近年、社会保障制度に関する不祥事が相次ぎ、社会保障制度の健全な運営が求められています。

また、医療保険者に特定健康診査・特定保健指導の実施が義務化され、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が創設されるなど、医療保険制度改革が行われています。そうした改正内容について十分に市民に周知するとともに、健全で安定した制度運営を行っていく必要があります。

西東京市では、これまで生活保護、国民健康保険、高齢者への医療保険、介護保険の健全な運営に努めてきました。今後も、制度改革に適切に対応するとともに、生活保護制度については、生活保護対象者が増加している現状を踏まえつつ、引き続き、適正な保護の実施に向けて取り組んでいく必要があります。

**施策全体の課題**

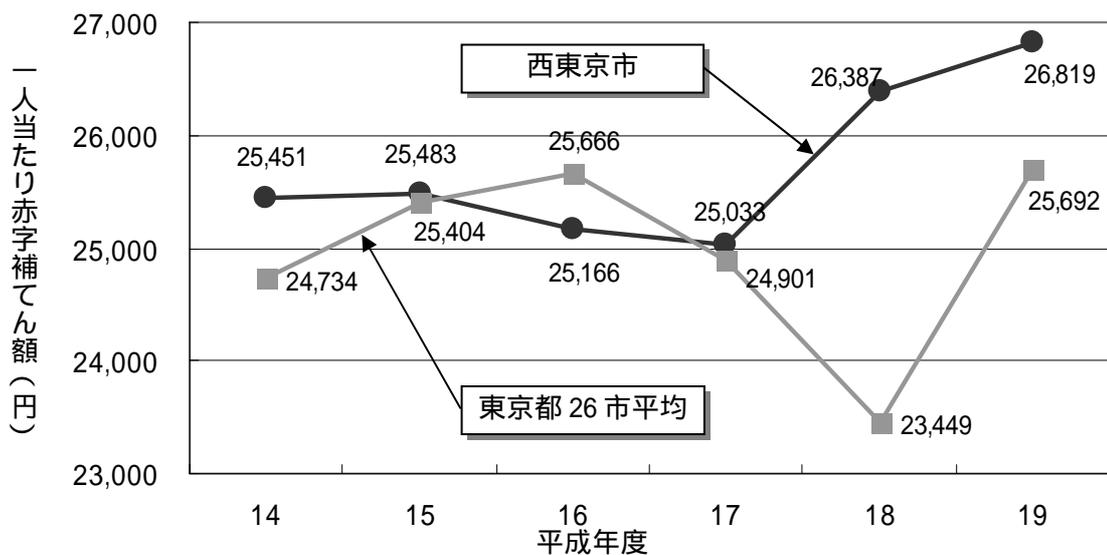
市民が安心して暮らすことができるよう社会保障制度を運営していくためには、国民健康保険制度、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)など、医療保険制度の創設、改正について市民に広く周知するとともに、健全で安定した制度運営を図っていくことが必要です。

こうした取組を通じて、安定した社会保障制度の運営をめざします。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ 制度改革に伴う市民への周知と適切な運営
- ・ 健全かつ安定した医療保険制度の運営
- ・ 生活保護対象者への自立支援プログラムの実施

図表 2-5 国民健康保険被保険者 1 人当たり国民健康保険赤字補てん額の推移



資料:平成 20 年度 西東京市財政白書(平成 19 年度決算)

## 笑 1 - 4 社会保障制度の運営の目標

市民のだれもが、健康で文化的な生活がおくれるよう、社会保障制度の適正・健全な運営に努めていきます。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「社会保障制度の運営」 に対する市民満足度	27.6%	20%	↘	健康で文化的な市民生活のためには、社会保障制度の適正かつ健全な運営が重要です。(市民意識調査で把握します。数値は、「不満」「やや不満」の合計)

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 笑 1 - 4 - 1 生活の安定のための幅広い支援を行います

- 生活保護制度の適正な運営に努めるとともに、被保護世帯の生活の安定と自立を促すため、各種相談や生活支援を図っていきます。

#### 笑 1 - 4 - 2 国民健康保険制度の健全な運営を行います

- 国民健康保険制度の健全な運営を実現するため、被保険者である市民の健康保持を図るとともに、保険料の改定や徴収率向上など財源の確保に努める一方、医療制度の見直しや財政支援について国や東京都に要請していきます。
- 国民健康保険制度の趣旨普及に向けて啓発活動を推進します。
- 特定健康診査・特定保健指導の実施により被保険者の生活習慣病の予防と生活の質の維持及び向上を図ります。

#### 笑 1 - 4 - 3 高齢者の医療保険制度の健全な運営を行います

- 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の健全な運営を実現するため、被保険者である市民の健康保持を図るとともに、保険料の徴収率向上など財源の確保に努めます。一方、医療制度の見直しや財政支援について、東京都後期高齢者医療広域連合とともに、国や東京都へ要請していきます。

#### 笑 1 - 4 - 4 現状に即した介護保険制度の健全な運営を行います

- 介護保険制度を健全に運営していくため、高齢社会と高齢者施策を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護保険事業計画を見直しながら、介護サービスの充実や基盤整備を進めていきます。

### 施策を取り巻く現状

近年、情報化・情報技術の発展によって、市民を取り巻く環境が複雑化・多様化しています。これに伴い、市民が抱えるトラブルも非常に多岐にわたっています。

西東京市では、これまで消費者生活のトラブルなどに係る講座の開催や、情報発信による普及啓発事業、弁護士や相談員などによる各種相談事業を実施してきました。

今後は、それぞれの相談事業を継続するとともに、より専門的な助言や支援を受けることができるよう取り組む必要があります。

また、市民が新たな犯罪や食による健康被害などに巻き込まれないよう情報収集、情報発信に努めるなど、消費生活の安定と向上を図る必要があります。

### 施策全体の課題

市民が安心して暮らすためには、いつでも相談をすることができ、また適切なアドバイスをもらうことができるような相談体制の充実が必要です。近年増加している消費者トラブルを、未然に防止するための十分な情報収集や情報発信にも努めなければなりません。

そのために、これまでの取組をさらに充実していくことが必要です。

### 施策実施へ向けたキーワード

- ・ 講座事業・市民相談事業を通じた普及啓発活動
- ・ 情報化の進展による新たな犯罪への対応
- ・ 食の安全に関する情報提供

## 笑 1 - 5 暮らしの相談の充実の目標

さまざまな相談事業を充実させ、安心して暮らせるまちをめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「暮らしの相談窓口の充実」に対する市民満足度	17.8%	25%	↗	近年、転入者の増加や消費者トラブルが増加しています。そのため、市民が安心して生活するために暮らしの相談窓口を充実させる必要があります。(市民意識調査で把握します。)
消費者相談の相談件数	1,456 件	1,000 件	↘	市民が安心して暮らすためには、消費生活の安定と向上が重要です。そのために消費生活に関する相談事業の充実が必要です。

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 笑 1 - 5 - 1 暮らしの相談の充実に努めます

- ・ 市民がかかえるさまざまな問題解決に向けての相談を充実していくとともに、市民が相談しやすい体制づくりに努めていきます。
- ・ 相談が複数の分野にまたがるもの、他の機関との連携が必要なものなど、多種多様な相談に対して適切な対応をし、具体的支援へとつなげられるよう、相談機能のネットワークを構築していきます。
- ・ 消費生活の安定と向上を図るため、消費者がより相談しやすい体制づくりに努めるとともに、消費生活にかかわるトラブルを未然に防ぎ、解決に向けての対応を支援ながら、よりよい消費生活がおくれるよう取り組んでいきます。
- ・ 国や東京都をはじめ関係機関と連携しながら、食の安全などその時々に応じた各種の問題を取り上げ、さまざまな啓発活動や消費生活講座などを充実していきます。

### 分野全体を取り巻く状況

高齢化や、若年層から老年層にまで広がる生活習慣病、こころの病など現代において健康維持は非常に重要な課題です。自ら健康的な生活をおくるためには、市民一人ひとりが、日ごろから自主的に健康管理を行うことが必要です。

西東京市では、これまで市民の健康づくりを支援するとともに、地域の医療体制の整備・充実に取り組んできました。また、高齢者や障害者が、地域との交流や就労を通して、いきいきと暮らしていけるよう、地域との交流機会の創出や就労支援を行ってきました。

今後も、一人ひとりが生きがいをもって健康に暮らすことができるよう取り組んでいくとともに、高齢者や障害者の社会参加についての情報提供に努めていく必要があります。

### 分野全体の目的

生涯にわたり可能な限り自立した生活をおくるために、若いうちから健康づくりを進めていくことは大切です。

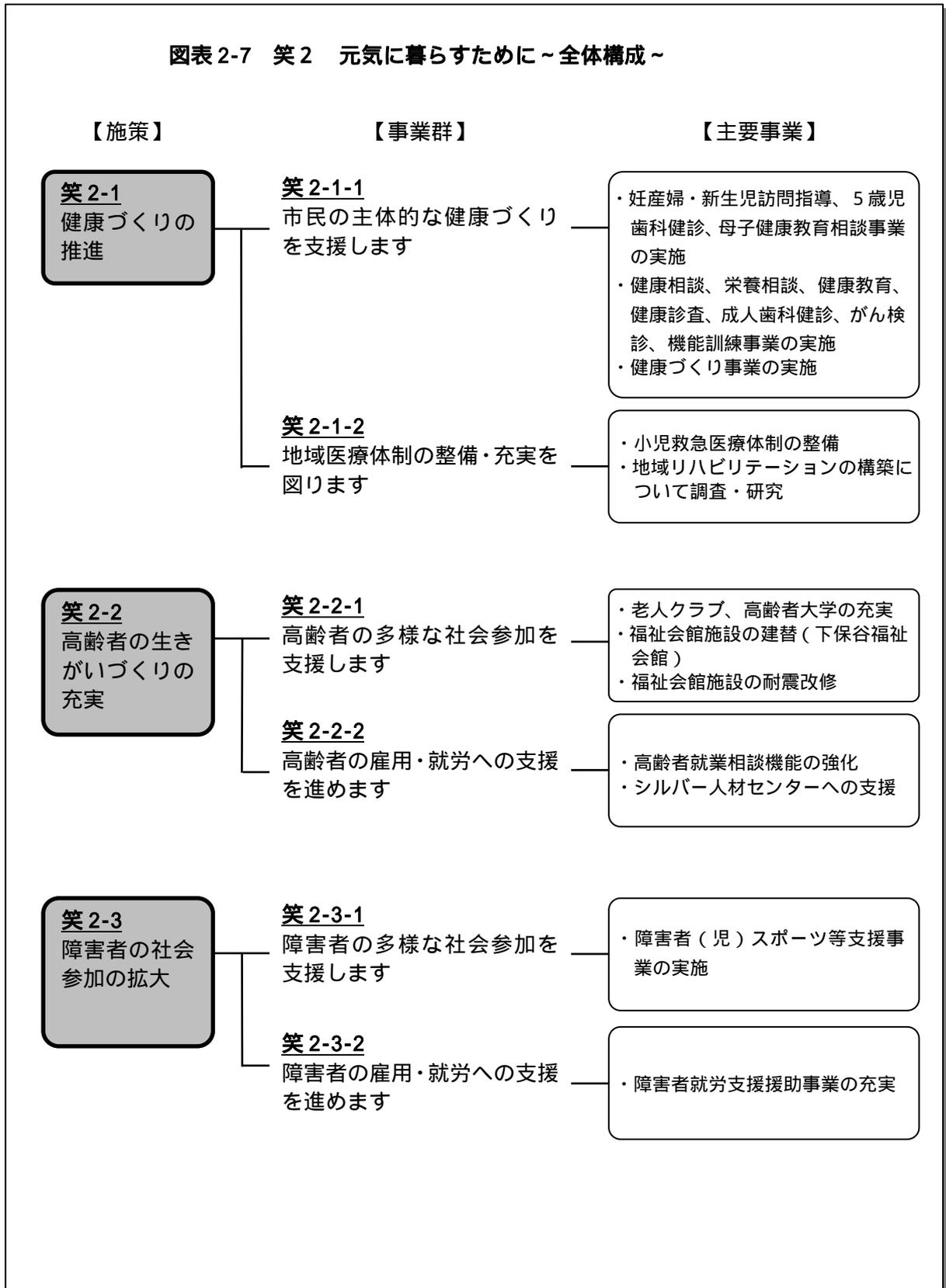
これからは、安心できる保健医療体制として、高度医療や救急医療にも対応できる広域的な連携を図るとともに、市民の主体的な健康づくりや健康管理を支援するための取組を進めていきます。

また、高齢者や障害者の、労働意欲や社会参加意欲を活かし、地域社会の一員として活動できるしくみを整えます。

そして、だれもが健康で生きがいをもって暮らし、豊かな人生をおくることのできる地域社会を実現します。



図表 2-7 笑2 元気に暮らすために～全体構成～



**施策を取り巻く現状**

近年、子どもから高齢者まで幅広く健康に対する関心が高まっています。平成 16 年度健康づくり推進プランによれば、67.3%の人が健康管理に取り組むのは自分自身と考えており、非常に多くの市民が、健康に関心があることがわかっています。

西東京市では、市民自身の健康管理への取組を支援するため、健康相談、栄養相談、健康診査、母子保健事業などを実施してきました。また、夜間医療・休日医療、小児救急医療などの地域の医療体制の整備を行うことによって、市民の健康をサポートしてきました。

一方、近年には新しい生活習慣病や強い不安やストレスなどによるこころの病などが増加傾向にあり、対応が必要です。

今後は、引き続き市民自身の取組を支援することで健康の保持と病気の早期発見を促すとともに、地域医療の充実など、健康づくりを推進する必要があります。

**施策全体の課題**

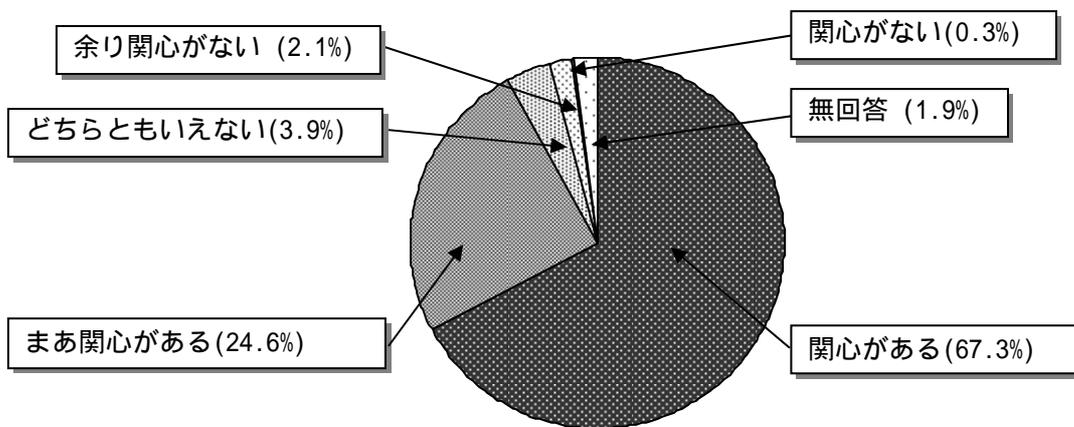
市民自身が健康づくりに取り組み、健康に暮らしていくためには、健康づくりに関する自主的な活動を行う団体への支援や、新たな生活習慣病や食に関する情報提供、各種の健康診査を受診できる環境の整備が必要です。

さらに、市民の健康をサポートするために小児医療・休日医療の充実、医療に関する情報など、地域医療に関わる基盤整備についても積極的に取り組むことが求められています。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ 市民の自主的な健康づくりの支援
- ・ 生活習慣病などへの対応を含めた健康診査、健康相談・教育の充実
- ・ 小児救急医療、休日医療の充実
- ・ 市民ニーズに沿った医療情報の提供
- ・ 食育の推進

図表 2-8 自分の健康に関心がある西東京市民の割合



資料：平成 16 年度西東京市健康づくり推進プラン

## 笑 2 - 1 健康づくりの推進の目標

乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた、からだところの健康づくりを支援します。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「健康づくりの支援など保健事業の充実」に対する市民満足度	27.1%	40%	↗	特定健診・保健指導の開始など、健康づくりへの社会的要請は高まっています。市としても市民の健康づくりへの支援を充実させる必要があります。(市民意識調査で把握します。)
「地域医療体制の整備」に対する市民満足度	22.6%	30%	↗	少子高齢化が進む中、市民が生活する身近な地域における医療体制の整備を行うことが、市民の心身ともの健康増進につながります。(市民意識調査で把握します。)
特定健康診査の受診率	-	65%	-	ライフステージに応じた健康づくりのためには、市民が自身の健康状態を把握する必要があります。平成20年度から医療保険者に特定健診・特定保健指導が義務づけられました。市は、国民健康保険の保険者として特定健診を実施することとなります。
平日の夜間における小児初期救急医療体制の確保	延べ 週5回	延べ 週10回	↗	北多摩北部医療圏5市(小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市)の共同事業として、19年7月から北多摩北部医療センターと佐々総合病院で実施しています。

## 主な取組～課題解決の方向性～

### 笑 2 - 1 - 1 市民の主体的な健康づくりを支援します

- 市民の健康づくりを推進するために策定した、健康づくり推進プランや食育推進計画に基づき、地域における健康づくりを進め、市民の主体的な取組を支援するとともに、市報やホームページを活用した情報提供に努めます。
- 乳幼児とその保護者や妊産婦に対して、きめ細かな相談や健康管理、保健指導などの支援体制を整えていきます。生活習慣病や要介護状態を予防するため、生活指導、健康診査やがん検診などを実施していきます。
- 疾病・老化などにより心身の機能が低下している方に対しては、日常生活の自立を助けるため、必要な訓練を行っていきます。
- 健康に対する意識の啓発や健康教育、各種スポーツ教室などを進め、市民の主体的な健康づくりへの取組を促していきます。

### 笑 2 - 1 - 2 地域医療体制の整備・充実を図ります

- だれもが身近な地域で適切な治療が受けられるよう医療体制を整えていくとともに、日ごろから安心して相談のできるかかりつけ医の普及を図っていきます。
- 高度医療、救急医療の機能を持つ救命救急センターとしての公立昭和病院の充実に努めていくとともに、救急医療体制の強化として、広域的な連携による医療の充実について関係機関に要請していきます。
- 医療・保健・福祉の連携のもと、効果的なりハビリテーションのあり方を調査・研究します。

**施策を取り巻く現状**

西東京市の 65 歳以上の高齢者人口比率は、平成 20 年 10 月 1 日現在の 20%に対して、平成 32 年には 23.7%に達すると推計されており、今後さらに高齢者の生きがいがづくりが求められています。

西東京市では、これまで社会参加を通じた健康づくり、就労支援を通じた生きがいがづくりに取り組んできました。しかし、高齢者のひとり暮らしが増加するなど、高齢者と地域社会の交流の欠如といった課題も見られます。

今後は、高齢者が地域社会との積極的な交流を持つことができるよう、社会福祉協議会などの関係機関と協力して、他世代との交流を進めるほか、シルバー人材センターへの適切な支援や、就労・起業支援講座などの実施を通じて、就労を通じた生きがいがづくりに取り組んでいく必要があります。

**施策全体の課題**

高齢者が健康に暮らしていくためには、他世代との交流を通じて社会に参加し、活動をすることも重要です。

そのため、高齢者の社会参加のための情報提供に努めます。

また、さまざまな形態の就労支援を行うことで、高齢者の生きがいがづくりに支援することが必要です。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ 他世代との交流による社会参加への支援
- ・ 社会参加を通じた健康の維持
- ・ さまざまな就労形態の検討と支援の実施

図表 2-9 シルバー人材センターホームページ

(<http://www.sjc.ne.jp/wtoko1/index.htm>)



**用語解説**

シルバー人材センター：高齢者の雇用の安定等に関する法律によって設置された公益法人です。高齢者が経験や知識、能力を活かし、身近な地域で多様な働き方をすることを目的としています。

## 笑2-2 高齢者の生きがいづくりの充実の目標

高齢者が地域のなかで生きがいをもって人生をおくることができるまちをめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「団塊の世代や高齢者の生きがいづくりの充実」に対する市民満足度	12.7%	20%	↗	西東京市では団塊の世代、高齢者率の増加が急速に進んでいます。そのため、「生きがいづくり」に関する事業を充実させ、だれもが元気に暮らせるまちづくりを行うことが重要です。(市民意識調査で把握します。)
高齢者大学・福祉会館などでの開設講座利用者延べ人数	23,797人	30,000人	↗	高齢者の生きがいづくりのために、市としても生涯教育を中心とした高齢者のための学習の機会を提供する必要があります。

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 笑2-2-1 高齢者の多様な社会参加を支援します

- ・ 高齢者の知識や経験を若い世代を含めた地域全体に伝えるため、世代間交流や地域交流を深め、また、健康の保持・増進のためのスポーツやレクリエーション活動の促進、知識・教養の向上、社会奉仕活動など、高齢者の生きがいづくりに必要な機会の充実を図ります。
- ・ 地域の高齢者の生きがい対策の拠点である、福祉会館の改修を計画的に進めるとともに、地域の多様なニーズに応えるための複合機能をもった施設として再構築を図ります。

#### 笑2-2-2 高齢者の雇用・就労への支援を進めます

- ・ 高齢者が地域社会の一員として、豊かな知識や経験、能力を活かせる就労の場を確保します。そのために、シルバー人材センターの運営を支援していくとともに、公共職業安定所(ハローワーク)などと連携し、就労支援の拡充に努めます。

**施策を取り巻く現状**

平成 18 年度に障害者自立支援法が施行され、福祉サービスの一元化、障害者の社会参加の機会拡大など、障害者が自立して社会で暮らすことができるための環境整備が求められています。

そのため、市や企業が、障害者の社会参加や就労の機会をできるだけ多く提供することが必要です。

西東京市では、これまで、移送サービスの実施、スポーツ等支援事業、市役所職場体験実習の実施といった障害者の社会参加及び就労を促す取組を進めてきました。

今後も、障害者がさらに社会と関わり、社会参加や就労により生きがいを感じられるよう、参加の機会を確保していくことが必要です。

**施策全体の課題**

障害者が、社会参加や就労を通じて生き生きと暮らすためには、さらなるサービスの充実と就労に関する支援が必要です。

社会参加については手話通訳者などの派遣や移動支援などの地域生活支援事業を充実するとともに、就労支援については障害者就労支援センターの体制強化により拡充していく必要があります。

特に、障害者自立支援法の施行により現在の福祉作業所や小規模通所授産施設や精神障害者共同作業所などにおいては、平成 23 年度までに新たなサービス体系に移行することになり、大幅な再編が必要になります。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ さまざまな形態による就労体験の充実
- ・ 地域との交流を促進することによる地域生活への移行支援
- ・ 就労支援体制の強化
- ・ 施設の新たなサービス体系への移行

**用語解説**

**小規模通所授産施設** : 障害者向けに作業を通じて健康維持や生活習慣を習得させることを目的とする施設で、通う施設なので通所施設といえます。これまでは定員 20 人以上でしたが、社会福祉法の改正により、新たに定員 10 名以上 19 名以下の通所授産施設を小規模通所授産施設として定義することになりました。

## 笑 2 - 3 障害者の社会参加の拡大の目標

障害のある人が、地域のなかで、元気に生きがいをもって暮らせるまちをめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「雇用促進など障害者の社会参加の促進」に対する市民満足度	8.9%	15%	↗	だれもが元気に暮らすまちづくりのためには、障害者の社会参加の拡大のための支援を行うことが必要です。(市民意識調査で把握します。)
障害者(児)スポーツ事業への参加者数	345人	500人	↗	障害者が地域で元気に暮らすためにさまざまな社会参加の機会を提供することが必要です。スポーツをきっかけとして日常生活への自信をつけたり、地域との交流を促進していくことが重要です。
就労援助事業への登録者数	72人	80人	↗	障害者の自立と社会参加のためには、生活支援だけでなく就労支援が必要です。そのために市として障害者の地域での一般就労を支援することが重要です。

## 主な取組～課題解決の方向性～

### 笑 2 - 3 - 1 障害者の多様な社会参加を支援します

- ・ 障害のある人もない人も、地域のなかでともに生活していける環境を整えていきます。
- ・ 障害のある人が外出するための支援を行います。
- ・ 障害者が生涯学習や文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動を楽しむことができるよう、機会の提供を図っていきます。

### 笑 2 - 3 - 2 障害者の雇用・就労への支援を進めます

- ・ 障害者就労支援センターを中心に、特別支援学校や公共職業安定所(ハローワーク)と連携し、障害者の就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が身近な地域において安心して働き続けられるよう、社会福祉法人、NPO、民間団体などの協力を得ながら雇用の促進を図ります。
- ・ 障害者自立支援法に定められた事業形態の立ち上げを活性化させる支援や、小規模通所授産施設などの障害者自立支援法内事業への移行に係る支援、自立と経営の安定化を図るための支援などを行います。



---

### 3 . 環境にやさしいまちづくり

### 分野全体を取り巻く状況

西東京市は、公園や農地、街路樹など、みどり豊かなまちです。みどりの重要性は、近年の大きな環境問題である地球温暖化にとどまらず、日常の暮らしへの潤いや安らぎ、多様な生物の生息地といった広い範囲に及びます。

西東京市では、これまで公園の管理や保存樹林・生垣などへの助成や農地の保全を積極的に行ってきました。また、援農ボランティアや公園ボランティア、体験農園など、市民自らがみどりを創出する活動にも支援してきました。しかし、相続や都市開発の過程で、みどりの総量は減少しています。

今後は、みどりの下でふれあい、みどりを身近に感じることで、一人ひとりが豊かに暮らすことができるよう、積極的にみどりの保全と活用に取り組むことで、地球規模の環境問題にも地域から取り組んでいく必要があります。

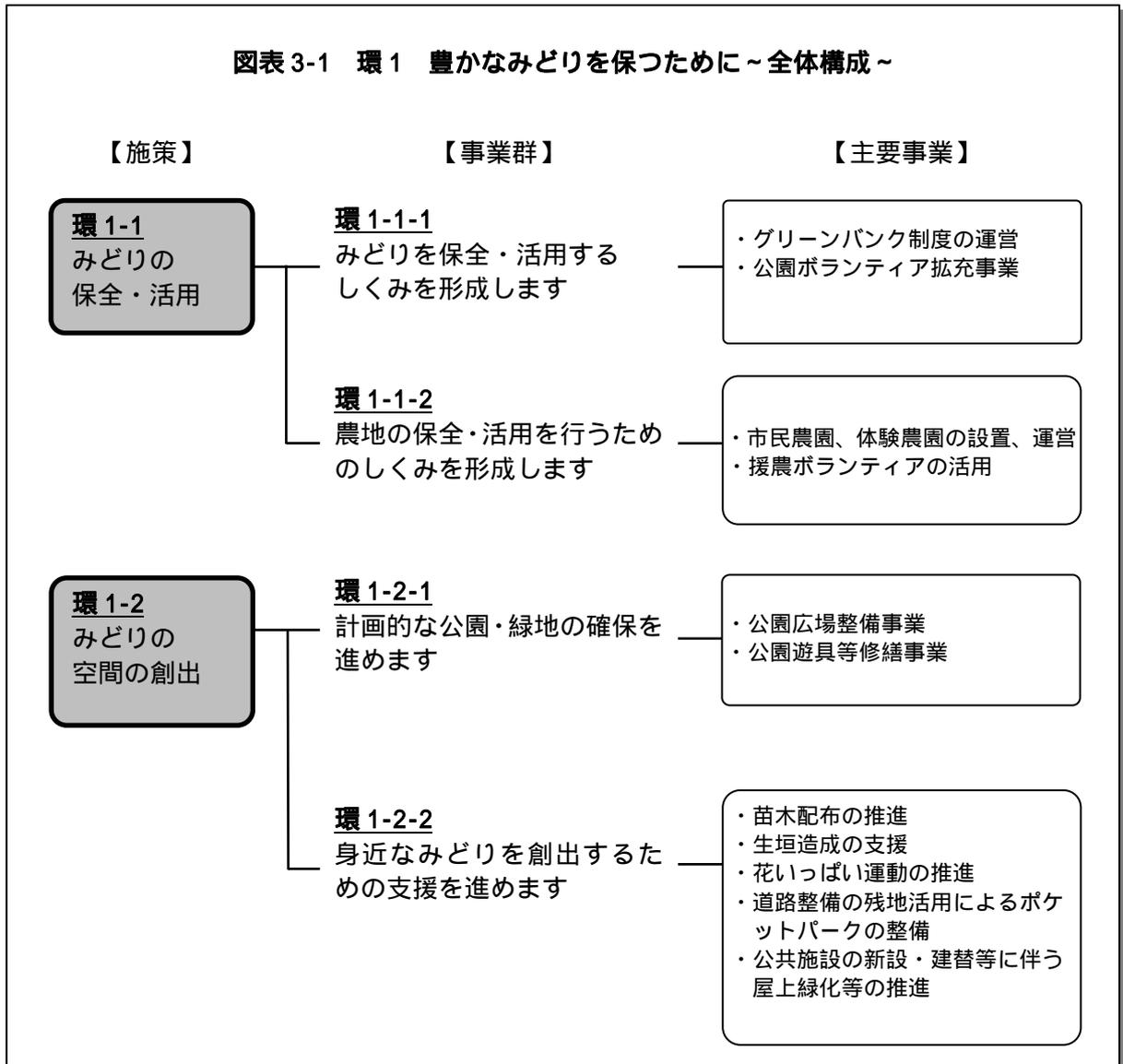
### 分野全体の目的

豊かなみどりは、私たちに潤いややすらぎを与えると同時に、多様な生物が生息する環境となります。西東京市は、都心に近いにもかかわらずみどり豊かなまちです。

しかし、樹木・樹林・屋敷林や農地などは、今後、都市開発や相続などにより失われていく可能性があり、これらの保全が大きな課題となっています。

これからは、公園や残された緑地を保全するとともに、街路や公共施設における緑化を進め、新たなみどりの空間を創出するなど、みどりにふれ、やすらぎを得られる都市環境を整備していきます。また、農地や樹木、樹林、生垣などを維持できるしくみを整えると同時に、市民が行う緑化活動を積極的に支援し、身近なみどりを創り出す施策も展開していきます。

図表 3-1 環 1 豊かなみどりを保つために～全体構成～



**施策を取り巻く現状**

私たちの周囲のみどりは、地球温暖化、公害問題だけではなく、日常生活における安らぎやまちづくりにとっても重要です。

西東京市には、農地を中心に、公園など一定のみどりが存在しています。これまで、主に援農ボランティアの育成や支援、保存樹木や生垣への助成や体験農園の設置といった緑化事業に力を入れてきました。

しかし、市内の緑被率は年々減少傾向にあり、農地における相続や都市開発により、今後もみどりの総量が減少することが想定されます。

そのため、農地の保全、公園の確保に努めるとともに、みどりを活用した市民交流を進めることで、ともに保全するしくみを充実させていく必要があります。

**施策全体の課題**

みどりの保全を進めるためには、援農ボランティアの組織化を進めていくことが必要です。また、引き続き体験農園の整備を進めることも必要です。

こうした取組とともに民有地などの緑化支援を行うことで、市民が自発的に緑化活動に取り組めるしくみを形成します。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ 公園・緑地・農地の活用によるまちづくり(公園や緑地、農地を保全するだけではなく、活用していくことで市民とともに保全していくしくみを形成する)
- ・ 援農ボランティアの組織化

図表 3-2 西東京市のみどりの状態を示す指標

環境指標	平成14年度実績	平成18年度実績
緑被率	30.2%(平成11年度数値)	約29%
農地面積	188ha(平成14年1月値)	170ha
樹林地面積	190ha(平成11年度値)	193ha

資料：西東京市 環境基本計画

**用語解説**

**緑被率**：市全域に対する樹林地、草地、農地など、木や草で被われている土地の占める割合をいいます。

**公園ボランティア**：公園内の清掃・除草・せん定・花植えなどの美化活動、遊具など公園施設の点検通報、ルール違反者への注意、利用方法の助言・指導などに関することを行うボランティアを指します。

**援農ボランティア**：農業に関心を持つ市民が農業を学んで技術を習得し、実際に農家のお手伝いをするすることで農家の労働力を支援するボランティアを指します。

## 環 1 - 1 みどりの保全・活用の目標

市民による公園管理のしくみや、個人が所有する農地や樹木、樹林、生垣などを維持するしくみを整え、身近なみどりの保全・活用をめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
西原自然公園内の更新された面積の割合(進捗)	20%	50%	↗	市内でも数少ない貴重な樹林を有する西原自然公園において、樹林の再生を図るため、主林木であるクヌギやコナラの成長などを促すための植生管理を行い、その更新された面積の割合としました。
公園ボランティア登録会員数	747人	800人	↗	公園ボランティア事業の経験を通じてみどりの管理を行うことで市民の意識向上を図り、身近なみどりに対する継続的な関心や活動へとつなげることが必要です。(実績値は平成18年度)
体験農園区画数	175 区画	300 区画	↗	西東京市では団塊の世代の増加を背景に農業体験に対するニーズが高まっており、体験農園を設置することで市内にみどりを増やすとともに農地の保全に取り組むことが重要です。

## 主な取組～課題解決の方向性～

### 環 1 - 1 - 1 みどりを保全・活用するしくみを形成します

- ・ みどりの基本計画に基づき緑地の維持を図るため、緑地保全地域や公有樹林地の保全だけではなく、民有地における樹林・樹木・生垣の保存を支援し、みどりの確保に努めます。また市民の理解を啓発するための情報提供を行います。
- ・ 家の建替えなどで不必要となった、一定基準の樹木の斡旋を行うグリーンバンク制度の活用を推進します。
- ・ 市民による公園づくりの一環として、西東京いこいの森公園や西原自然公園などで、市民による雑木林の育成管理、花壇や池・小川の管理など、公園ボランティア活動を積極的に進めていきます。
- ・ 東大農場については、関係機関などとの調整を図りながら、豊かな自然環境の保全と活用に努めていきます。

### 環 1 - 1 - 2 農地の保全・活用を行うためのしくみを形成します

- ・ 市民と農業のふれあい交流として体験農園や市民農園を推進します。
- ・ 農業後継者の育成や援農ボランティアの組織化を進めるなど、農業の継続による農地の保全を促進します。

**施策を取り巻く現状**

身近なみどりの創出は、私たちの暮らしに安らぎや潤いを与えるとともに、まちの景観としてもなくてはならない存在です。

西東京市では、これまで計画的に公園を整備し、みどりの確保に努めてきました。しかし、一人あたりの公園面積が近隣他市と比較して少なくなっています。また、市民意識調査によれば、公園などに対する市民満足度には地域的なばらつきが見られ、道路、沿線、公園などの公共空間のより積極的な緑化の推進の必要性も指摘されています。

そのため、公園・広場の計画的な整備を続けるとともに、公共空間や民有地での緑化に取り組むことで、市全体のみどりを増やしていく必要があります。

**施策全体の課題**

引き続き、計画的な公園・広場の整備や公共施設の屋上緑化、民有地などへの緑化支援などを行う必要があります。

さらに、これらの取組みを活発化させるためには身近なみどりを創出するための体系的な支援が必要となります。

**施策実施に向けたキーワード**

- ・ 民有地などにおける緑化が進む、効果的な制度の実施
- ・ 市民とともにみどりをつくる活動を進める

**図表 3-3 一人当たり公園面積**

		西東京市	武蔵野市	三鷹市	調布市	狛江市
平成 18 年度	1人あたり公園面積 (m <sup>2</sup> )	1.8	4.4	3.1	5.3	1.6
	(順位)	4	2	3	1	5

資料：平成 18 年度 住宅・土地統計調査報告

**用語解説**

**屋上緑化**：都市環境の改善を進めるため、一定規模以上のビルやマンションなどに対して、屋上に植物を植えて緑化することです。植物が水分を空气中に放つ蒸散作用を行うため、周辺の温度が低下するほか、断熱効果も高く、省エネに繋がることが期待されています。なお、壁面に植物を植える方法は、壁面緑化といいます。

## 環 1 - 2 みどりの空間の創出の目標

公園や緑地の拡充に加え、街路や公共施設、生垣などの身近な場所での緑化をすすめ、目に映るみどりの創出をめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「公園・緑地などの保全・活用」に対する市民満足度	43.2%	50%	↗	環 1-2 の各事業によるさまざまな取組みにより、「公園・緑地などの保全・活用」についての満足度の向上をめざします。(市民意識調査で把握します。)
整備された公園・広場の数	-	3か所	-	市民が最も身近にみどりを体感できる場所である公園・広場を整備することにより、みどりの空間の創出を図ります。
補助金の交付を受けて造成された生垣の延長	61m	800m	↗	みどりの空間を創出するためには、公園・広場の整備だけでなく、生垣の造成など民有地の緑化も必要です。そのために、生垣造成の補助制度を実施して、みどりを増やす支援をします。(目標値は5年間の累計延長とします。)
「花いっぱい運動」で植付けする花壇数	44か所	50か所	↗	市民の目に映えるみどりの創出のために、花やみどりを市民の手で増やしていくことでみどりに感じる機会を増やすことが必要です。(実績値は平成18年度)

## 主な取組～課題解決の方向性～

### 環 1 - 2 - 1 計画的な公園・緑地の確保を進めます

- ・ 買い取りの申し出のあった解除生産緑地や雑木林、屋敷林などを計画的に買い取り、新たな公園・緑地の確保を図ります。また、公園づくりは地域住民と協働で行い、市民に親しまれる憩いの場とします。
- ・ 東伏見都市計画公園の整備については、引き続き東京都に要請を行います。

### 環 1 - 2 - 2 身近なみどりを創出するための支援を進めます

- ・ 街路整備における余剰地を活用して、散策時の休息所や憩いの場として利用できるポケットパークの整備や、屋上緑化など、公共施設における緑化を積極的に推進するなど、身近な空間におけるみどりを創出していきます。
- ・ 市民が身近でみどりに親しむことができる環境づくりの一環として、生垣の造成などを支援していきます。
- ・ 公園などの公共空間の花壇の計画・植え付け・管理を市民と協働で行う「花いっぱい運動」や公園ボランティアなどの市民の活動を積極的に推進します。

### 分野全体を取り巻く状況

地球温暖化問題による異常気象や海面上昇、大気汚染などは深刻な状況であり、今後も国、自治体、さらには市民個人それぞれが対策を講じることが求められています。

本市では、環境基本計画を策定し、環境学習を推進することによる環境問題への意識啓発や、環境マネジメントシステムの導入、ごみの有料化、低公害車の導入など、持続可能な社会の確立に向けた取組を総合的に進めてきました。

現在、市内のごみの減量や環境保全に対する意識は高まってきましたが、大気汚染や最終処分場の問題など、引き続き地域を越えて解決しなければならない課題が存在しています。

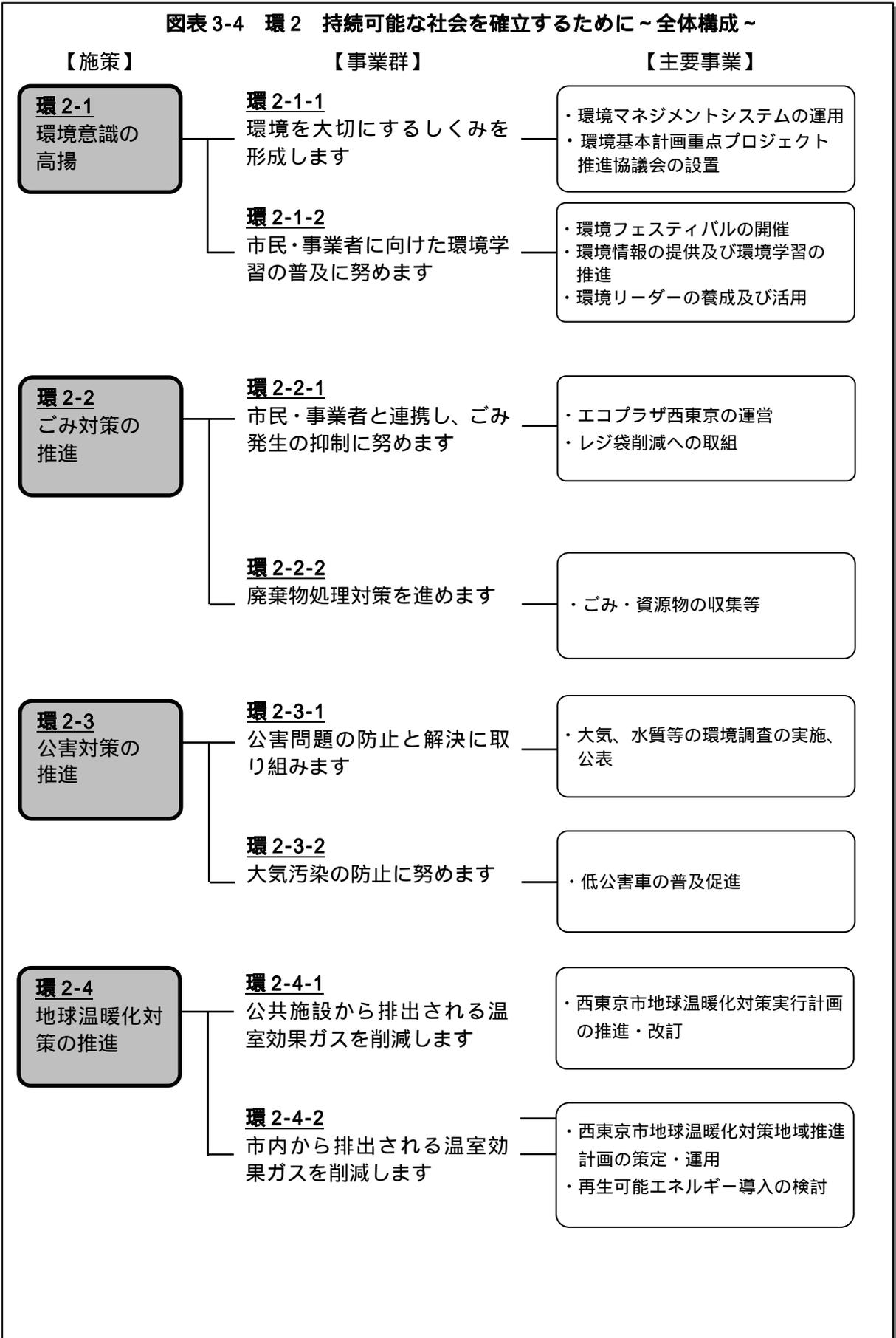
そのため、事業者や個人が持続可能な社会の確立に向けて実践し、限られた資源を効率的に活用していくよう、交通機関関係者と連携して公共交通の利用促進を図り、大気汚染や地球温暖化の防止に取り組むなど、引き続き取組を充実していくことが求められています。

### 分野全体の目的

地球温暖化や環境汚染など地球規模で問題とされている環境問題や、大都市圏にみられるヒートアイランド現象は、ひとつの市だけで解決できる問題ではありません。そのため、個人一人ひとりや事業者が行動を変えていくことの積み重ねが大切であるとともに、広域的な取組も必要となっています。

地球環境保全に向けて、環境に配慮した行動を推進するために、目標設定やその達成状況の点検などのしくみをつくるほか、学校や地域での環境学習を充実させ、意識づくりに取り組みます。また、ごみの減量や資源化など循環型システムの構築、省エネルギーや新エネルギーの計画的な導入による地球温暖化対策を進めていくなど、環境を大切にすまちを実現します。

図表 3-4 環 2 持続可能な社会を確立するために～全体構成～



**施策を取り巻く現状**

環境問題に対する関心は年々高まっており、世界的な取組が進んでいます。深刻化する環境問題は複合的な要素で成り立っていることから行政・市民・事業者がそれぞれ取り組むことが必要とされています。

西東京市では、平成 14 年度に環境基本条例を施行し、広範な環境保全策の設定と、これを体系的に推進していくための環境マネジメントシステムなどに取組んできました。さらに、「西東京市の環境」と題して、子どもが学習するためのパンフレットの作成などを行いました。しかし、生活の中で環境に配慮した行動を行うためには、さらに知識と情報が必要となります。

平成 20 年 7 月には、エコプラザ西東京がオープンしました。こうした施設を拠点に、市民一人ひとりが環境問題を理解し活動していくための環境学習の充実に取り組んでいく必要があります。

**施策全体の課題**

環境問題に市民一人ひとりが取り組み、日常生活の中で実践していくためには、環境学習や情報提供を行うことが重要です。

平成 20 年 7 月にオープンしたエコプラザ西東京を拠点に、市民・行政・事業者それぞれが環境問題へ取り組むことができるよう、西東京市ならではの環境問題への取組を進めていくことが重要です。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ エコプラザ西東京を中心とした環境学習活動の展開
- ・ 地域特性に沿った環境問題への取組

## 環 2 - 1 環境意識の高揚の目標

環境を大切に作るしくみづくりや環境学習の推進を通して、市民・事業者及び行政の環境意識の高揚をめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「環境学習の場や機会の提供」に対する市民満足度	18.1%	30%	↗	環境問題に対しては市民一人ひとりの意識や取組が非常に重要です。その向上のために、市としても環境学習の場や機会を提供していくことが必要です。(市民意識調査で把握します。)
環境マネジメントシステム導入済み事業所数	0 事業所	25 事業所	↗	環境問題に対しては一般家庭よりも環境負荷が多い事業所の取組が重要です。そのために市が推進している環境マネジメントシステムの普及、啓発が必要です。(実績値はエコアクション21登録事業所)
環境フェスティバルの参加者数	1,935 人	2,500 人	↗	環境に関する催しを実施することで、市民の環境意識を高め、自発的に環境活動に取り組む人材を広げることが必要です。
環境リーダー養成講座修了者数	22人	100人	↗	環境リーダーの養成を行うことで、環境学習事業の推進・普及を円滑にすることができます。

## 主な取組～課題解決の方向性～

### 環 2 - 1 - 1 環境を大切に作る地域のしくみを形成します

- ・ 環境基本計画に基づき、地球温暖化対策、公害防止、みどりの創造・活用、ごみ減量など、広範にわたる環境施策を着実に実行していきます。可能な限り具体的な目標値を設定し、点検を行っていきます。
- ・ 市においては、環境マネジメントシステムによる環境に配慮した行動を率先して推進します。また、一人ひとりが環境に配慮する意識づくりを進めるため、環境に配慮した行動を推進するしくみを検討し家庭や学校への普及に努めます。
- ・ 市内の教育機関や事業者と行政が連携し、環境問題に対応する産学公連携の取組について検討します。

### 環 2 - 1 - 2 市民・事業者に向けた環境学習の普及に努めます

- ・ 環境についての知識や理解を深め、環境にやさしい行動を実践するため、環境学習基本方針により環境学習の推進を図ります。
- ・ エコプラザ西東京において、資源及びエネルギーの有効利用など、地域や地球環境の負荷低減に関する普及啓発、人材育成事業を行うとともに、市民などの自主的な活動場所を提供します。
- ・ 学校教育においては、環境読本「西東京市の環境」を活用するとともに、地域の自然や人材を活用した環境教育プログラムの導入などを検討します。

**施策を取り巻く現状**

広域的な廃棄物の最終処分場である二ツ塚廃棄物広域処分場の延命は、西東京市のみならず多摩地域にとって大きな課題です。そのため、西東京市では、家庭ごみの有料化や、生ごみ電動処理機などの購入助成、パンフレットなどによる啓発活動を進めてきました。

こうした取組により、平成 12 年度からごみ総量は減少傾向にあり、全国や東京都の平均と比較しても低い値となっています。さらに、市民意識調査(平成 19 年度)によれば、ごみ減量化やリサイクル推進は、高い満足度となっています。

しかし、依然として最終処分場の配分量を超過しており、市民・事業所などが一体となったごみの削減へむけた動きが必要という指摘もあります。そのため、循環型社会の構築へ向けて、ごみの発生源を抑制した上でリサイクルを進めていくための、より効果的な取組が求められています。

**施策全体の課題**

ごみの発生源を抑制するためには、市民・業者・行政がそれぞれに取り組むことが必要です。

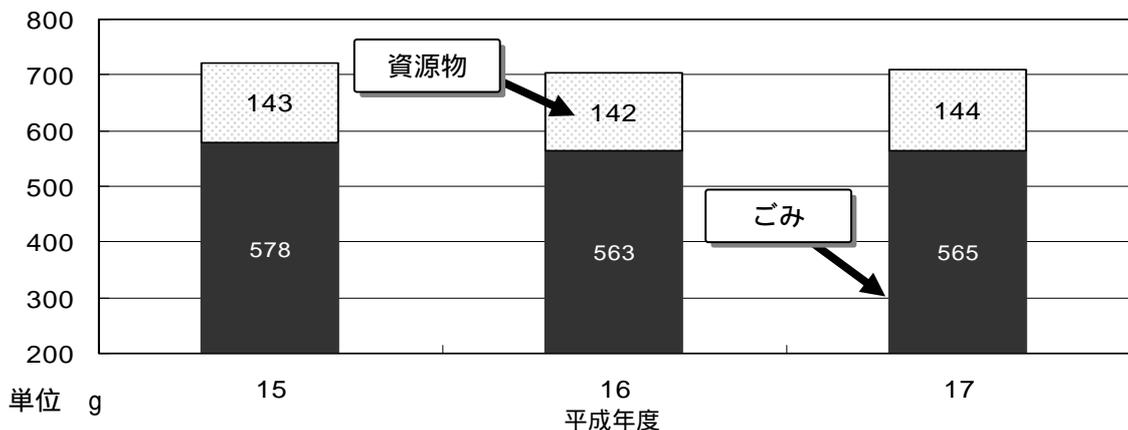
そのために、エコプラザ西東京を中心とした普及啓発活動を充実させるとともに、市民の自主的な取組に対する支援、ごみ収集に関する事業者への対応の強化といった多面的な取組が必要となります。

また、有料化されたごみ事業への市民の理解を得る必要があります。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ ごみ発生の原因を抑制するしくみの構築
- ・ 市民・事業者と連携した、ごみ減量への支援

図表 3-5 ごみ・資源物排出量の状況(市民一人一日あたり排出量)



資料：西東京市 一般廃棄物処理基本計画

**用語解説**

**二ツ塚廃棄物広域処分場**：西東京市が加入する東京たま広域資源循環組合が管理・運営する一般廃棄物(焼却残渣、不燃ごみ及び焼却不適ごみ)の最終処分場で日の出町にあります。

**配分量**：二ツ塚廃棄物広域処分場に搬入する焼却残渣などについてあらかじめ組合構成市町ごとに定められる搬入量のことです。この配分量を超過すると、追徴金の支払いを行わなければなりません。

## 環 2 - 2 ごみ対策の推進の目標

できるだけごみを出さないという意識づくりや、ごみ減量化への取組を通して、環境負荷の少ない循環型社会の構築をめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「ごみの減量化やリサイクルの推進」に対する市民満足度	39.1%	45%	↗	持続可能な社会を構築するためにごみの減量化やリサイクルなど資源循環は欠かせません。そのために市としてもそのしくみづくりに取り組むことが重要です。(市民意識調査で把握します。)
一人当たりのごみ収集量(ごみ原単位)	658g/人日	630g/人日	↘	家庭ごみの収集を有料化し、市民に相応の負担をしてもらうことにより、ごみの減量と資源化、そしてごみ処理経費の負担公平化が重要です。また、目標値は平成19年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画に基づいていますが、ごみの有料化によって、一人当たりごみ収集量はさらに減少していくものと考えられます。
資源化率	27.1%	28%	↗	資源化率 = (資源収集量 + 集団回収量) ÷ (ごみ排出量 + 集団回収量) の向上をめざします。資源化を進めることで、ごみ発生を抑制します。 (ごみ排出量 = 家庭ごみ + 自己搬入可燃ごみ)

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 環 2 - 2 - 1 市民・事業者と連携し、ごみ発生の抑制に努めます

- 市民・事業者が、できるだけごみを出さないという意識を高めるとともに、ごみ減量のための各種施策を展開します。また、ごみ減量の成果を市報などでお知らせします。
- 廃棄物の再利用・再生利用を進める市民啓発や学習などの拠点として、エコプラザ西東京を活用し、施策を推進します。
- 現在自治会や子ども会を中心に行われている集団回収活動を、継続して実施していきます。
- 廃棄物減量等推進員と協力し、市民自らがごみ減量に取り組むことのできるような体制を構築します。
- 市民、事業者と連携し、レジ袋削減に取り組むなど、ごみの発生の抑制に努めます。

#### 環 2 - 2 - 2 廃棄物処理対策を進めます

- ごみ・資源物については、柳泉園組合に搬入し、適正処理・資源化に努めていくとともに、柳泉園組合から排出される焼却灰については、引き続き二ツ塚廃棄物広域処分場に埋め立て処分していきます。
- 最終処分場の延命化のため、廃棄物減容(量)化計画に基づき、焼却灰のエコセメント化事業を推進していきます。

---

---

**用語解説**

**資源集団回収**：集団回収とは、町会・自治会、PTAなどで住民が自主的にグループを作り、家庭から出る新聞、雑誌、古布、ダンボールなどを集めて資源回収業者に引き渡し、資源として再び活用できるようリサイクルするシステムを指します。

**エコセメント**：下水汚泥や廃棄物焼却灰などを主原料（原料中の50%以上）として含むセメントをいいます。その生産技術は、1994年から官民共同で実証研究が行われて確立されました。1300以上の高温で焼成するため、廃棄物に含まれるダイオキシン類などの有機化合物は、水、炭酸ガス、塩素ガスなどに分解されて無害化され、セメントの安全性も確保できます。これまで最終処分場に廃棄されていた廃棄物をリサイクルできるため、ひっ迫する最終処分場問題を解決する処理方法として注目されています。



**施策を取り巻く現状**

大気汚染は、国や都の法令によって発生源対策が進み、対象物質の多くは環境基準をすでに達成するなど、大幅な改善がされてきました。

現在、西東京市では大気汚染や河川の水質汚濁について継続的に調査を行っており、発生状況をできるだけ早く把握することによって、早期の対策を行うよう努めています。

しかし、光化学オキシダントの濃度は増加傾向にあり、光化学スモッグ注意報の発生回数は横ばいとなっています。原因物質のひとつであるVOC（揮発性有機物質）の対策など、引き続き大気汚染を軽減するための措置が必要です。

さらに、ダイオキシン類や浮遊粒子状物質、アスベストなどに対する未然防止策が全国的に求められています。西東京市としても、国や東京都と連携しながら積極的に取り組んでいく必要があります。

**施策全体の課題**

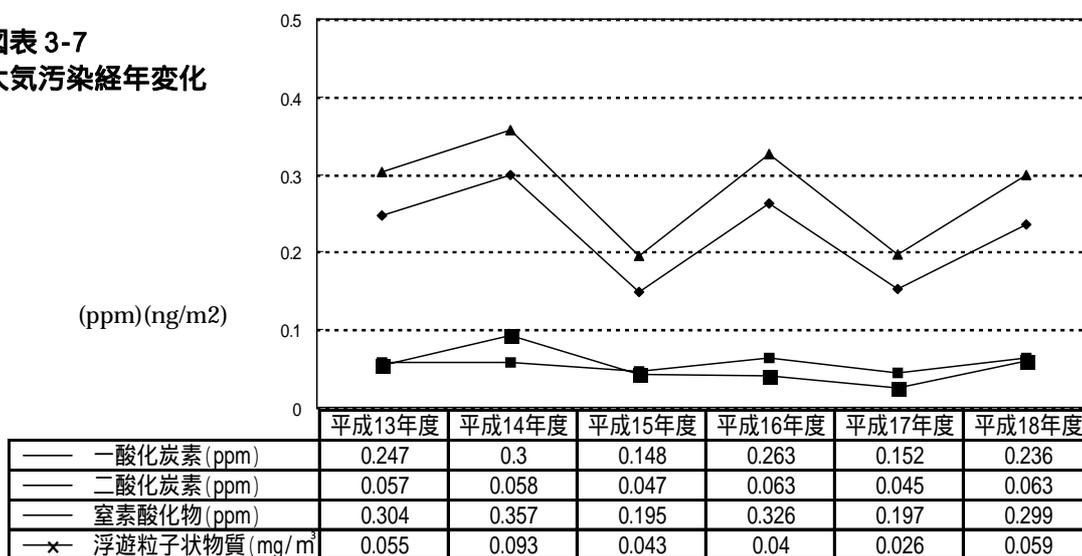
公害問題の悪化を防ぐためには、継続的な調査による問題の早期発見と対策が必要です。

大気汚染については、引き続き低公害車の普及促進などに取り組む必要があります。特に光化学スモッグの原因物質のひとつであるVOCについては、取扱い事業者に対する指導による揮発量の削減にも努めなければなりません。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ 低公害車などの普及促進
- ・ VOC対策

**図表 3-7  
大気汚染経年変化**



資料：平成 18 年度環境年次報告書

**用語解説**

**ダイオキシン類**：ごみ焼却の煤煙など、塩素を含むプラスチックなどを 880 度以下で燃やしたときに発生する科学物質です。ダイオキシンとよく似た毒性を有する物質をまとめて表現することから「類」がつきます。人体への影響が大きいので、法律・条令などによって規制が行われています。

## 環 2 - 3 公害対策の推進の目標

自然や市民生活を守るため、公害のない環境づくりをめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「環境汚染の防止など 公害対策の推進」に対する市民満足度	18.1%	30%	↗	法令に基づく事業者への指導を通じて意識の向上を図ると共に、大気や水質等の調査結果の公表を通じ、市民の公害に対する意識の醸成を図ります。(市民意識調査で把握します。)
庁用車のうち 低公害車の台数	15台	30台	↗	公害のない環境づくりのために、市が率先して低公害車を使用することにより、事業者や市民が大気汚染の防止に協力する意識を高めます。 (実績値は平成18年度。他の低公害車も含む)

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 環 2 - 3 - 1 公害問題の防止と解決に取り組みます

- ・ 自然や市民生活を守るため、大気、水質、地下水、騒音、振動などの調査などを引き続き実施していきます。また、公害に関する情報の市民との共有を図っていきます。
- ・ ダイオキシン類などの有害化学物質やアスベストについては、被害を未然に防止するため、近隣自治体・東京都・国と連携し必要な対策を速やかに行います。

#### 環 2 - 3 - 2 大気汚染の防止に努めます

- ・ VOCなどの大気汚染の防止のため、関係団体と連携を図り、市民・事業者・行政の意識の向上と着実な行動を推進します。
- ・ 現在実施している大気汚染測定を継続し、問題の発見に努めます。
- ・ 市民・事業者と協力し、公共交通や自転車の利用促進、自動車のアイドリングストップ運動など大気汚染防止策を進めます。
- ・ 低公害車の普及促進に向けて、率先して低公害車の計画的な導入を進めるとともに、事業者への働きかけや市民への意識啓発を行います。

**施策を取り巻く現状**

異常気象や海面上昇など、地球温暖化問題は深刻化しています。

国や東京都でも独自の地球温暖化対策のための施策を進めており、それぞれの自治体にも自主的な取組が求められています。さらに国の方針では、これまでに比べて化石燃料への依存率の低下と再生可能エネルギーの利用への取組が強化されています。

西東京市でも、地球温暖化対策地域推進計画の策定などに取り組んでいます。

平成 20 年 7 月にエコプラザ西東京がオープンしました。これを受け、地球温暖化への理解を深めるとともに、エコプラザ西東京を拠点とした情報ネットワークづくりを進める必要があります。

また、地域における省エネルギー・再生可能エネルギー普及啓発に向けて取り組むことが必要です。

**施策全体の課題**

地球温暖化対策地域推進計画を策定し、市民・事業者を含めて、地域としての地球温暖化対策を進めていく必要があります。

エコプラザ西東京を拠点に、地球温暖化問題への理解を促進する必要があります。

省資源・省エネルギー、再生可能エネルギーへの取組を進めるため、行政がモデルケースとなるよう、率先して取り組んでいく必要があります。

**施策実施に向けたキーワード**

- ・ 省資源、省エネルギー、再生可能エネルギーへの取組の促進
- ・ エコプラザ西東京の活用

## 環 2 - 4 地球温暖化対策の推進の目標

地球温暖化防止のため、省資源・省エネルギーをすすめるとともに、再生可能エネルギーの導入・活用をめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「太陽光などの自然エネルギー活用策の充実」に対する市民満足度	10.9%	16%	↗	市が省エネルギー、特に太陽光発電を積極的に導入することにより、温暖化に対する具体的な取組の認知を図り、事業者や市民が自発的に取り組む環境づくりを行うことが重要です。(市民意識調査で把握します。)
公共施設・公用車から排出される温室効果ガスの削減率	8.7% 削減	11.4% 削減 (平成22年度目標)	↗	市が率先して地球温暖化対策実行計画を実施することにより、事業者や市民が温暖化防止に協力する意識が高まり、温室効果ガス削減への効果が期待されます。削減比率は平成14年度対比として算出し、後期実行計画から対象範囲を基準施設*及び公用車を対象としています。 (*基準施設:基準年度に存在(通年稼動)する施設で、平成20年度から22年度の間に移管又は廃止が予定されていない施設。)

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 環 2 - 4 - 1 公共施設から排出される温室効果ガスを削減します

- 市が率先して温室効果ガス対策に取り組むため、地球温暖化対策実行計画に基づき、省エネルギーの促進、公共施設への再生可能エネルギーの導入を計画的に進めていきます。

#### 環 2 - 4 - 2 市内から排出される温室効果ガスを削減します

- 市内から排出される温室効果ガスの削減のため、地球温暖化対策地域推進計画の策定を行い、市民・事業者・行政が一体となった地球温暖化対策に取り組めます。
- 再生可能エネルギーの普及を進めるため、家庭・事業者向けの補助制度の導入を検討します。
- エコプラザ西東京において、地球温暖化に関する情報ネットワークづくりをすすめるとともに、これを広域的に進めるため、自治体間の連携強化に努めます。



---

## 4 . 安全で快適に暮らすまちづくり

### 分野全体を取り巻く状況

西東京市では、近年、大規模な住宅開発などが相次ぎ、人口増加による生活環境の変化が見られます。一方、高齢人口の増加も進んでいます。

生活環境や人口構成が変化する中で、多くの市民が景観、道路、公共交通の整備・充実が重要であると考えています。

西東京市では、人にやさしいまちづくり条例を制定し、バリアフリー化など市・市民・事業者などの協働によるまちづくりを促進するしくみを定めました。計画的に都市計画道路・生活道路の整備を進めるとともに、はなバスの運行など、道路交通環境の充実に取り組んできました。また、保谷駅南口、ひばりヶ駅周辺のまちづくりの推進など、市民の快適な日常生活の実現に取り組んでいます。

引き続き、住宅開発などとの調和を図りながら、だれもが快適に生活できるまちづくりを進めていくことが重要です。

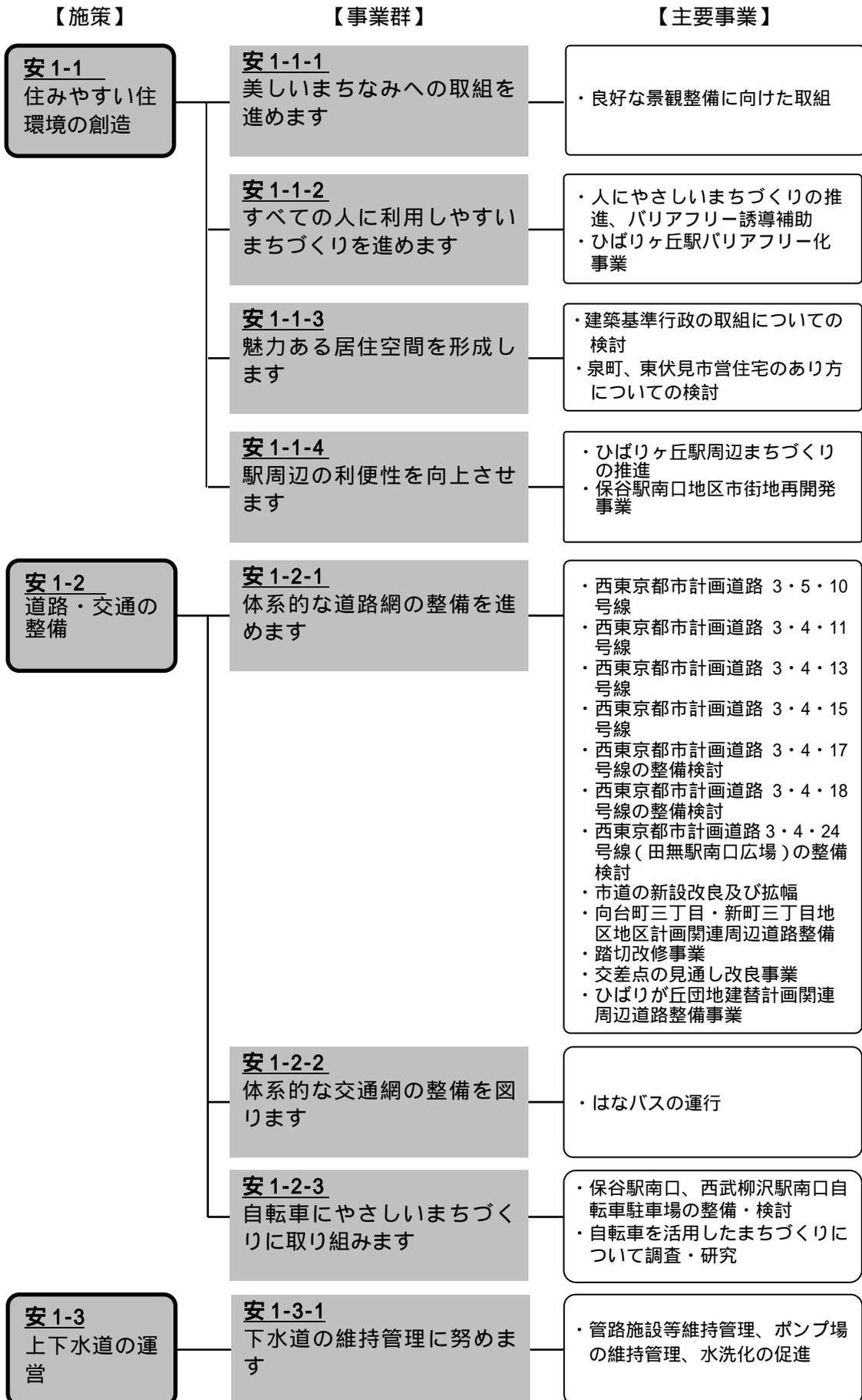
### 分野全体の目的

住みやすい住環境を創っていくために、市・市民・事業者等が連携協力して、まちづくりの理念や計画をつくりあげていくとともに、地域に対する愛着や誇りを持てるまちづくりを積極的に進めていきます。中でも多くの人が集まる駅周辺の整備は、道路や自転車の問題などとあわせて取り組んでいきます。

また、市民意識調査（平成 19 年度）では、道路・交通環境の整備への要望が高いため、安心して歩ける道路をめざし、幹線道路と生活道路の計画的な整備を進めていくとともに、多くの市民に利用されているコミュニティバス（はなバス）のよりよい運行に向けて取り組んでいきます。さらに環境にやさしい身近な交通手段である自転車が活用されるよう、自転車交通環境の整備や自転車駐車場の整備を進めます。

下水道事業は面的な整備はほぼ 100%を達成しているため、適正な維持管理と安定した経営に努めていきます。

図表 4-1 安 1 快適な日常生活ために～全体構成～



**施策を取り巻く現状**

西東京市では、これまで都市計画マスタープランに基づき、良好な景観づくりと市民が生活しやすいまちづくりに取り組んできました。

しかし、まちづくりを取り巻く環境は急激に変化しています。大規模な住宅開発などが進展する中で、良好な景観の整備を求める市民の意識は高まっています。また、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めていく必要があります。

西東京市では、平成 19 年度に人にやさしいまちづくり条例を制定し、バリアフリー化など市・市民・事業者等が協働して行うまちづくりについて決めました。

また、駅周辺の整備では、ひばりヶ丘駅北口の都市計画道路整備とその沿道のまちづくりや保谷駅南口地区市街地再開発事業に取り組んでいます。

**施策全体の課題**

進展する都市開発と調和の取れた良好な景観整備が必要です。

また、高齢者の増加に対応するため、公共施設や住宅などのバリアフリー化を促進することが必要です。

駅周辺の公共施設の整備については、市民や事業者と連携して各地域の特性に合わせながら検討していくことが必要です。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ 都市開発の進展や人口増加、高齢化などの社会状況の変化に対応した良好な景観整備
- ・ バリアフリー化の推進
- ・ 各地域の特性に応じた駅周辺の整備の推進

**用語解説**

・ **都市計画マスタープラン**：本市の都市計画に関する基本的な方針を示すもので、まちづくりの基本理念、将来像、地域ごとのまちづくりのあり方について定められています。平成 16 年度に策定されました。

・ **バリアフリー**：誰もが生活しやすいように建物内や屋外空間の物理的な障壁を取り除くことを指します。

## 安1 - 1 住みやすい住環境の創造の目標

市民、事業者及び行政が協働し、計画的にまちづくりをすすめることにより、住みやすい暮らしの空間を創ります。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
地区計画決定数	2地区 (累積)	5地区 (累積)	↗	住みやすい暮らしの空間を創造するために、西東京市内各区域の特徴に合わせた実効性のある地区計画の決定を進める必要があります。
「ポイ捨て・路上喫煙防止地区」の指定地区数	1地区	5地区	↗	まちの環境美化のため、環境美化キャンペーンの実施や「ポイ捨て・路上喫煙防止地区」を指定してポイ捨てや路上喫煙に対するマナー、ルールの徹底を呼びかけることにより、市民が自主的な清掃活動に取り組やすい環境づくりを進めていきます。
都市計画道路西3・4・21号線用地取得率	0%	100%	↗	多くの市民が利用する駅周辺の整備を進めることによって、より安心して安全に利用できるようにします。そのために、とりわけひばりヶ丘駅周辺での用地買収を計画的に進め、安心して通ることができる道路整備を進める必要があります。
保谷駅南口地区市街地再開発事業	-	事業完了	-	保谷駅南口地区の再開発事業は、駅前の交通環境の改善や、商業の活性化のためにも必要不可欠であり、市民の皆様より期待されている事業です。 この再開発事業の早期完了をめざして事業に取り組んでいます。



## 主な取組～課題解決の方向性～

### 安 1-1-1 美しいまちなみへの取組を進めます

- ・ 都市計画マスタープランに基づき、地域の特性を活かし自然と都市機能の調和した良好な都市づくりを計画的に進めていきます。あわせて、住民の合意形成を図りながら地域固有の景観形成を誘導するための制度などを活用します。
- ・ ゴミ・ゼロ運動など市民の自主的な活動を支援していくとともに、市民と協働して環境美化の取組について検討していきます。

### 安 1-1-2 すべての人に利用しやすいまちづくりを進めます

- ・ 人にやさしいまちづくり条例に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。また、人にやさしいまちづくり推進計画に基づき、市・市民・事業者などが協働したまちづくりを進めます。
- ・ 市内の全駅にエレベーター・エスカレーターを設置していくほか、道路や交通機関、公共施設などを安全に利用できる環境の整備を進めます。
- ・ 人にやさしい歩行者空間の確保のため、費用対効果に配慮しながら段差解消や電線の地中化を関係機関と連携して進めていきます。

### 安 1-1-3 魅力ある居住空間を形成します

- ・ 住宅マスタープランに基づき、住みなれた地域でいきいきとした生活をおくれるよう、環境に配慮した魅力ある居住空間をめざしていきます。
- ・ 良好な生活環境の確保のため、建築基準行政の取組について検討します。
- ・ 老朽化した市営住宅のあり方を検討するとともに、高齢者住宅などの確保に努めます。
- ・ ひばりが丘団地の建替え及び民間活力の導入については、引き続き市のまちづくりに整合した地域生活環境の整備を図るとともに、景観などにも配慮した一体的なまちづくりを都市再生機構に要請していきます。

### 安 1-1-4 駅周辺の利便性を向上させます

- ・ 本市北部の商業中心拠点の一つであるひばりヶ丘駅周辺の整備を推進します。南口側は、都営亦六住宅跡地を取得した共同企業体と協議を重ね地区計画を決定しました。その開発に合わせて、自転車駐車場や出張所などを整備します。北口側は、関係権利者をはじめ関係機関などと連携しながら、都市計画道路とのつながりを踏まえたまちづくりに取り組みます。
- ・ 生活に身近な商業施設が集積した保谷駅周辺は、南口地区を市街地再開発事業として、快適で安全な買物環境・良好な住宅環境となるよう整備を進めます。



**施策を取り巻く現状**

道路交通環境を取り巻く変化として、平成 19 年度の道路交通法改正があります。飲酒運転への罰則強化、高齢運転者への対策の推進や自転車利用者への対策の推進といった新しい取組が、全国的に求められています。

西東京市では、平成 18 年度に交通計画、道路整備計画を策定しました。また、はなバスの運行、NPO などによる高齢者向け移送サービスの展開などの公共交通網の充実にも取り組んでいます。

また、本市では約 25% の市民が平日の交通手段として自転車を利用しており、自転車にやさしいまちづくりも求められます。

都市計画道路については、西東京都市計画道路 3・2・6 号線、3・4・11 号線といった路線整備を進めるとともに、「ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進」の基盤事業として 3・4・21 号線の整備事業にも取り組んでいます。

しかし、市民意識調査によれば、依然として多くの市民が道路交通環境の整備を求めています。

今後も住宅開発などに伴う都市構造の変化に応じて、安全で快適な道路交通環境の整備を総合的に推進する必要があります。

**施策全体の課題**

安全で快適な日常生活のためには、都市計画道路・生活道路の整備など、道路交通環境の充実が重要であり、住宅開発などの進展にあわせて、計画的に道路ネットワーク形成を図ることが必要です。

一方、市民のニーズに応じたはなバスの運行に取り組むとともに、NPO などの多様な主体と連携し、バリアフリー化など、人にやさしい公共交通及び関連施設の充実を図る必要があります。

また、自転車の利用や利用時の安全確保もまちづくりの重要課題であり、対応が求められています。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ 都市計画道路・生活道路の整備
- ・ 安全で快適な道路ネットワークの速やかな構築
- ・ 公共交通及び施設のバリアフリー化
- ・ 多様な主体の連携による、さまざまなニーズに応じた公共交通の展開
- ・ 自転車を活用したまちづくりの検討

## 安1 - 2 道路・交通の整備の目標

道路・交通を整備し、市民の日常生活における利便性、安全性の向上をめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
市内の都市計画道路整備率	33%	計画に基づき整備促進	↗	体系的な道路網の整備を進めることによって、市民の日常生活における利便性や安全性の向上をめざす必要があります。
はなバス利用者数	1,294,405 人	1,360,000 人	↗	市民の利便性をさらに向上するために、はなバス運行についてルートなどの見直しを行う必要があります。 はなバスの利用者を計ることで、市民が利用しやすい体系的な交通網の整備ができていないか確認することができます。
整備予定の保谷駅前有料自転車駐車場の収容台数	-	389台	-	保谷駅南口などの駅周辺の自転車駐車場の整備によって、自転車を利用する市民がより安全に、快適に生活できる環境づくりに取り組むことが必要です。

## 主な取組～課題解決の方向性～

### 安1-2-1 体系的な道路網の整備を進めます

- ・ 幹線道路については、円滑な車両交通の流れを確保するため、都市計画道路を中心に整備を進め、住宅地や駅周辺などにおける通過交通の侵入を抑制するとともに、避難路としての防災性を高めていきます。特に西東京都市計画道路 3・2・6 号線については、ゆとりある歩道や植栽帯などで構成される環境施設帯を備えた広幅員の幹線道路として整備します。
- ・ 通勤、通学、買い物などで日常的に利用する生活道路については、安全・快適に利用できるような整備を進めます。また、道路整備計画に基づき、新設改良や拡幅を計画的に推進していきます。
- ・ これらの道路の整備にあたっては、歩車道の分離や歩道の広幅員化を進め、歩行者や自転車利用者の安全を確保していきます。

### 安1-2-2 体系的な交通網の整備を図ります

- ・ 交通計画に沿った取組を進め、関係機関と連携しながら、人と環境にやさしく、安全・安心に移動できる交通体系の実現を図ります。
- ・ コミュニティバス運行については、交通不便地域の解消に向けて、民間バス事業者の路線との役割を明確にするとともに、道路整備の状況や利用者需要などを考慮しながら、住民のニーズや公共施設へのアクセスに対応するルートの変更や新設などを検討します。
- ・ 鉄道との連続的な立体交差化については、東京都の策定した「踏切対策基本方針」に基づき、近隣市及び交通事業者と調整を図ります。

### 安1-2-3 自転車にやさしいまちづくりに取り組みます

- ・ 環境にやさしい身近な交通手段として、自転車の活用を促進します。そのための基盤整備として、市内の全駅に有料の自転車駐車を整備します。
- ・ 交通計画を踏まえた自転車の活用を重視した取組について調査・研究していきます。



**施策を取り巻く現状**

上下水道は市民生活の重要な基盤の一つです。上水道については、これまで東京都の受託事業として安定供給に努めてきましたが、東京都の「水道長期構想」に基づき、東京都への事務移管を完了しました。

そのため、今後は、安定供給や災害対策等について、事業者である東京都と連携していくことが必要です。

一方、下水道については、公共污水については市全域のほぼ 100%を整備済みです。しかし、管路施設やポンプ場の維持管理については、施設更新を含めて課題となっています。

また、汚水処理費回収率が低くなっている現状から、受益者負担などの観点を踏まえた下水道事業や会計の健全運営を図る必要があります。

**施策全体の課題**

上水道については、安定供給や災害対策について東京都と連携していく必要があります。

下水道については、管路施設、ポンプ場などを適切に維持管理していくため、下水道事業や会計の健全運営の観点を踏まえつつ、施設更新を計画的に進めていく必要があります。

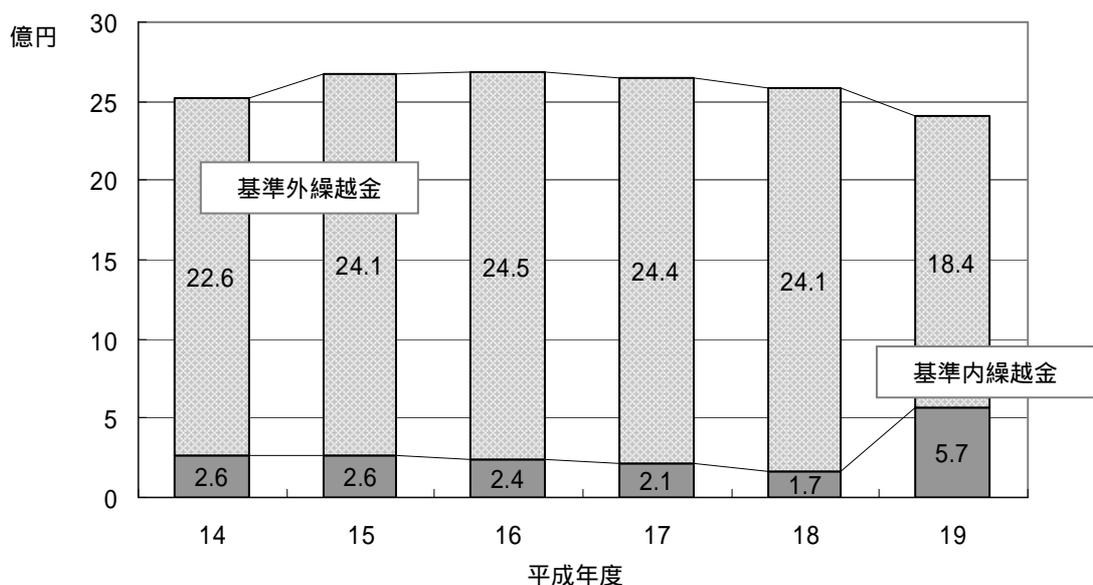
**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ 老朽化した施設の計画的な更新
- ・ 下水道事業・会計の健全経営

**用語解説**

**汚水処理費回収率**：汚水処理費 100 円当たりの使用料の収入割合のことです。

**図表 4-2 西東京市 下水道事業特別会計への繰出金の推移**



資料：西東京市財政白書 平成 19 年度決算版

## 安1 - 3 上下水道の運営の目標

上下水道の安定運営と維持管理に努め、市民の生活を支えます。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
下水道施設の更新 ( 箇所数、延長など )	-	平成 25 年度 に は 工 事 の 一 部 を 実施	-	市民生活の基盤を安定させるためには、下水道の維持管理を着実にを行うことが重要です。継続的、計画的なポンプ場及び排水管の維持管理、更新を効率的、効果的に行う必要があります。

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 安1-3-1 下水道の維持管理に努めます

- ・ 下水道事業の汚水整備については、高年次排水管の布設替及び管更新やポンプ場の管理など計画的な維持管理に努めていくほか、未水洗化世帯への水洗化を促進していきます。
- ・ 下水道事業について情報公開に努めながら経営の安定化を確保していくとともに、より一層の効率化を図るため、東京都や関連自治体と連携しながら、広域・共同化による下水道事業の運営について研究していきます。

### 施策全体を取り巻く状況

近年、我が国の防災への取組には大きな変化が見られます。

平成17年2月に中央防災会議は、首都直下地震の被害想定を公表しました。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、市町村に耐震化の促進が求められています。平成19年には新潟県中越沖地震、平成20年には岩手・宮城内陸地震が発生し、あらためて防災体制の構築の重要性への認識が高まっています。

また、自然災害に加え、テロや新興感染症などの新たな危機、ネットワーク攻撃などの外部要因や不祥事などの内部要因などの多様な危機から、まちを守る危機管理の必要性が高まっています。

西東京市では、複数の危機事象に総合的に対応するため、平成19年度に危機管理室を設置し、地域防災計画を見直すなど、地域防災体制を構築するとともに、犯罪のない安全なまちづくり条例の制定や西東京市交通安全計画の策定を行い、地域の防犯や交通安全への取組も進めてきました。

また、雨水溢水対策についても、地域の実情を踏まえ、計画的に取り組んできました。

しかし近年、大規模な住宅開発などにより、都市構造は急激に変化しています。こうした変化により地域の防災・防犯の中核を担ってきた自治会などの地域コミュニティの希薄化が進んでいます。

今後は、引き続き自治会や市民活動団体などと行政の連携を促進し、地域一体となって安心安全なまちづくりをめざす必要があります。

### 施策全体の目的

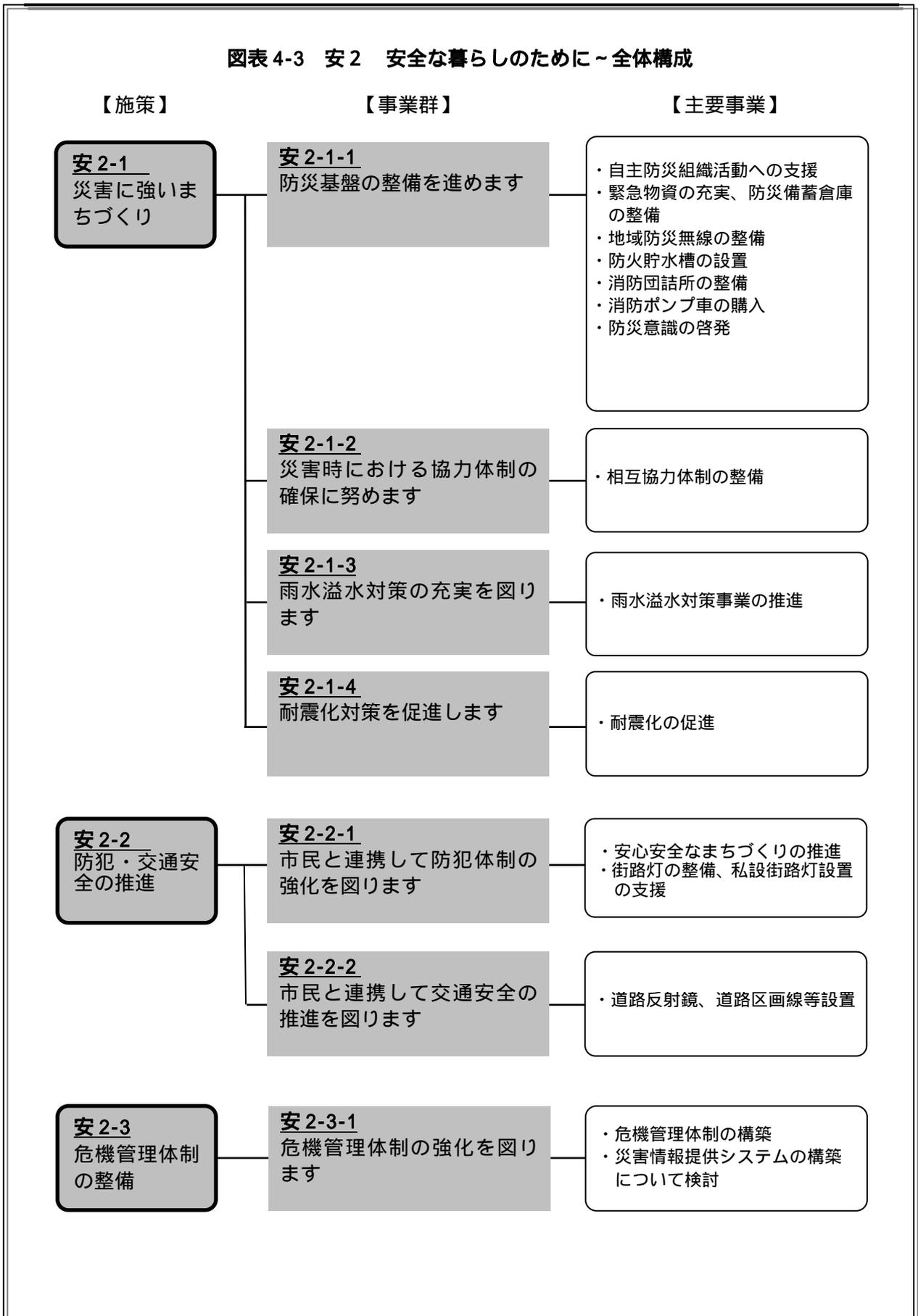
阪神・淡路大震災、新潟県中越沖地震などの教訓を元に、災害に強いまちづくりが望まれています。地震や火災などの災害時に対応する防災基盤・ライフライン、緊急体制や地域住民と連携した防災活動など、計画的に危機管理に備えていきます。

加えて、市の危機管理体制の構築、危機管理の強化など全般的な体制整備が求められています。

また、台風や集中豪雨による都市型水害に対応するため、溢水地域の整備や河川改修・公共施設などへの治水対策を総合的に進め、都市における安全を確保します。

あわせて、犯罪の予防や交通安全なども地域で力を合わせ、日ごろから市民が一体となって取り組み、安心安全なまちづくりをめざします。

図表 4-3 安2 安全な暮らしのために～全体構成



### 施策を取り巻く現状

近年、災害対策基本法の改正や大規模な地震災害の発生によって、地域での防災への取組はますます重要になっています。

西東京市では、平成 19 年度に危機管理室を設置し、地域防災計画を見直すなど、災害に強いまちづくりに取り組んできました。

一方、市内には新建築基準法施行以前に建築された住宅が約 25%あり、地震災害時の被害が懸念されます。また、雨水溢水が懸念される地域も存在します。

さらに、近年の社会環境の変化により、地域防災の中核を担ってきた自治会等の地域コミュニティが希薄化しています。

引き続き、都市構造の変化に対応しながら耐震化や雨水溢水対策等、防災基盤の整備に計画的に取り組むことが重要です。

あわせて、地域コミュニティや市民活動団体の防災活動への支援や、市内事業所・関係機関等との相互協力を進め、地域一体となった防災体制の構築に取り組む必要があります。

### 施策全体の課題

防災基盤の整備のために、助成をはじめとした支援による耐震化の促進が必要です。加えて、雨水溢水対策を中心に、建物及び道路の水害に対する懸念を解消することも重要です。

さらに、地域一体となった防災体制を構築するために、地域コミュニティや市民活動団体への支援や市内事業者・関係機関等との相互協力を進めるとともに、災害時要援護者への支援体制を構築する必要があります。

また災害を拡大させないため大規模災害時の外出者対策や防災のための意識啓発への取組も必要です。

### 施策実施へ向けたキーワード

- ・ 市内事業者・関係機関等との相互協力
- ・ 防災意識の啓発
- ・ 自主防災組織への支援の充実
- ・ 耐震化の促進
- ・ 雨水溢水対策事業の推進

## 安2 - 1 災害に強いまちづくりの目標

市民の生命や財産を守るため、防災基盤の整備を計画的にすすめ、災害に強い安全・安心なまちづくりをめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「大規模地震、集中豪雨等の防災対策」に対する市民満足度	11.9%	20%	↗	近年発生している大規模地震や集中豪雨への防災対策を促進していく必要があります。また、防災対策は、被災者となる市民自身が認識し、実際に行動できることが重要です。(市民意識調査で把握します。)
防災市民組織の数	71 組織	100 組織	↗	防災市民組織が組織されることによって、市民が自主的に地域での防災活動を行うようになります。また、防災組織での活動を通じて、防災意識が高まり、地域で助け合う防災基盤が整備されます。
雨水溢水対策工事済み箇所	4か所	20 か所	↗	雨水溢水対策事業(浸透・貯留槽の設置、既設管の改修工事)を計画に進めていくことで、災害に強い安全・安心なまちづくりにつながります。
住宅の耐震化率	81.4%	93%	↗	大規模地震などに対応するために、住宅の耐震化が必要です。西東京市耐震改修促進計画に基づき、平成27年度までに耐震化率を93%とすることを目標としています。

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 安2-1-1 防災基盤の整備を進めます

- ・ 防災市民組織づくりを促進し、市民主体の地域での防災体制を整えます。
- ・ 防災センターの防災展示コーナーの整備、広報誌などを活用し、市民の防災意識高揚を進めます。
- ・ 防火貯水槽の設置、緊急物質の充実、防災備蓄倉庫の設置、防災行政無線の整備など、計画的に防災基盤を整えていきます。
- ・ 地域消防組織としての消防団の強化が図られるよう、消防団詰所の整備、消防ポンプ車の購入等を計画的に進めていきます。

#### 安2-1-2 災害時の協力体制の確保に努めます

- ・ 災害時において、地域における連携や、関係機関などとの相互協力体制の確保につとめます。
- ・ 高齢者、障害者、乳幼児、妊娠中の女性、外国人など災害時要援護者の支援に向けたしくみづくりや、全庁的な体制構築に努めます。

#### 安2-1-3 雨水溢水対策の充実を図ります

- ・ 既設の雨水管の管理体制を整え、緊急性の高い地域を中心に、面的な雨水溢水対策を計画的に推進します。
- ・ 公共施設や家庭等への雨水浸透・貯留施設の整備を進めます。

#### 安2-1-4 耐震化対策を促進します

- ・ 耐震診断・耐震改修の必要性や重要性を広報し、相談体制を充実するなど、普及啓発活動を推進します。
- ・ 住宅や防災上重要な公共建築物等の耐震化を計画的に促進するため、支援策の充実を図ります。

**施策を取り巻く現状**

安全・安心のある市民生活のためには防犯と交通安全への取組が重要です。

防犯については、平成 16 年度に犯罪のない安全なまちづくり条例を制定し、防犯に関する情報提供や市民の防犯活動への支援に取り組んできました。

交通安全については、平成 18 年度に交通安全計画を策定し、その推進に取り組んできました。

しかし、近年の社会環境の変化により、これまで地域の防犯体制の中心となってきた自治会・町内会等の地域コミュニティが希薄化している傾向が見られます。市民の防犯への意識は高く、市民主体の防犯組織の充実を求める声もあります。

また、人口増加や都市構造の変化によって交通環境が大きく変化し、交通安全への市民の意識も高まっています。

今後は、市民、学校、行政の連携により地域一体となって防犯・交通安全に取り組む、急激に変化する社会構造、交通環境の変化に対応することが求められます。

**施策全体の課題**

防犯については、社会構造の変化に対応するため、自治会・町内会等の地域コミュニティや市民防犯組織への支援、連携に取り組む、地域の防犯体制を強化する必要があります。

交通安全については、交通環境の変化に対応するため、市民、学校と連携して交通弱者である子どもの安全に力を入れることが重要です。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ 市民活動団体への支援
- ・ 市民、学校、行政が連携した防犯、交通安全への取組の強化

## 安2 - 2 防犯・交通安全の推進の目標

防犯や交通安全を推進し、安心して暮らせるまちづくりをすすめます。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「地域パトロール強化などの防犯対策」の市民満足度	20.9%	32%	↗	青灯パトロールを継続実施することで、市民自身が気づき、自ら注意して行動するようになり、地域の防犯対策が浸透していきます。市民意識調査によって、防犯対策の浸透度合いや効果を測ることができます。
刑法犯の発生件数	2,978件	2,500件	↘	市民と相互に連携して防犯活動を行うことで、犯罪に対して強く、安全なまちになります。その結果、刑事事件の発生件数は減少することになります。
街路灯の整備数	132か所	現状維持	→	夜間の道路交通安全及び防犯対策のため、市内の道路上の街路灯を整備し、安全でかつ快適な市民生活環境の向上を図ります。

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 安2-2-1 市民と連携して防犯体制の強化を図ります

- ・ 犯罪のない安全なまちづくり条例を推進する上で、防犯協会をはじめとする自主防犯団体の防犯活動を積極的に支援するとともに、青灯パトロールによる各種犯罪発生防止及び子どもに対する犯罪予防に努めます。
- ・ 夜間における市民の安全確保のため、街路灯を整備や、私設の街路灯設置の支援を行うとともに、パトロールや地域安全マップの作製を行います。

#### 安2-2-2 市民と連携して交通安全の推進を図ります

- ・ 交通安全意識を高めるため、関係機関と協力しながら交通安全キャンペーンや交通安全教室を開催します。
- ・ ガードレールやカーブミラー、道路のカラー舗装等、交通安全施設の整備を行うとともに、交通規制について関係機関に要請していきます。
- ・ 関係行政機関や地域安全連絡協議会等の地域市民の協力を得て、子どもの通学時の交通事故や不審者からの安全確保のため取り組みを推進します。

**施策を取り巻く現状**

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)が平成16年9月に施行され、その中で、国、都、自治体の役割がそれぞれ規定されるなど、自治体の危機管理に関する役割は、これまでと比較し、大きな転換期を迎えています。

従来の自然災害等だけでなくテロや新興感染症等の新たな危機への対処も必要となっており、またネットワーク攻撃等の外部要因や不祥事等の内部要因による多様な危機から行政機能を守るなど、行政経営上の危機管理の必要性も高まっています。

**施策全体の課題**

市内のさまざまな企業・団体との連携の構築を始め、危機に備えたりスクマネジメントの構築・改善が課題となります。

具体的には、危機管理体制の構築、危機発生時の未然防止対策、危機発生時の対応等、危機管理の強化を図り、各種計画との整合性を図るなど体制の整備を推進する必要があります。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ まち全体での危機に備えたりスクマネジメント体制の構築・改善

## 安2 - 3 危機管理体制の整備推進の目標

危機から市民の生命、身体及び財産の安全並びに市の行政執行体制を確保し、安全・安心なまちづくりをめざします

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
危機管理体制の構築	-	体制の 構築	-	危機管理個別マニュアルの作成及び訓練の実施により、危機に対応するしくみの構築を進めることで、安全な暮らしに寄与します。

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 安2 - 3 - 1 危機管理体制の強化を図ります

- ・ 全庁的、全市的な危機管理体制を構築します。
- ・ 平常業務において発生予測が低い危機や想定がされていなかった危機に対して、必要な対策の検討、構築を行います。
- ・ 職員の危機管理意識を醸成し、危機管理を必要とする事象に積極的に対応するために、研修・訓練などを実施します。
- ・ 危機管理に関するさまざまな活動状況や結果を検証し、絶えず見直すしくみを構築していき



---

## 5 . 活力と魅力あるまちづくり

### 分野全体を取り巻く状況

西東京市では、これまで援農ボランティアの育成、創業支援・経営革新相談センターの運営、商工会ホームページの作成など、農業・商業・工業の振興に取り組んできました。

しかし、市内産業については農地の減少や商店・事業所数・従業員数の減少などが見られます。依然として、市民の買い物や通勤は、都心部などに流出している傾向も顕著です。

今後、地域経済を維持発展させ、活力あるまちづくりを行うためには、産業の活性化が欠かせません。そのため、市民、事業者、行政などの連携により市内の資源やネットワークを有効に活用し、既存産業の振興と新産業の創出に取り組むことが求められます。

さらに、農業振興にあたっては、安全・安心な農産物の生産支援や援農ボランティアの組織化、景観形成や食育といった観点から、農地の多様な活用について検討することも必要です。

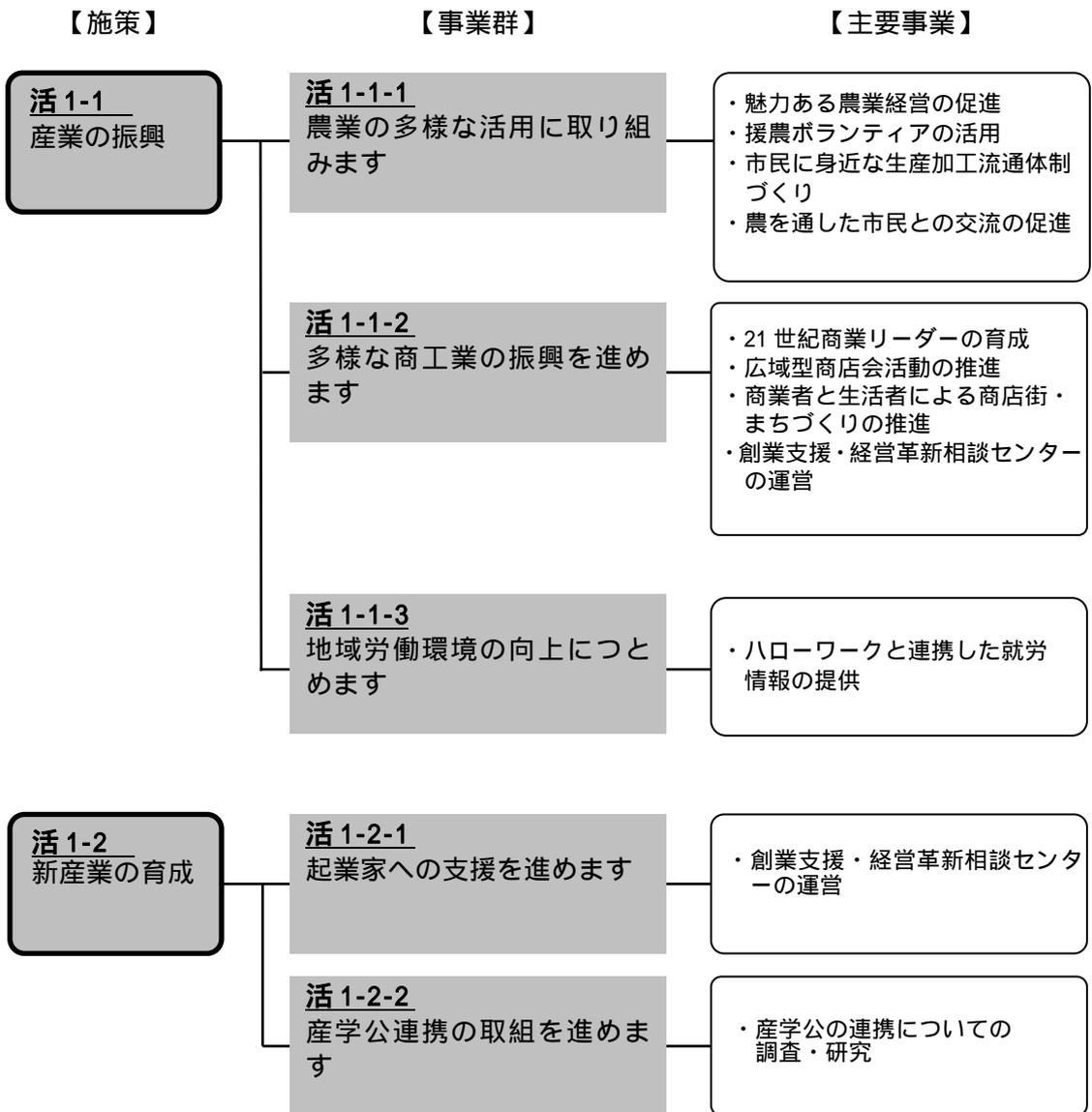
### 分野全体の目的

市場のニーズに応じて産業構造が変化する中、西東京市においては農業の経営耕地面積の減少、大手工場の移転や規模縮小、また、近隣地域の活性化による購買流出などの動きが見られます。一方、農業は食の新鮮さ、食の安全性、農地の保全の観点からの期待が高く、地域での流通・販売の促進が求められています。工業では、技術力の高い小規模工場の今後の発展が期待されます。また、商業においては、市の人口密度の高さなど商業環境を取り巻くポテンシャルは高く、活力のあるまちづくりのために、活性化が欠かせません。

地域経済の維持・発展のために、既存産業の新たな展開や、より一層の振興を図るとともに、労働環境の向上をめざします。

さらに、これからは時代に対応した新たな産業の開発がしやすい環境をつくり、商店街活性化のための創業支援や、産・学・公の連携などを推進していく中で、地域の活力の創出を図っていきます。

図表 5-1 活 1 活力ある産業のために～全体構成



**施策を取り巻く現状**

西東京市では、これまで援農ボランティアの育成、商店街活性化への支援、中小企業への支援、就職相談会の実施など、農業、商業、工業の振興に取り組んできました。

しかし、農家数、商店数、中小企業数の減少など、地域産業の停滞傾向は依然として続いています。特に、商店街では空き店舗が増加する一方、近隣市を含めた大型ショッピングセンターの建設が数多く見られます。

農業を見ると、全国的な食育や地産地消の動きや、自然環境への市民意識の高まりなどを受けて、そのあり方が見直されています。

一方、商業では、地域特性を活かした中心市街地活性化の必要性の指摘があるなど、今後も続くと思込まれる人口の増加や、駅前のまちづくりの推進により、商業振興の潜在的な可能性が高まっています。工業では、技術力の高い小規模工場の発展が期待されます。今後はこれらに留意しつつ、西東京創業支援・経営革新相談センターを中心として、既存商工業者に対する経営革新に向けてのバックアップ体制を模索していく必要があります。

**施策全体の課題**

安心・安全な農産物支援や援農ボランティアの活用や体験農園の開設支援など、地域に密着した農業の振興に取り組むことが必要です。また、食育や景観形成の観点から、農地の多様な活用についての検討が必要です。

商工業については、駅前における商業振興の可能性などを踏まえて、市民・事業者・教育機関・行政の連携により、地域資源の活用の観点から振興策に取り組むことが必要です。あわせて、既存産業の新たな展開のために、西東京創業支援・経営革新相談センターを中心とした経営革新に取り組む事業者に対する支援体制が必要です。

また、市内の中小企業に対しては、引き続き支援を行うと同時に、市民・事業者・行政の連携により地域雇用を促進することも必要です。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ 農業を活用したまちづくり
- ・ 西東京創業支援・経営革新相談センターを中心とした経営革新のための場、機会、情報の提供
- ・ 多様な主体と連携した商工業の振興、地域雇用の促進

**図表 5-2 西東京市の商店数、年間商品販売額推移**

平成年	商店数			従業者数			年間商品販売額(百万円)		
	11	14	16	11	14	16	11	14	16
卸売業	207	206	203	1,256	1,301	1,144	78,224	59,080	57,289
小売業 (飲食店を除く)	1,516	1,396	1,345	9,736	9,316	9,170	152,897	149,932	147,512
総数	1,723	1,602	1,548	10,992	10,617	10,314	231,121	209,012	204,801

資料：商業統計調査報告

## 活1 - 1 産業の振興の目標

市内の農業・商工業を振興し、地域経済の発展をめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「地元商業・サービス業の育成・支援」に対する満足度	8.7%	16%	↗	「地元商業・サービス業の育成・支援」に対する満足度は商業分野の中でもっとも低くなりました。事業者と生活者の交流や意見交換、協力などをより一層進めることで、満足度はあがっていくものと考えられます。(市民意識調査で把握します。)
認定農業者数	35人	60人	↗	収益性の高い、産業として魅力のある農業経営を支援するため、認定農業者への支援や家族協定の締結の促進、営農形態に応じた、生産・販売支援などを行ないます。また農産物の生産性をあげるための施設建設の支援も行います。(平成18年度からの累計)
チャレンジショップ事業により起業した件数	2件	14件	↗	西東京市の商業をリードする事業者を育成するとともに創業支援・経営革新相談センターを活用した起業家などに対して、開業の場を提供することによって商店街の空き店舗などをなくし、魅力ある商店街づくりを支援していきます。(平成19年度からの累計)
就労相談を受けて採用まで至った件数	892人	1,000人	↗	地域労働環境改善のため、ハローワークと連携した十分な就労情報の提供と相談事業の充実によって新規就労者は増加していくものと考えられます。

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 活1-1-1 農業の多様な活用に取り組みます

- ・ 減農薬・減化学肥料による農業を推進し、安全で安心な農産物の普及を進めます。市内で生産される農産物などの商品価値を高め、収益性の高い都市型の産業としての魅力ある農業経営となるよう支援します。
- ・ 市民が生産の喜びと農業に対する理解を深められる機会を提供し、地産地消を促進するなど、多面的に振興を図ります。

#### 活1-1-2 多様な商工業の振興を進めます

- ・ 魅力ある商業や商店街をつくっていくリーダーを養成したり、商店街などの組織力を強化するための広域的な組織づくり、商工業者と生活者のパートナーシップによる商店街やまちづくりを、市民と協働して進めていきます。
- ・ 中小企業者に対しては、自主的な経済活動を促進し、経営の安定あるいは経営革新を図るための支援をしていきます。
- ・ 情報産業など大規模な用地を必要としない形態の産業を誘致するための方策を検討していきます。

#### 活1-1-3 地域労働環境の向上に努めます

- ・ 関係機関と連携し市民の就職機会を提供したり、国の中小企業者の退職金共済制度への加入を促進するなど、地域内の事業所やそこで働く人の労働環境改善を支援します。

**施策を取り巻く現状**

西東京市の商工業を取り巻く環境は厳しさを増しており、商店の年間販売額や商店数、事業所数は減少傾向にあります。特に商店街では後継者不足から空き店舗の増加が顕著に見られます。

こうした状況の中、西東京市では、起業・創業への支援のために西東京創業支援・経営革新相談センターの運営や、空き店舗を活用したチャレンジショップ事業の実施を行ってきました。また、市内にある武蔵野大学、早稲田大学、東大農場等との連携に向けて、さまざまな取り組みを進めてきました。

しかし、新産業創出や、産学公連携の取り組みとしては目に見える成果が出ていないという現状もあります。

今後は、地域の新たな活力の創出に向けた効果に留意しつつ、西東京創業支援・経営革新相談センターによる起業支援や市内大学との連携などを模索していく必要があります。

**施策全体の課題**

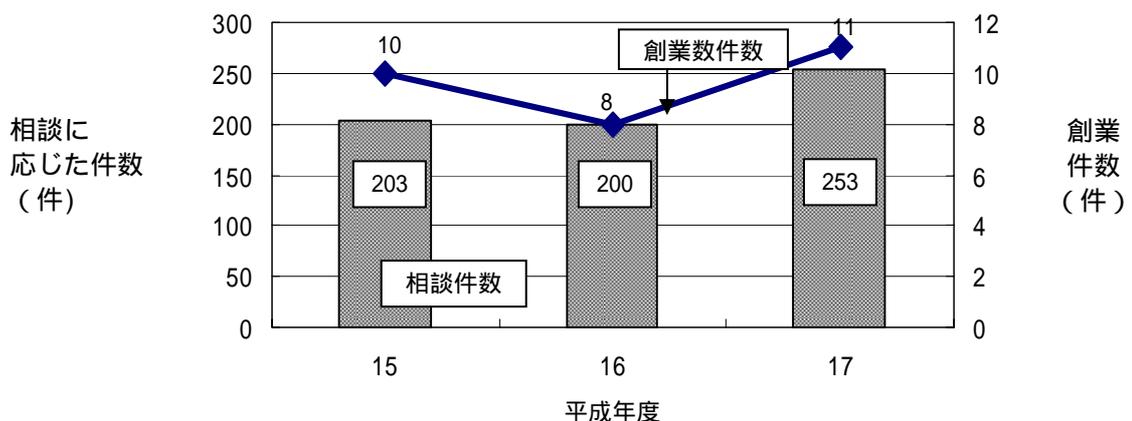
新産業の育成のためには起業家・創業家への支援が不可欠です。西東京創業支援・経営革新相談センターを中心とした起業・創業しやすいしくみづくりが必要です。あわせて、空き店舗の有効活用による商店街の活性化も求められています。

また、産学公連携による事業については市内の大学機関を活用しての具体的事業の実施の拡充に取り組み、地域活性化につなげることが必要です。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ 西東京創業支援・経営革新相談センターを中心とした起業、創業のための場、機会、情報の提供
- ・ 産学公連携による具体的な事業の実施

図表 5-3 西東京創業支援・経営革新相談センターで各種相談に応じた件数



最終版までに時点修正いたします

資料:平成 18 年度 西東京市事務事業評価報告書

## 活1 - 2 新産業の育成の目標

起業・創業に対する支援を行い、新たな地域産業の活性化をめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
創業支援・経営革新相談センターで相談に応じ、創業した件数	11件	15件	↗	市民のニーズに沿った創業支援・経営革新相談センターの運営を行うことで、相談件数は増加していくと考えられます。また、今後退職後の生きがいとして起業へのニーズがさらに高まるものと考えられます。 相談を受け創業にいたった件数の増加は、創業支援相談・経営革新相談センターにおいて適切な情報提供やアドバイスがあったといえます。
産学公の連携による取組を実施した件数	—	5件	↗	産学公の連携を進めることで、西東京市に新たな産業が生まれ、経済を活性化していくことができます。

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 活1-2-1 起業家への支援を進めます

- ベンチャービジネス・SOHOなど、これから起業・創業を行う人に対して、事業内容、資金等の相談やアドバイスを行うと共に、その動きを誘発する助成や空き店舗活用、人材育成支援などを行います。

#### 活1-2-2 産学公連携の取り組みを進めます

- 市内外の大学等の研究機関と事業者及び行政が共同または連携して行う「知的資源」を活用した起業や事業化について、コーディネート及びマッチングを行うほか、新たな展開を模索する異業種間の交流・連携についての調査・研究を進めます。

### 分野全体を取り巻く状況

現在、観光のあり方が見直されています。平成 18 年度に観光立国推進基本法が制定され、観光による地域のにぎわいづくりの重要性が指摘されています。

西東京市では、まちの魅力の創造のために、これまで散歩道や水辺環境の整備に取り組んできましたが、さらに自然環境を活かした景観整備を求める市民の意識が高まっています。また、アニメ産業やさまざまな分野で活躍する人材などの特色ある資源がありますが、近隣市と比べても、こうした地域資源の活用の余地が大きいといえます。

さらに、東京都による東伏見公園の整備と石神井川の改修などが進められており、市内に不足していた水とみどりの景観として、まちづくりに有効に活かしていくことが求められます。

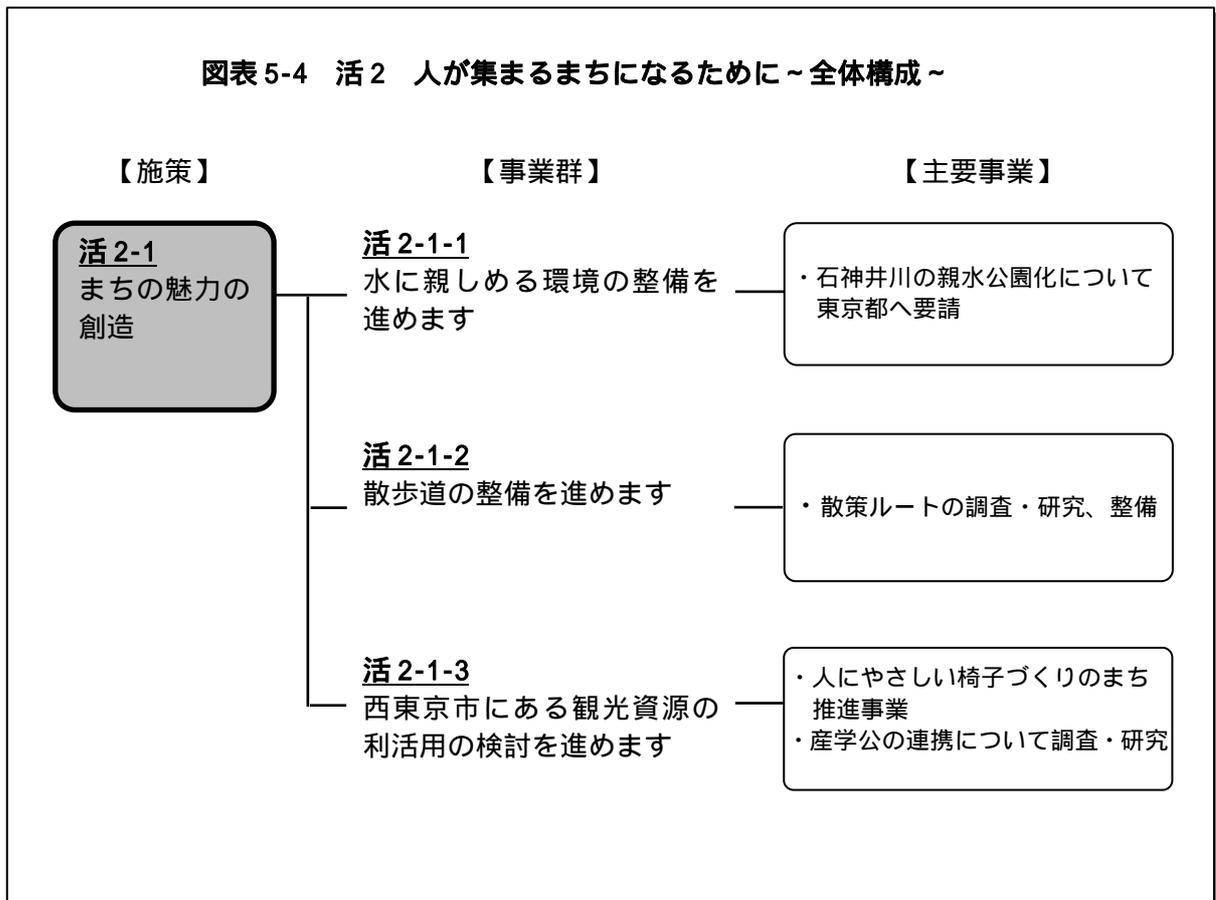
今後は、そうした地域資源に着目し、市民、事業者、行政の連携によって一体的なまちの魅力、「西東京ブランド」を形成し、人が集えるまちづくりを行うことが重要です。

### 分野全体の目的

まちの活力を維持するためには産業の活性化はもとより、人が集まる魅力あるまちづくりが大切です。そのための魅力づくりとして、市内のみどりや川などの自然を保全、活用しながら、自然空間のいこいの環境づくりが必要となります。

日中や休日に訪れることのできるいこいの場や、水やみどりに親しみ遊べる場など、人が集いやすい環境を整備していきます。また、全市的なまちの魅力の創造として、市内に存在する自然環境を活かした散歩道などを整備し、それらを楽しむための散歩会や散策ルートの設定などの活動づくりを進めるほか、多様な観光資源を見出し活かす方策の検討を行い、人が集うまちを実現します。

図表 5-4 活2 人が集まるまちになるために～全体構成～



**施策を取り巻く現状**

西東京市では、まちの魅力を創造するため、4つの重点プロジェクトを定めて、市民の参加のもと、その進ちょくを検証してくとともに、市内に散策ルートを設定し、散策会を実施するなど、周知に努めてきました。

一方、市民意識調査によると、多くの市民が良好な景観の整備と自然環境の維持が重要であると認識しています。合併後の一体的な魅力としての「西東京ブランド」のさらなる成熟が必要であるという市民の声もあります。

現在、東京都による東伏見公園の整備と石神井川の改修などが進められており、市内に不足していた水とみどりの景観として、まちづくりに有効に活かしていくことが求められます。今後は、住宅開発などと自然環境が調和した魅力ある景観づくりに取り組むとともに、アニメ産業やさまざまな分野で活躍する人材さらには石神井川周辺の景観創出といった特色ある地域資源を活用し、「西東京ブランド」を構築することが求められます。

**施策全体の課題**

一体的なまちの魅力としての「西東京ブランド」を構築するためには、市民、事業者、行政が連携することが不可欠です。交通関係の事業者などと連携したにぎわいのあるまちづくりをはじめ、多様な主体間の連携による仕掛けが必要です。

特に、アニメ産業やさまざまな分野で活躍する人材、石神井川周辺の景観創出など、西東京市の特色ある地域資源を活用し、魅力的な「西東京ブランド」を構築することが必要です。

さらに、にぎわいのあるまちづくりのためには、ホームページやコミュニティラジオといった地域の情報媒体を活用し、まちの魅力を発信することが必要です。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ 西東京ブランドの構築
- ・ 自然環境を活かした景観形成
- ・ アニメ産業やさまざまな分野で活躍する人材を活かしたまちづくり
- ・ まちの魅力の情報力の強化
- ・ 東大農場を活用したまちづくり



**用語解説**

・コミュニティラジオ：市町村に開設するラジオ局です。地元のニュースを中心に住民参加で放送を作っていく地域密着型のメディアです。

## 活2 - 1 まちの魅力の創造の目標

自然環境を活かした特徴あるまちづくりを進め、人が集まるまちとなるための魅力を向上させるとともに、人が集うきっかけづくりや観光資源の研究に取り組みます。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
みどりの散策路めぐりへの参加者数	165人	200人	↗	西東京市の散歩道のネットワークで構成される「みどりの散策路めぐり」への参加者数を計ることで、魅力あるまちに育っているかを確認することができます。
アニメなどの地域資源の活用を検討した数		5件	↗	アニメ、農作物などの地域資源を活用して地域の活性化に向けた取組みを進めます。

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 活2-1-1 水に親しめる環境の整備を進めます

- ・ 市街地を流れる水辺空間を活用し、水とみどりに親しめる憩いの空間にするため、石神井川沿いは、親水広場の整備などを検討し、長期的には川沿いのほぼ全線について親水機能のある快適な空間の再生を図ることをめざします。

#### 活2-1-2 散歩道の整備を進めます

- ・ 市内に点在する公園や寺社、散歩道等をネットワーク化し、散策ルートの設定を行うなど、歩いて楽しめる安全で景観のよい魅力ある空間づくりを進めます。白子川等のふたかけ河川については、緑道化を図ります。
- ・ (仮称)西東京キャンパスとして整備を進めている東大農場について市民開放を促進したり、空間を活用したイベントを検討するなど、人が集まる市民の活動を創出します。

#### 活2-1-3 西東京市にある観光資源の利活用の検討を進めます

- ・ 人が集う魅力あるまちをめざして、市内の憩いの場やオープンスペース、交通機関、商店街、特産物や文化財などのさまざまな観光資源の活用など、まちの魅力の創出と人が集まるきっかけづくりを研究し、実現へ向けての方策を検討します。



---

## 6 . 協働で拓くまちづくり

### 分野全体を取り巻く状況

市民の価値観・ニーズの多様化や、地方分権の進展等、地域を取り巻く環境が変化する中、地域課題も複雑化しています。

こうした中、行政だけでなく市民自らも地域のことを考えるとともに、市民活動団体・NPO、企業、大学、行政などの地域の多様な主体が相互の協働により、まちづくりに取り組む必要があります。

西東京市では、これまで地域コミュニティ形成のための事業に取り組むとともに、市民まつりへの支援やボランティアセンターとの連携を行うなど、市民主体のまちづくりを進めてきました。

また、協働によるまちづくりに向けては、各分野での共同事業の実施やNPO等企画提案事業の実施に取り組むとともに、「市民活動団体との協働の基本方針」のもと、(仮称)協働推進センターを開設するなど、市民活動団体・NPOとの協働のまちづくりのための基盤整備に取り組んできました。

引き続き、市民自らによるまちづくりに対する支援や、市民活動団体・NPO・企業・大学・行政などが協働するしくみづくりを進めていく必要があります。

### 分野全体の目的

まちに暮らし、まちを支える市民が自分たちのまちを創っていくという市民主体のまちづくりを進めるために、地域における良好なコミュニティづくりが求められています。人と人とのつながりを深めるため、活動の支援や活動の場の充実を図ります。さらに、市内での交流にとどまらず姉妹都市・友好都市との交流、世代間交流などふれあいの機会を創出していきます。

また、まちづくりの推進に向けては市民活動団体・NPOとの協働が重要になってきました。市民の参加を推進するとともに、行政と市民活動団体・NPOや各種団体との連携のしくみを構築していきます。

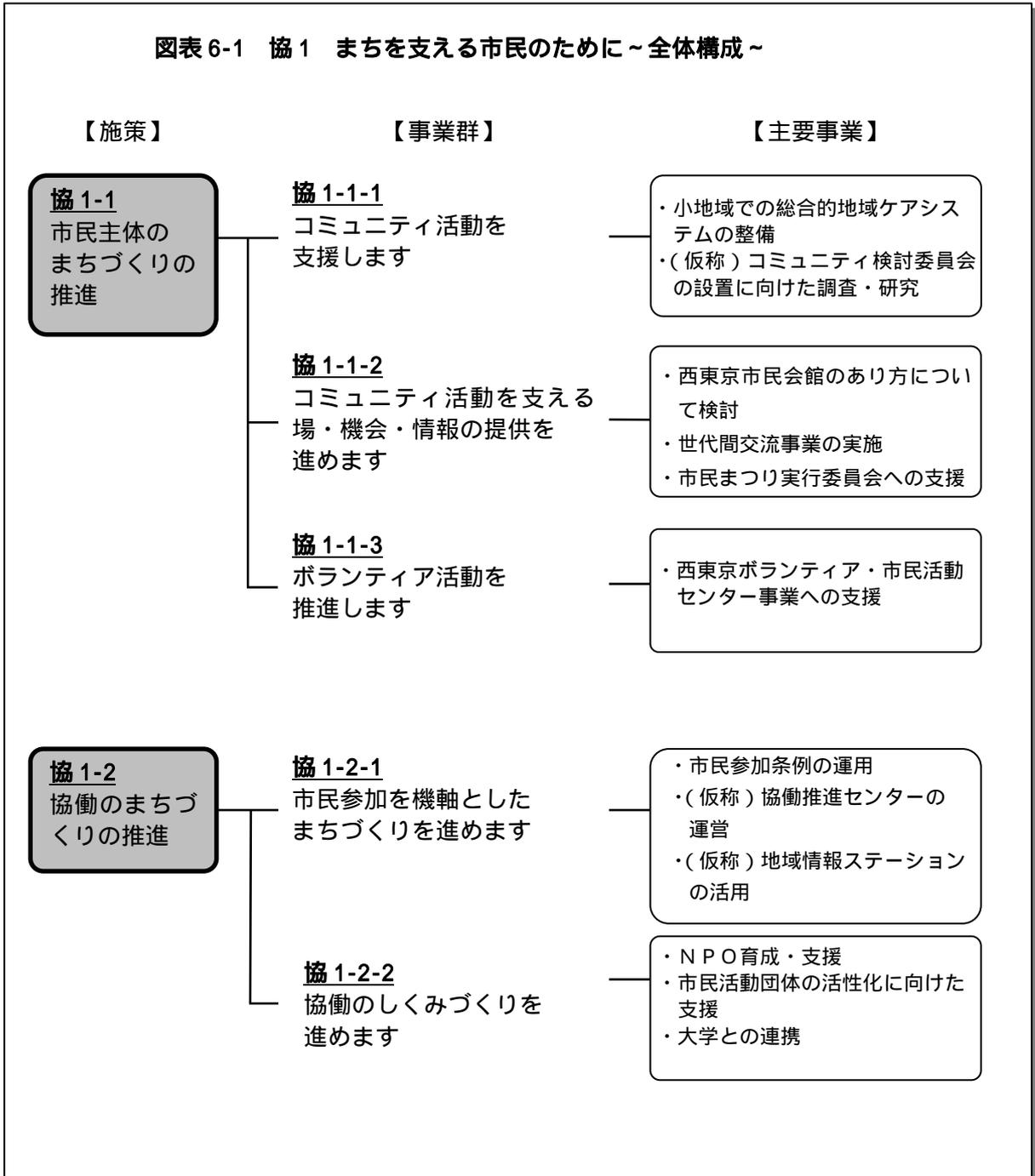
### 用語解説

・市民活動団体との協働の基本方針：この基本方針における「協働」とは、市民活動団体と市とが「相互に対等な関係のもと、互いの特性や立場を十分理解し、認め合いながら、共通する課題の解決や目標の実現に向けて協力すること」をいいます。

協働にあたっての5つの基本方針

- (1) 協働を推進する体制の構築
- (2) 協働しやすい環境の整備
- (3) 協働で実施する事業の検討・拡充
- (4) 相互理解の促進
- (5) 協働事業の評価システムの構築

図表 6-1 協1 まちを支える市民のために～全体構成～



### 施策を取り巻く現状

本市では、コミュニティ活動・市民活動が活発に行われています。これまでも、コミュニティ施設の改修や公共施設予約サービスの導入など、コミュニティ活動・市民活動を行いやすい環境づくりに取り組んできました。

平成 20 年度には、生涯学習推進計画を策定し、コミュニティ活動・市民活動と連携した市民主体のまちづくりを推進しています。

しかし近年、人口増加などにより地域を取り巻く環境は大きく変化しています。場・機会・情報の提供の要望など、コミュニティ活動・市民活動への市民の意識が高まっています。また、地域間交流の積極的な推進の必要性の指摘もあります。

今後は、社会環境の変化に応じて、市民活動を促進するための環境づくりをさらに充実させることが求められます。特に、今後も増加する高齢者世代がまちづくりに参加できるしくみづくりが重要です。

また、市民活動の中心となる地域組織についての調査を行い、適切な支援を行っていくことが必要です。

### 施策全体の課題

社会環境の変化や市民活動への市民意識の高まりに応じて、コミュニティ活動・市民活動への支援を充実させることが必要です。

運営面での支援やコミュニティ施設の改修をはじめ、地域交流活動事業の実施などにより、コミュニティ活動・市民活動のための場・機会・情報の提供を進めることが重要です。

また、市民活動などを促進するため世代間交流を促進し、まちづくりに積極的に参加できる環境をつくることが重要です。

### 施策実施へ向けたキーワード

- ・ 地域コミュニティ活動、市民活動への支援
- ・ 世代間交流の促進
- ・ コミュニティ施設の改修
- ・ 地域コミュニティの実態調査

## 協1-1 市民主体のまちづくりの推進の目標

市民の視点にたった活動の場や機会を充実させ、市民が主体的にいきいきと“まち”で暮らすための条件を整えます。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「市民主体のコミュニティ活動の支援」に対する市民満足度	16%	20%	↗	コミュニティ活動を支援するうえで市民のニーズがどこにあるかを把握して、実行委員会が計画立案することによって、無理なく市民参加を推進することが可能になります。(市民意識調査で把握します。)
市民まつり来場者数	95,000人	98,000人	↗	市民交流の場としての市民まつりを活性化させることにより、コミュニティ活動のさらなる推進が期待されます。
ボランティアの登録者数	298人	400人	↗	ボランティアをしたい人を登録し、地域のコミュニティ形成、及び活動の活性化が期待されます。

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 協1-1-1 コミュニティ活動を支援します

- ・ 公民館や地区会館、集会所、児童館などを通じて生まれる、自主活動グループや子育てサークルなどのコミュニティ組織が活動しやすいような環境の充実を図ります。地域の人たちが自ら住みやすいまちをつくっていく活動を支援します。
- ・ 自主活動グループ、自主防災・防犯組織、子育てサークルなど、市民の主体的な地域活動や、西東京市ならではの地域コミュニティのあり方について研究・検討していきます。

#### 協1-1-2 コミュニティ活動を支えるため場・機会・情報の提供を進めます

- ・ 市内各種コミュニティ施設については、現在ある施設を有効に活用しながら、老朽化などを踏まえて、計画的に整備していきます。
- ・ 姉妹都市である福島県南会津郡下郷町や友好都市である千葉県勝浦市・山梨県北杜市須玉町との今後の交流のあり方について検討していきます。
- ・ 高齢者と児童、核家族の子育て世代と祖父母世代との交流など、世代間の交流の機会をつくり出します。
- ・ 市民交流の場である市民まつりをさらに活性化するように支援していきます。

#### 協1-1-3 ボランティア活動を推進します

- ・ ボランティア活動に関する情報提供を行い、ボランティアをしたい人、してほしい人のマッチングをするなど、社会福祉協議会が運営する「ボランティア・市民活動センター」などと連携して、ボランティア活動、市民活動の支援を行います。
- ・ ボランティア活動をさまざまな側面から支援するとともに、地域の活動に子どもたちが参加する機会を設けるなど、活動の担い手の広がりを促します。

**施策を取り巻く現状**

本市では平成 14 年度に市民参加条例、平成 19 年度には、「市民活動団体との協働の基本方針」を策定するとともに、平成 20 年度に（仮称）市民協働推進センターの設置や（仮称）「地域情報ステーション」の運用を開始するなど、協働のまちづくりに向けた基盤整備を進めてきました。また、NPO 等企画提案事業を実施するなどの先駆的な取り組みを行ってきました。

しかし、市民活動団体・NPO の設立に関する相談が増加する一方で、人材や資金面での充実といった団体としての課題も見受けられます。また、個人・民間企業・NPO などと市が、それぞれの立場を自覚し、信頼関係を築くとともに、積極的に協力できる体制を整え、協働のまちづくりをさらに推進していくべきという指摘もあります。

そのため、これまでの協働に向けた基盤整備を基本に、市民活動団体・NPO の自立や、経営基盤強化といった視点から、協働のあり方を検証することが必要です。

また、今後は地域に存在する重要な資源である大学と、より一層の連携を進めることによって、より魅力的なまちづくりの基盤を整備していきます。

**施策全体の課題**

協働のまちづくりを推進するためには、市民活動団体・NPO と行政が協働するための環境づくりが重要です。

市民活動団体・NPO が環境の変化に対応して自立した活動するために、行政がその支援・育成に取り組むことが必要です。

例えば、指定管理者制度やNPO 等企画提案事業などを適切に運用・実施することによって、市民活動団体・NPO と行政の役割分担の検討の視点から公共サービスのあり方を見直すことが重要です。

**施策実施へ向けたキーワード**

- ・ NPO などの自立に向けた育成、支援
- ・ 市民活動団体・NPO ・企業・大学との連携によるまちづくり

## 協1 - 2 協働のまちづくりの推進の目標

責任を持って主体的にまちづくりに参画する市民や団体と行政が、お互いに理解を深め、それぞれの長所を活かしながら力を出し合い、協働でまちづくりをすすめることをめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
審議会等に選任された市民委員の数	83人	100人	↗	審議会などに市民委員の方が参加することが定着しつつあり、今後も参加の促進をめざします。
NPO等と行政が協働で行う事業の提案件数	12件	20件	↗	NPO等企画提案事業を通じた市民と行政の協働の試みが浸透し、市民団体の社会的信用度が高まる結果を生み、結果として相互の理解が深まります。
企業・NPO等と市が協働している数	38件	50件	↗	市内の企業、大学、NPOなどとの協働のしくみづくりを進め、交流・連携を進めていきます。

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 協1-2-1 市民参加を基軸としたまちづくりを進めます

- ・ 「西東京市市民参加条例」に基づき、市民意見を政策形成過程において取り入れていくため、審議会などへの市民公募枠の確保や市民意見提出手続制度（パブリックコメント）、市民説明会、市民ワークショップなどを実施していきます。
- ・ 市民の豊かな発想や多様な活動を街づくりに活かしていくことをめざして、（仮称）協働推進センターや（仮称）地域情報ステーションの運営を行います。

#### 協1-2-2 協働のしくみづくりを進めます

- ・ 地域課題の解決や、多様化する市民ニーズへの対応には行政サービスだけでは限界があります。個人・民間企業・NPOなどと市が、それぞれの立場を自覚し、信頼関係を築くとともに、積極的に協力しあう体制を整え、協働のまちづくりをさらに推進していきます。
- ・ 武蔵野大学とは、相互協力に関する協定に基づき、引き続き人事交流や人材育成、生涯学習の推進に取り組んでいきます。さらに、早稲田大学、東京大学などとの連携のしくみづくりについても取り組みます。
- ・ 市民活動団体と行政との相互理解を深めるため、協働の基本方針・マニュアルの職員への周知・徹底を図り、協働の必要性や具体的な進め方についてなど、職員研修を充実させます。

### 分野全体を取り巻く状況

三位一体の改革以後、地方財政を取り巻く状況は厳しさを増しています。また、合併後10年を経過する平成23年度以降は、これまで活用してきた合併特例債の借入も終了し、さらに、地方交付税の合併算定替えによる特例措置も縮減されていきます。こうした状況のもと、まちづくりの新たなステップへの移行に向けて、強固な財政基盤を確立していくことが極めて重要です。そのためには、情報通信技術の活用や、市民に開かれた市政の推進と一体となった行財政改革を進めていく必要があります。

西東京市では、これまで、市報紙面やホームページをリニューアルするなど、情報提供の充実に努めてきました。また、西東京市地域情報化基本計画に基づき、公共施設予約システムの導入や、学校教育における情報化などに取り組んできました。

さらに、地域経営戦略プランの策定と事務事業評価制度の導入を中心に行財政改革を進めるとともに、田無・保谷庁舎の整備、市民窓口におけるワンストップサービスの導入など、身近な市民サービスの向上にも努めてきました。

引き続き、社会環境の変化に対応した、健全な自治体経営に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

### 分野全体の目的

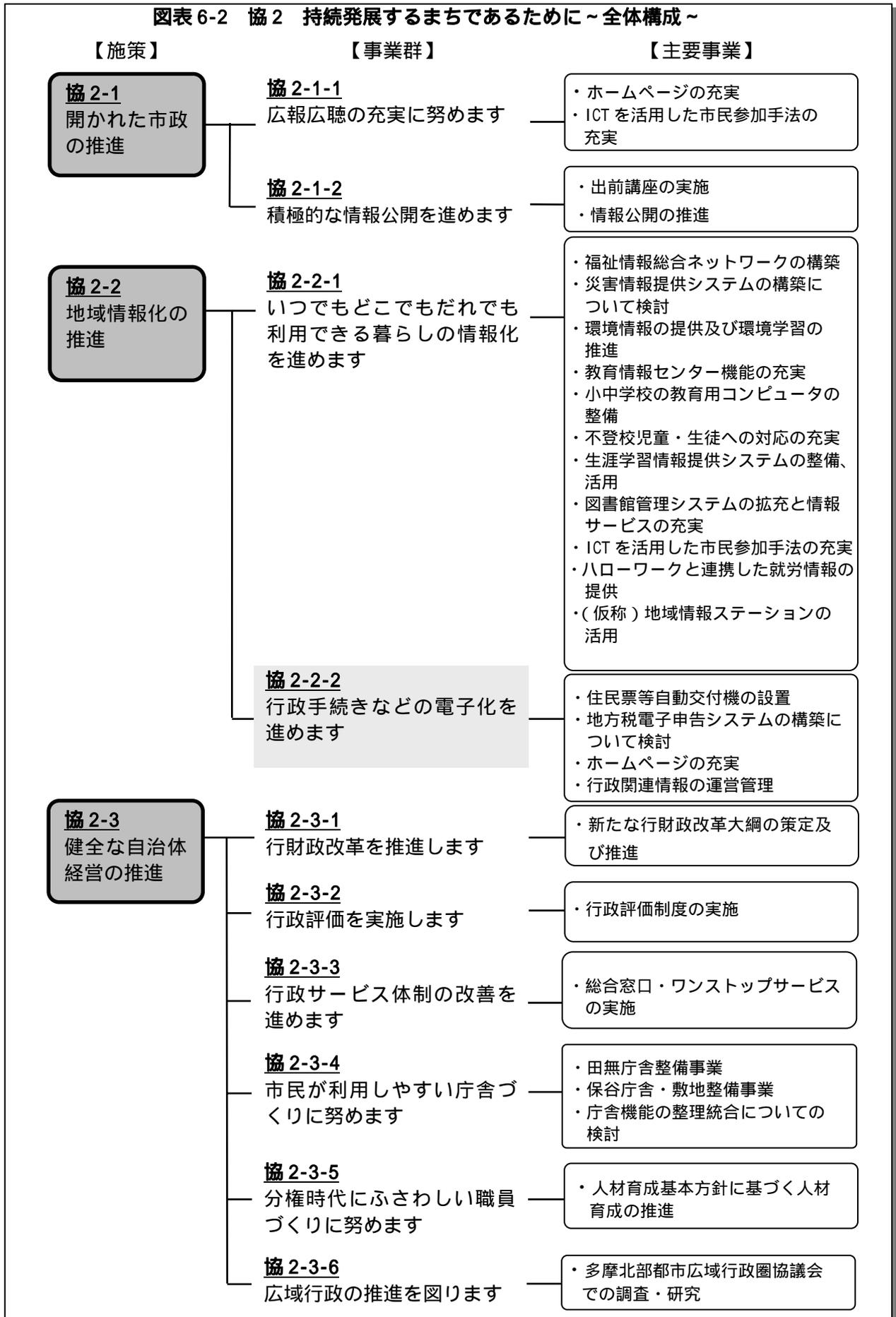
市民（団体）と市が協働でまちづくりを進めていくために、情報の共有化を図るとともに市政運営の透明性を高めていく必要があります。開かれた市政を進めるため、情報公開や情報提供を一層充実するとともに、市民の意見や提言などについての受信体制を強化し、双方向の情報提供のしくみを整えていきます。

近年の情報処理・通信技術の目覚ましい進歩により、あらゆる場面で情報化が進展し、インターネットを主流とした情報伝達基盤の構築が進んでいます。市では地域情報化を計画的に推進しているところですが、情報格差の解消やセキュリティの確保にも配慮した取り組みが必要です。

また、新たな行政需要や地方分権への対応、公共サービスの主体が多様化する中での行政運営のあり方、国・地方を取り巻く厳しい財政環境への対応など、今後とも計画的な行財政改革を推進していく必要があります。さらに、わかりやすい行政評価制度の確立や、行政サービス体制の見直しを進めていくとともに、広域行政の取り組みや2つに分かれている市役所庁舎に代表される公共施設の適正配置、有効活用に取り組むなど、効率的な行政運営を進め、持続発展するまちを実現します。



図表 6-2 協2 持続発展するまちであるために～全体構成～



### 施策を取り巻く現状

市民に開かれた市政の実現は、市民の市政への理解を深め、協働のまちづくりを進める上でも重要です。

西東京市では、広報紙、ホームページ、コミュニティラジオ、CATVなどの情報媒体を活用し市政の情報提供に取り組んでいます。

また、文書管理システムを活用し、情報公開にも積極的に取り組んでいます。

現在、ホームページへのアクセス数は増加傾向にあります。情報公開についても、公文書検索システムを利用した市民からの公文書開示請求など、情報通信技術を用いた情報提供を進めています。

今後も市政情報に対するニーズは高まっていくことが予想されます。人口の流出入により新しい市民も増加しており、そうした人々に対して市政への理解を深めてもらうためにも、市政の透明性を高める取り組みを進めていきます。

### 施策全体の課題

市政情報に対するニーズの高まりに対応するために、今後も多様な情報媒体を活用して市政情報の発信に取り組んでいくことが必要です。

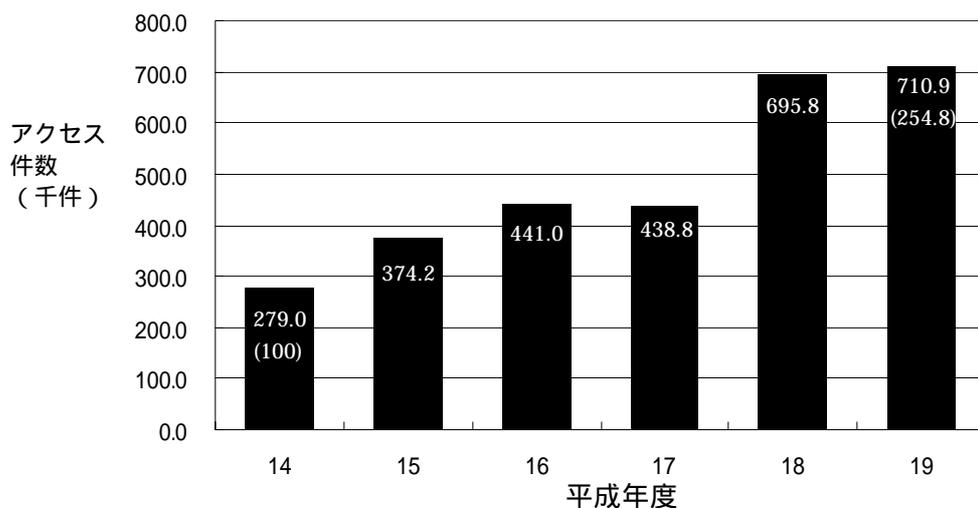
特に広報紙については、全世帯に行き届く媒体として、政策・施策が決まったあとにただ伝えるのではなく、政策・施策の形成過程の公開、さらに政策・施策への市民参加を呼びかけるなどの政策広報への転換が必要です。

また、情報公開については、市民の市政情報に対するニーズに的確に応えるため、公文書の保存及び管理のしくみを整備し、行政資料の提供を充実させていく必要があります。

### 施策実施へ向けたキーワード

- ・「広報西東京」の充実
- ・情報公開のための体制の整備

図表 6-3 市ホームページへのアクセス数の推移



資料：西東京市 平成 19 年度事務報告書

## 協2 - 1 開かれた市政の推進の目標

市民が情報を得やすいしくみを整えるとともに、情報管理に関する職員の知識・運用の向上を図り、市民と市との双方向の情報交流や市政への市民参加を推進するための積極的な情報公開をめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
市ホームページへの アクセス数	710,938 回	1,000,000 回	↗	ホームページ環境を改善することで利用者が拡大し、市政の情報を市民がより多く把握できることにつながります。

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 協2-1-1 広報広聴の充実に努めます

- ・ 市民が情報を得やすい環境の整備として、「広報西東京」、ホームページ、コミュニティ放送局、CATVを通して市民への情報提供を充実させます。
- ・ 高齢者や障害者など、すべての市民が情報を得ることができるよう情報発信に取り組みます。
- ・ 市民の意見を聴く手段として、ホームページなどのインターネットの活用を図るとともに、モニターや懇談会の設置など、積極的な市民の声の把握に努め、市民と市との双方向の情報交流ができるしくみを実現していきます。

#### 協2-1-2 積極的な情報公開を進めます

- ・ 公文書の保存及び管理のしくみを整備するとともに、公文書の開示や行政資料の提供を行うなど、市民への積極的な情報公開を推進します。
- ・ 情報公開手続の電子化について一層の市民周知を図り、インターネットによる情報提供を充実させます。
- ・ 情報提供の手段として「出前講座」を引き続き実施します。
- ・ 積極的な情報公開を推進し、市政の透明化、市民との市政情報の共有化をめざします。

### 施策を取り巻く現状

近年の情報通信技術の発達は目覚しく、総務省によればインターネットの世帯普及率は約87%以上となるなど、情報化社会は現実のものとなりつつあります。

こうした情報化の進展にあわせて国でも平成18年から「IT新改革戦略」が始まっています。

西東京市では、地域情報化基本計画に基づき市ホームページの充実や公共施設予約システムの導入、学校教育における情報化などに取り組んできました。また、電子政府に向けた国全体の取組を受けて、総合行政ネットワークの構築にも取り組みました。さらに、インターネットを活用した市民参加・市民によるまちづくりを推進してきました。

一方で、情報化にはばく大な投資や維持管理経費が必要であり、費用対効果や効率的な運用の観点から、市の情報システム全体の最適化を図ることも重要です。

今後も情報通信技術の発達と普及が続くことが予想されますが、現在、進めているシステム最適化の視点を踏まえて、行政サービスの電子化などに取り組んでいくことが求められます。

### 施策全体の課題

市民参加の促進や地域社会の高齢化に対応した人にやさしい情報化のしくみづくりが必要です。

システム最適化の視点を踏まえて、電子申請システムや地方税電子申告システムなど、行政サービスの電子化を推進する必要があります。

### 施策実施へ向けたキーワード

- ・ 市民同士のコミュニケーション強化
- ・ 市民参加の促進
- ・ 地域経済活性化
- ・ 市ホームページの利用しやすさの向上
- ・ 高齢者や障害者にとっても使いやすい情報システムの構築
- ・ 行政サービス電子化の継続・最適化

### 用語解説

・「IT新改革戦略」： 政府のIT戦略本部が平成18年1月に発表したIT戦略です。「IT新改革戦略」は、わが国の最初のIT戦略である「e-Japan戦略」と「e-Japan戦略II」に続く戦略で、平成22年度までのIT政策の方向性を展望しています。

平成13年に発表したe-Japan戦略で「5年以内に世界最先端のIT国家になる」という目標を掲げ、その達成に向けたIT基盤の整備を進めてきました。さらに平成15年にはe-Japan戦略IIを発表し、「元気・安心・感動・便利」社会を実現するための利用者視点でのITの利活用促進に重点的に取り組んできました。IT新改革戦略では、これまでの成果や課題を踏まえ、今後はITの利活用で世界を先導するとともに、少子高齢化や環境問題、安全・安心の確保などのわが国が直面するさまざまな社会的課題に対し、ITによる構造改革を推進して対応しようとしています。

## 協2 - 2 地域情報化の推進の目標

人と人との出会い・対話する豊かな情報交流が生み出す、新しいかたちのコミュニケーション社会の創出をめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「電子申請等の地域情報化対応」に対する市民満足度	23.3%	30%	↗	行政サービスの電子化によって、市民は得たい情報を容易に手にする機会が広がります。(市民意識調査で把握します。)
自動交付機による交付件数	72,547 件	118,000 件	↗	利便性の向上と市民の行政への信頼度の上昇につながるるとともに、窓口の行政サービスが効率化されます。

### 主な取組～課題解決の方向性～

#### 協2-2-1 いつでもどこでもだれでも利用できる暮らしの情報化を進めます

- ・ 地域情報化基本計画に基づき、こころの交流を大切にされた地域情報化を推進します。
- ・ 安全に暮らすことのできる防災・防犯・交通・環境の情報、安心して暮らすことのできる医療・福祉の情報などを、だれでも簡単に得ることができるしくみづくりを進めます。
- ・ 市民同士のコミュニケーションや市民と行政のコミュニケーションを活性化し、人と人とのつながりを大切に育てるとともに、市民のアイデア、ノウハウ、知恵をまちづくりに活かせる情報化を進めます。
- ・ 地域経済が活性化し、にぎわいと活気があふれるまちとなるよう、特産品・新商品・各種イベント・求人・リサイクルなどのあらゆる情報を提供できるしくみを、市民・事業者・行政の協働により検討します。

#### 協2-2-2 行政手続などの電子化を進めます

- ・ 時間や場所に制約されない行政サービスを提供するための電子市役所化を推進します。
- ・ 各種の申請や手続きなどがインターネットでできるしくみについて、東京都、区市町村と連携しながら、さらに取組を進めます。

### 施策を取り巻く現状

実質公債費比率や将来負担比率など、4つの財政健全化判断比率の公表とそれらの算定結果に応じた財政の早期健全化と再生を義務付けた財政健全化法が施行されました。また、資産・債務改革の推進が図られることを目的の一つとした公会計制度改革など、今、地方自治体の財政健全化が強く求められています。

その一方、近年の人口増加や少子高齢化、行政需要の多様化・複雑化などに対しても、限られた財源のなかで、的確に対応していかなければなりません。

こうした中、西東京市では、平成 18 年度からは事務事業評価による行政評価を本格運用しています。平成 19 年度には、地域経営戦略プランを見直すなど、自治体経営の健全化と行政サービスの向上に取り組んでいます。さらに、窓口サービスについても、保谷庁舎に総合窓口を設置するなど、ワンストップ化の取組を進めています。

今後も社会や都市構造の変化に対して柔軟に対応し安定的な行政サービスを維持するためには、健全な自治体経営が不可欠です。

これに対応して持続発展するまちづくりを行うために、行財政改革を推進するしくみ全般について、再構築を図りながら推進していくことが必要です。

### 施策全体の課題

健全な自治体経営のためには、行財政改革の推進、行政評価の効果的な運用によって行政のスリム化と公共サービスの最適化に取り組むことが必要です。

行政評価については、事務事業評価から施策評価を中心とした制度に再構築し、行財政改革の理念に基づく限られた資源の効果的な配分に資する制度とする必要があります。

また、庁舎などの、公共施設についても、施設配置の現状や更新時期を踏まえ適正な配置と有効活用を図ることが必要です。

そうした観点を踏まえて、平成 22 年度以降の次期行財政改革大綱を策定することが必要です。

### 施策実施へ向けたキーワード

- ・次期行財政改革大綱の策定・推進
- ・公共施設の適正配置・有効活用
- ・行政評価制度の再構築
- ・ワンストップサービスの充実

## 協2 - 3 健全な自治体経営の推進の目標

コスト意識・マネジメント意識をもった行政運営を行うとともに、市民との連携による運営及び市民に便利でわかりやすいサービスの提供をめざします。

### 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠
「市政のスリム化と財政基盤の強化」の市民満足度	9.8%	20%	↗	大綱を策定することにより、目的をもって計画的に行財政改革を進めることが可能になります。(市民意識調査で把握します。)
「市の窓口・電話での職員の対応」に対する市民満足度	46%	50%	↗	量的な削減と並んで必要とされている職員の意識改革・質的向上が達成されることにより、行政の効率的運営につながります。(市民意識調査で把握します。)

## 主な取組～課題解決の方向性～

### 協 2-3-1 行財政改革を推進します

- ・ これまでの行財政改革の取組を踏まえ、新たな「西東京市行財政改革大綱」を策定するとともに、健全で安定した行財政運営への取り組みや、適正な執行体制・人事体制の確立などを進め、行財政の効率化やサービスの向上をめざします。

### 協 2-3-2 行政評価を実施します

- ・ 後期基本計画にあわせて、これまでの事務事業から施策を対象とする行政評価の取組を進めます。

### 協 2-3-3 行政サービス体制の改善を進めます

- ・ 市民のさまざまなニーズやライフスタイルに対応できるよう、多様なサービスの提供や窓口の改善など、市民から見てわかりやすく利便性が高いサービス体制の確立をめざします。
- ・ 行政サービスの質の確保と責任の所在に留意しながら、民間企業やNPOへの事業委託など、市民との協働による行政運営を行います。

### 協 2-3-4 市民が利用しやすい庁舎づくりに努めます

- ・ 市民サービスの向上を図るため、田無・保谷庁舎を有効に活用します。
- ・ 市民の利便性と事務執行の効率性などに留意した際の2庁舎体制の課題・問題点の調査を踏まえて、庁舎機能の整理統合についての検討を進めます。
- ・ 公共施設の現状を踏まえた上で、その適正配置、有効活用の取組を進めます。

### 協 2-3-5 分権時代にふさわしい職員づくりに努めます

- ・ 人材育成基本方針に基づき、社会情勢や市民ニーズに柔軟に対応できる人材の育成を図ります。
- ・ 各種研修への積極的な参加やOJT（職場内研修）の促進に努めます。

### 協 2-3-6 広域行政の推進をはかります

- ・ 広域的に取り組むことで、より高い効果が得られるような政策・施策について、一部事務組合や広域行政圏協議会による事業を進めていきます。
- ・ 幹線道路、河川、ごみ処理など、広域的に対応すべき課題については、国・東京都及び関連自治体との連携を強化していきます。

---

## 重点プロジェクト

---

## 1. 西東京市重点プロジェクトについて

平成 16 年度からスタートした本市で初めての総合計画は、策定段階から徹底的な市民参加の手法を最大限に取り入れて策定されました。これは、地方自治の担い手は市民であり、市民主体のまちづくりを進めていくことが、総合計画（基本構想）で位置付けている「わたしたちの望み（基本理念）」、「理想のまち（将来像）」の実現につながるの考えに基づくものです。

総合計画では、基本構想に位置づけている「わたしたちの望み（基本理念）」や「理想のまち（将来像）」に少しでも早く、効果的・効率的に近づくために、「重点プロジェクト」を設定しました。

この重点プロジェクトは、4 つのコンセプトにわかれ、コンセプトに主眼をおいて、施策体系、個別計画の枠を超え、より効果的・効率的に市民や企業・団体などの「地域の力」と行政が連携・協働し、重点的に実現を図ることを目標としています。前期基本計画においては、平成 19 年度までに 1～4 期の重点プロジェクト推進委員会が設けられ、計 20 事業についての検討を行いました。

これまでの重点プロジェクトは、市民が直接、事業の推進・進行管理・評価に触れるという点で大きな意味がありました。しかし、プロジェクトそのものが多様な内容を含んでいたために、重点プロジェクトの性格が理解しづらいという声がありました。

そこで、後期基本計画においては、重点プロジェクトのしくみをより簡便にし、多くの方に分かりやすい内容といたします。

## 2. 重点プロジェクトのコンセプトについて

以下に示す 4 つをコンセプトとします。

### 地域の豊かさ体感プロジェクト

#### 【目標】

西東京市（近隣市含む）の豊かさを体感できるしくみ・空間づくりを行います。

#### 【コンセプト】

「豊かで活気あるまち」をめざして、農産物などの生産物を育み、豊かさを共有できるしくみをつくりあげます。

#### 【具体的取組】

生産者や企業・団体、教育機関などと連携を図り、市内産農産物などの域内流通を促進します。その際に、教育機関・社会福祉団体などでの利活用を図ります。

### やすらぎグリーンプロジェクト

#### 【目標】

人々のふれあいを演出するみどりと花の空間を創生します。

#### 【コンセプト】

「ほっとやすらぐまち」をめざして、みどりの保全・活用・創出によって、人が憩い、集いあえる空間・場を演出します。

#### 【具体的取組】

市内のみどりをネットワーク化するとともに、散歩道や散策ルートを充実させます。また、まちじゅうにみどりと花の空間を創出します。

## いきいきチャレンジプロジェクト

### 【目標】

だれもが生涯、学び、楽しみ、活動できるしくみをつくります。

### 【コンセプト】

「ひと・もの・ことが育つまち」をめざして、子どもも大人も地域に暮らす人々がさまざまなことにチャレンジし、いきいきと活動できる機会を増やしていきます。

### 【具体的取組】

市民の主体的な知的欲求に応える生涯学習メニューの充実、生涯スポーツの場づくりのほか、習得したことを実践できる機会づくりを行います。

## ふれあいサポートプロジェクト

### 【目標】

コミュニティの醸成と互助・共助のしくみをつくります。

### 【コンセプト】

「みんなで支えあうまち」をめざして、市民一人ひとりが協力しあって、安心して暮らせる社会をつくります。

### 【具体的取組】

人材などの地域資源を生かして、市民のもついろいろな頼みごと・困りごと・お願いごとと、それらをサポートするしくみをつくります。

## 3. 重点プロジェクトの進め方

それぞれのプロジェクトへの事業の選定

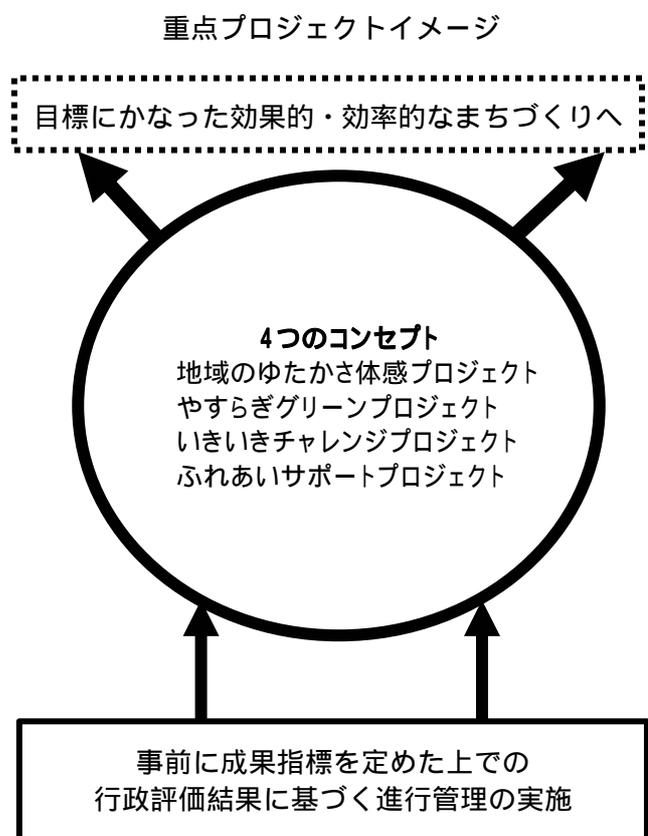
それぞれのプロジェクトにふさわしい事業を10～15程度選定します。

それぞれのプロジェクトの成果指標を設定します。

重点プロジェクトそれぞれの成果達成度を測定するために、事前に成果指標を設定します。

行政評価に基づく進行管理の実施  
事前に設定した重点プロジェクトごとに行政評価の結果に基づき、進行管理をします。

それぞれのプロジェクトごとに定期的に進行管理をすることで、迅速に、わかりやすくプロジェクトの成果をお知らせいたします。





# 資料編



➤ 基本構想 ◀



## 1 はじめに〔基本構想策定の目的と視点〕

平成 13 年（2001 年）1 月 21 日、21 世紀最初の合併により、新市「西東京市」が誕生しました。本市は、新市建設計画の基本理念である「21 世紀を拓き 緑と活気にあふれ 一人ひとりが輝くまち」の実現をめざし、新市建設計画をまちづくりの指針として行政運営を行ってきました。

この間、我が国における社会経済情勢は、大きな変革の時期を迎えています。

本市においても、経済情勢が依然として不透明な状況の中、少子高齢化の急速な進展に伴う社会的課題、地球的規模での環境問題、高度情報通信社会の到来など、地方分権の推進とあいまって、市民ニーズの多様化、高度化などへの対応が迫られており、中長期的視野に立った計画的かつ安定的な行政運営を行っていくことが求められています。

このような社会経済情勢の大きな変化に的確に対応し、また、新しいまちづくりを総合的かつ計画的にすすめていくため、新市建設計画との整合性を図りつつ、新たな市民ニーズを踏まえ、西東京市として初めての基本構想を策定し、21 世紀の新たな都市像をめざしたまちづくりをすすめていきます。

基本構想は、いわゆる「西東京市のまちづくり羅針盤」であり、わたしたちの望み〔基本理念〕と、その望みをかなえる理想のまち〔将来像〕を定めています。そして、この基本構想の策定にあたっては、まちに暮らす人の目線の重視、一人ひとりがいきいきと輝く環境づくり、自然との共生の実現、さまざまな分野の人々との連携・協働、安定したサービスを提供できる自治体経営などの視点を大切にしながら策定しました。

## 2 この計画をつくるにあたって(計画のフレーム)

以下のような条件のもと、この計画をつくりました。

### 目標年次

平成 25 年度 (2013 年度) をこの計画の目標とします。

### 想定人口

平成 25 年度における想定人口は、おおむね 20 万人とします。

本市の人口は、「西東京市人口推計調査報告」(平成 14 年 3 月)における人口推計では、平成 17 年 10 月 1 日現在の人口(189,295 人)は当時の高位推計(187,837 人)を上回る増加となっています。今後は平成 21 年までは人口は大きく増加し、平成 22 以降は緩やかに増加を続け、平成 25 年の目標年次における人口予測については、おおむね 200,000 人と推計されています。

(「西東京市人口推計調査報告書」(平成 19 年 10 月)より)

### 土地利用について

本市の土地の利用用途は、住宅地の割合が非常に高く、今後も住宅を中心としたまちとして、良好な住環境を確保する必要があります。また、住宅地以外にも、駅周辺の商業地や工業集積地など、市の活性化と地域の生活を支えるための発展的な土地利用が求められているところもあります。

人々が暮らしやすい環境を保つため、現在の市街地の特性や将来の望ましい姿を踏まえて、土地利用については、次の 2 点を基本方針とし、都市計画マスタープランを策定していきます。

#### (1) 地域の特性に応じた土地利用の推進

戸建て住宅や集合住宅を中心とする住宅市街地と、住宅、商業施設、事業所などが混在する複合的な市街地に大別し、土地利用を図ります。

#### (2) みどりの保全を基調とした土地利用の推進

公園・緑地の整備や生産緑地、農地、屋敷林、樹林地の保全と育成を図り、緑化を促進します。

また、都市計画マスタープランにおいて地域別構想を定め、地域に即したきめ細かなまちづくりをすすめていきます。

## まちづくりの課題

### < 市民に愛されるまちをめざして >

21世紀最初の合併により誕生した本市は、これまでの歴史や伝統を大切にしながらも、将来にわたって大きな可能性をもったまちとして、市民とともに、この西東京市を「住みたいまち」「住みよいまち」に育てていくことが求められています。

また、本市がもつ各種の資源を活かしながら、「西東京市のアイデンティティ（C I）」を確立し、そして、まちの個性や魅力を築いていくことも大切です。

### < 地方分権と住民自治 >

まちづくりや福祉など、市民に身近な課題について、いつ・どのようにすすめるかなどを決める権限が、国や都道府県から市町村へと移譲されつつあります。このことによって、これまで以上に市に自己責任能力が求められることになり、職員の政策立案能力がいっそう重要になります。また、市民自身も責任をもって主体的にまちづくりに参加・参画していくことができるよう、市政における市民参加をさらに発展させるとともに、生活者である市民の意向を市政運営に的確に反映できるしくみをよりいっそう充実させていくことが必要です。

計画的にまちづくりをすすめるためには、「計画 - 実行 - 評価 - 改善」といったサイクルを市民と行政が協力しながらすすめていく必要があります。

### < 少子高齢化への対応 >

本市においては、当面、子どもの数が大きく減ることはないと言推計されています。全国的に少子化がすすむのに対し、本市の子ども数が一定を保つということは、子育て環境のよりいっそうの充実が求められているといえます。安心して子育てのできるまちとして、まちの魅力を高めていく必要があります。

一方、高齢者は今後 10 年で増加すると予想され、市総人口に占める割合もますます高くなります。市民の多くは、介護が必要となった時の安心を求めており、福祉サービスを質・量ともに充実する必要があります。また、多くの高齢者は、これまでに培った経験と多様な能力を発揮できる活躍の場を求めています。高齢者の活躍できる社会の構築がこれからのまちづくりには欠かせません。

### < 快適な生活環境の整備 >

本市は、住宅都市として多くの市民が暮らしを営むまちであり、道路・市内交通の整備・充実を望む声が大きくなっています。快適な居住空間の整備と、多くの人が集まる駅周辺の整備、道路・交通環境の整備をバランスをとりながらすすめていく必要があります。

市内の緑地環境は、農地や屋敷林などの民有地のみどりに依るところが多い現状であり、宅地化や土地利用の転換などによって減少していく可能性があります。こうした農地・民有地のみどりの保全が課題になっているほか、身近なみどりの活用・創造を望む声も大きく、うるおいとやすらぎのまちづくりが求められています。

### < 循環型社会の構築 >

近年、市民の環境意識の高まりとともに家庭ごみの排出量は減っていますが、一方で事業系ごみの排出量は増えています。ごみの処理量を減らすのみならず、ごみ・リサイクルシステム全体における環境への負荷を減らしていくために、リサイクルの前にリユース(再使用)、ごみとなるものを購入しないなどを実践していくことが必要です。

また、地球環境問題(地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少など)が深刻になっており、限りある資源をどう使い、地球規模の環境をどう守るかということが大きな課題となっています。

そのためには、私たちの生活や事業活動を見直すことが大切であり、環境に配慮した循環型で持続可能な地域社会へと移行していく必要があります。

### < 情報化への対応 >

情報技術の進展により、さまざまな情報のやりとりを容易に行うことができるようになってきました。その進化は日々めざましいものであり、市民へのサービス提供・情報提供を行うためにも、地域情報化をすすめていく必要があります。

一方、市民のだれもが、いつでも必要な情報を入手できたり、市民の考えや自分の考えも容易に伝えられるようにするためには、パソコンや携帯電話などのIT機器を保有していない、あるいは使いこなせない市民に情報格差が生じないように配慮する必要があります。

また、市民が安心して情報のやりとりができるようにするために、個人情報の保護とセキュリティ対策にも十分配慮する必要があります。

### 3 わたしたちの望み(基本理念)

## やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ

西東京市に暮らして、まちを楽しんでいる人はどれだけいるのでしょうか？

今、多くの人の生活は、まち（地域）に縁遠くなりつつあります。市外での活動が多いために家の周辺のことを知らなかったり、市内で活動していても、近くにどのような場所があり、どのような人が住んでいるかわからないことがあるからです。

まちにはいろいろな「ひと・もの・こと」があります。例えば、ちょっとの時間子どもを見てくれる近くの人はいるか、ふらっと散歩できる場所はどこか、もし災害が起きたとき、自分はどうしたらいいのか。そのような人や環境などのさまざまなまちの姿を知り、つながりをもつことで、私たちは安心感を得て、元気に活動することができます。

“住む地域とのつながり”をもち、“一人ひとりがいきいきと輝く”ことは、まちに暮らす人の生活に欠かせない楽しみを生み出します。そして、「まちを楽しむ」気持ちは、住むまちを誇り、愛する気持ちをもたらすことにもなります。さらに、そのような人々が暮らすまちには、お互いを思いやり尊重できる「やさしさ」や、人と人とのコミュニケーションにあふれた「ふれあい」が息づきます。

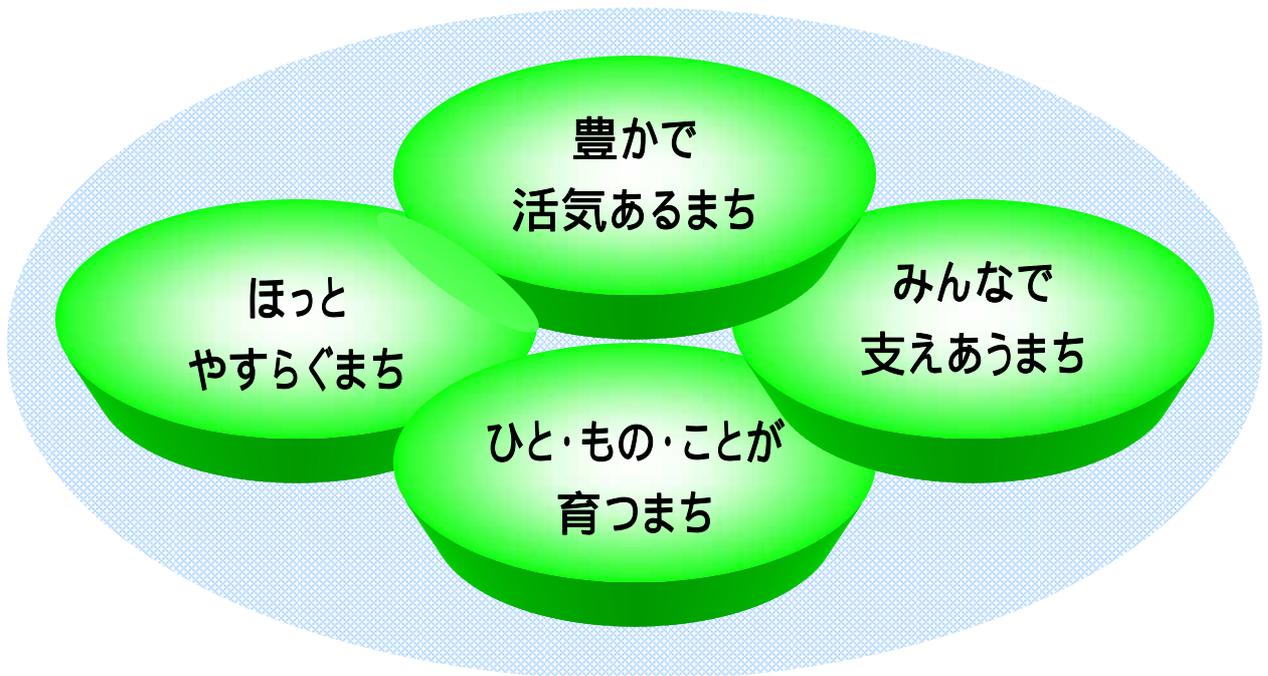
『やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ』ことが、私たちの望みです。

## 4 理想のまち(将来像)

「私たちの望み」をかなえるまちとは、どのようなまちでしょうか。

私たちの暮らしにはさまざまな場面があるため、「私たちの望み」はいくつもの顔をもっています。

そこで、生活者の視点から考えて4つの「理想のまち」を掲げます。



この理想のまちをめざしてプロジェクトを設定し、重点的に取り組んでいきます。

## 理想のまち 豊かで活気あるまち

魅力あるまちは、人や企業、情報やものが集まり、何かを生み出す可能性にあふれています。そこでは、買い物や通勤・通学などの日常生活や、事業所や商店街、農地における生産活動など、人が生活しやすく活動しやすい状態が実現されています。

このようなまちの姿に近づくためには、人や企業、団体等が自由に活動できる環境が必要となります。利便性の高い公共交通・道路、生活サービスを提供する施設の集積、活気ある産業が根づくしくみがあり、と同時に、人が集う空間が創出されていることが大事です。また、そのような状態をつくりだすことで、生活の負荷が少ない「職住近接」が実現し、人間の感覚や行動に適合した快適な生活を営むこともできます。

さらに、そのように人が息づく環境には、前提として一人ひとりが尊重され、その生き方が大切にされていることが大事であり、自由な活動や考えを発揮できることも必要とされます。

## 理想のまち ほっとやすらぐまち

都市の生活で“快適さ”“やすらぎ感”をもたらすもののひとつにみどりや自然がありますが、本市では、農地や雑木林、樹木や川など、数多くの自然を保有しています。それらの自然を守り、「みどりの散歩道」や「市民の憩いの空間」として活かすことにより、自然と共生するやすらぎの生活を実現することができます。

さらに、みどりだけではなく、安心できる空間や人とふれあえる場によっても私たちはやすらぎ感を得ます。例えば、「安全に歩くことができる道路」や「気軽に集える施設」や「人と人とのコミュニケーションのある商店街」などにより、安心できる環境で生活することができます。

都市機能の利便性の向上と同時に、このような「やすらぎを感じる身近な空間」をつくっていくことが大切です。

## 理想のまち ひと・もの・ことが育つまち

私たちが生活をおくるなかで、例えば映画や音楽、スポーツなどを“知りたい”“楽しみたい”、地域や社会のことを“学びたい”と感じる場面があります。このようなとき、手軽に知り、のびのびと活動することができ、楽しく学ぶことができる機会・場所が身近にあることは重要です。

子どもから大人まで市民が育ち、力を発揮できる環境として、また市民主体の活動を支える人材づくりとして、文化・スポーツ施設などの「娯楽や趣味を楽しむ場」や、学校・生涯学習施設などの「知識を得るための場」、さらにボランティアなどの「活動する場」づくりが求められています。

それと同時に、場だけではなく、知りたい・学びたいと思う歴史資源づくりや文化の創造、情報の受発信ができるしくみの提供、市民のネットワークづくりも重要です。

このような西東京に暮らす市民が育ち、地域資源が活かされ、活動が活気づく「ひと・もの・ことが育つ環境」が理想です。

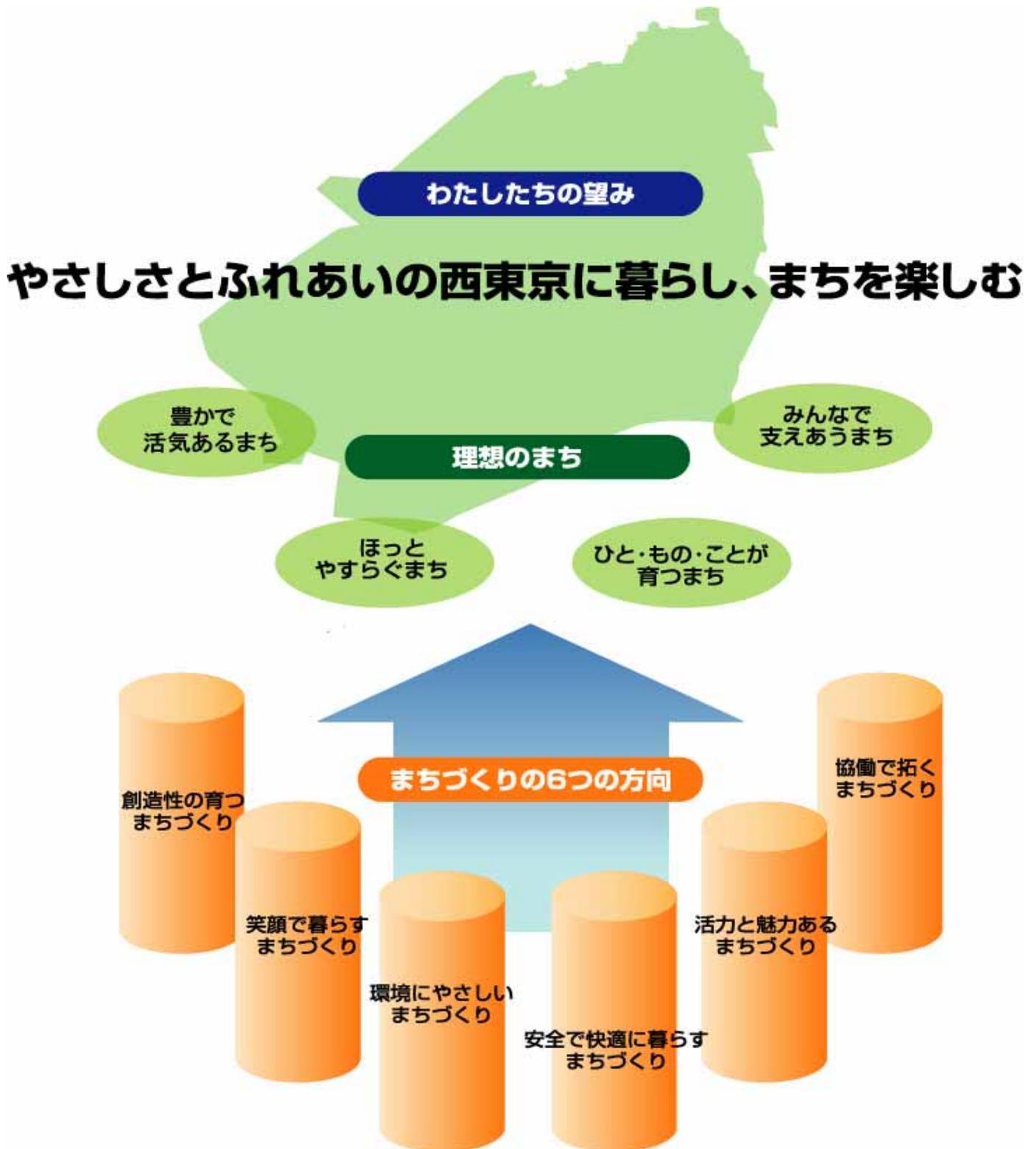
## 理想のまち みんなで支えあうまち

高齢社会への対応や商業集積地の魅力づくり、地域コミュニティの再生、省エネ・リサイクル等、今、まちは多くの課題を抱えています。これらへ対応できる地域の活動やしくみの再構築は不可欠となっています。西東京市が住みよい地域として存続し、自立していくためには、市民や企業、行政、NPO等が協働し、地域のサービス・産業・資源をお互いに活かしあい、支えあうしくみが必要です。

「支えあいのしくみ」とは、福祉サービスの充実、地域産業と地域消費の活性化、みどり豊かな自然環境の保全、資源循環の推進などであり、一つひとつのサービスの充実にとどまらず、複合的に連動したしくみのことです。また、このしくみには、それを担う人やコミュニティ、ボランティアが主体的に育ち、互いに影響し、向上しあう環境が求められます。

だれもが安心して暮らすことのできる地域をつくるために、このような地域の資源である「ひと・もの・こと」を見出し、育て、活かし、つなげることにより、みんなで支えあう行動を生み出すことが大切です。

## 5 まちづくりの方向



## ~ 創造性の育つまちづくり ~

市民一人ひとりには、それぞれ個性と可能性をもったかけがえのない存在です。

一人ひとりの個性が尊重され、のびやかに育ちあうことができる環境づくりとともに、だれもがいつでもどこでも豊かな学び・文化にふれあえるまちづくりをすすめます。

## ~ 笑顔で暮らすまちづくり ~

だれもが生きがいをもって豊かな人生をおくるためには、心身ともに健康であると同時に、地域での人と人とのふれあいが大切です。

市民が共に支えあいながら、地域のなかで安心していきいきと健康に暮らし、自立した生活を営むことのできるまちづくりをすすめます。

## ~ 環境にやさしいまちづくり ~

市民みんながやすらぎ楽しめる自然環境と、安全で持続可能な生活環境は、これからのまちづくりには欠かせない要素です。

居住環境の心地よさをづくり出す豊かなみどりを守り育てるとともに、地球にやさしい循環型のしくみを整えたまちづくりをすすめます。

## ~ 安全で快適に暮らすまちづくり ~

だれもが安全で快適に暮らしていくためには、計画的な都市基盤の整備や都市の安全性の確保は欠かせません。

快適な居住空間の整備と駅周辺・道路・交通環境の整備により、日常生活における市民の利便性の向上を図るとともに、防災・防犯に取り組むなど、安全に暮らせるまちづくりをすすめます。

## ~ 活力と魅力あるまちづくり ~

産業構造が変化するなか、市民や企業、行政相互による地域経済を発展させるしくみの構築が望まれています。

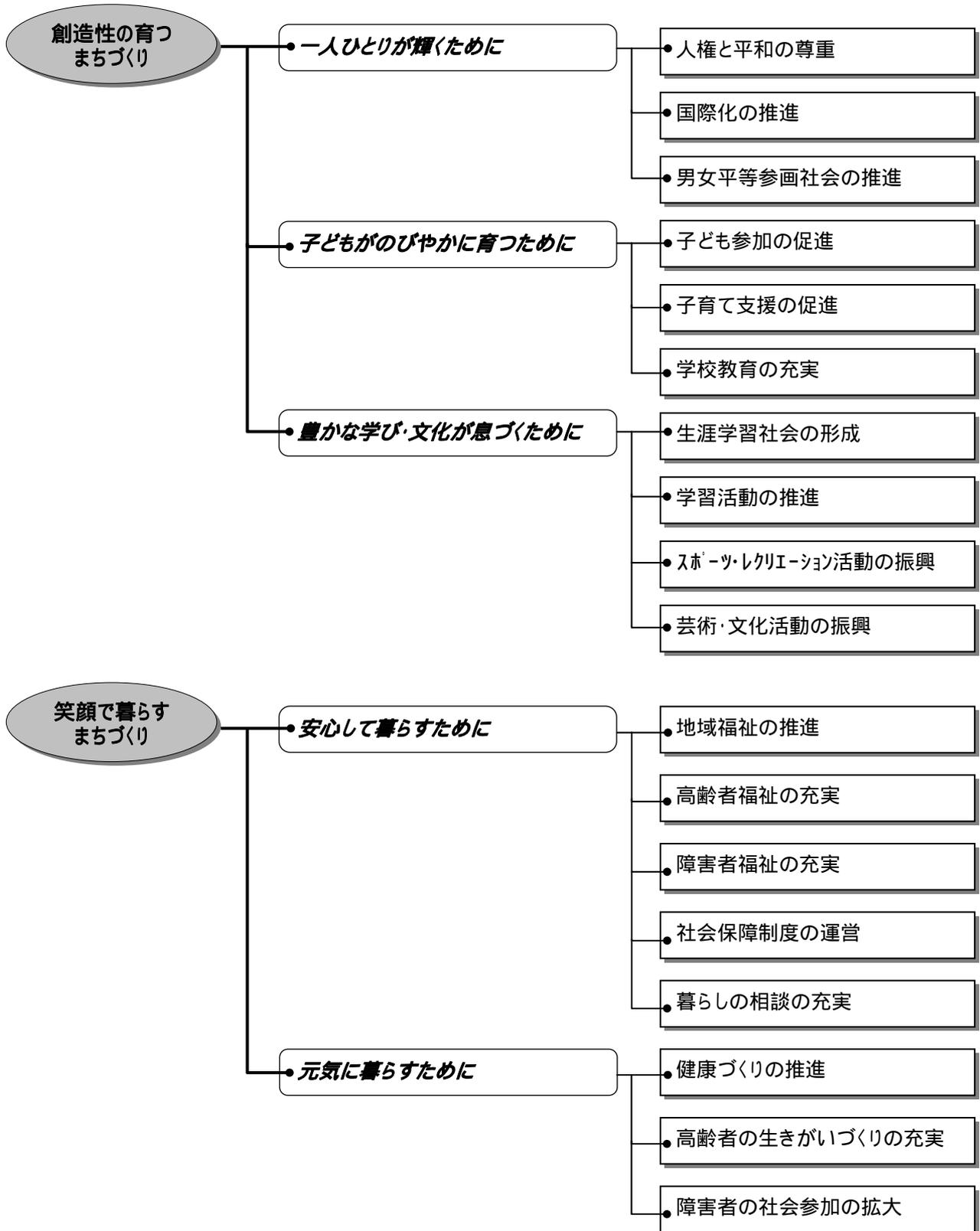
これからは、市内に根づく活力ある産業を支え、新たな産業育成を図るとともに、市内外から人が集まる魅力あるまちづくりをすすめます。

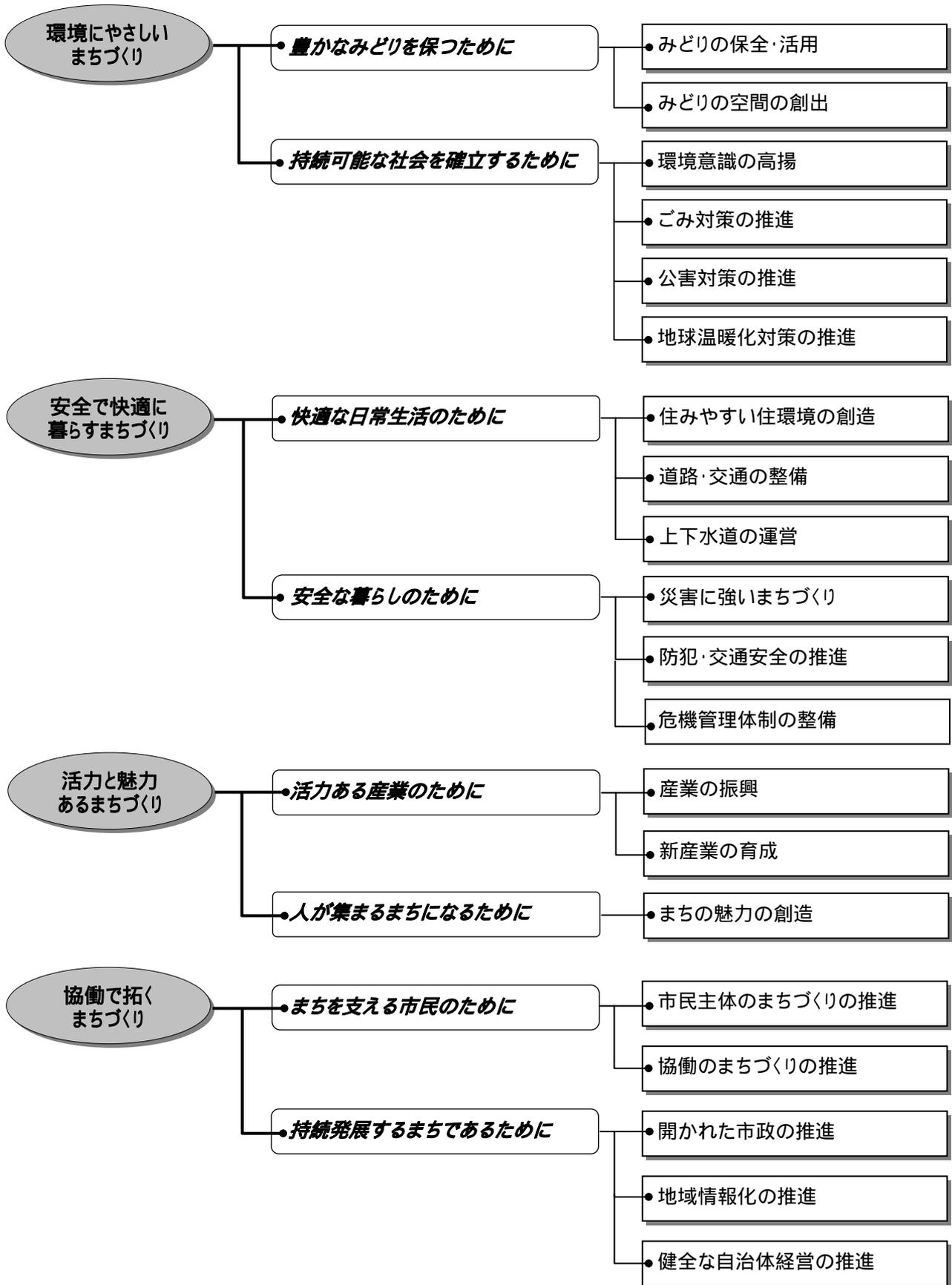
## ~ 協働で拓くまちづくり ~

多様化する市民ニーズに対応したまちづくりには、市民と行政のパートナーシップによる推進が不可欠です。

これからは、地域での市民の活動を支えるとともに、市民みんながまちづくりに参加できる機会を増やし、市民・企業・行政等が共に力を合わせて持続発展できるまちづくりをすすめます。

## まちづくりの方向体系一覧





## 創造性の育つまちづくり

### 一人ひとりが輝くために

〔創 1〕

まちには、さまざまな人が暮らし、働き、学び、支えあい、さまざまな生活をおくっています。地域社会を支える市民一人一人は、それぞれ個性と可能性をもったかけがえのない存在です。人種・国籍・性別・年齢・信条・社会的身分などで差別されることのない、人権が尊重される社会が実現されなければなりません。あわせて、男女平等については、その意識づくり、平等参画の促進などに努めていく必要があります。

また、一人ひとりが、地域を越えた「地球市民」として、多くの人とグローバルな問題に取り組んでいかなければなりません。

このため、平和を尊び、人権が尊重される社会をめざすとともに、国際理解を深め、多様な言語・文化的背景をもつ市民が暮らしやすいまちを築いていきます。

### 子どもがのびやかに育つために

〔創 2〕

未来を担う子どもたちが、のびのびと育つためには、子どもの権利を尊重するとともに、親が安心して子育てできるための支援や、学校教育の充実が必要です。

このため、子どもと同じ目線に立ち、一人一人の違いを認め、子どもたちが主体的にさまざまな活動に参加・参画して、自ら育つことのできる環境づくりをすすめていきます。

また、子どもを安心して生み、健やかに育てられる環境づくりを、子どもの立場を踏まえながらすすめるとともに、子どもの学びの場である学校を活力と魅力あるものとし、一人一人の個性を尊重し、豊かな心あふれる人間形成を図る環境をつくっていきます。あわせて地域と学校の連携をすすめ、家庭・学校・地域・行政が一体となって子どもの成長を支えていきます。

## 豊かな学び・文化が息づくために

〔創3〕

心の豊かさや生きがいを求め、市民の主体的で創造的なさまざまな活動がすすめられています。あらゆる人が生涯にわたって、身近な環境で、さまざまな文化や歴史にふれたり、学習活動やスポーツに親しんでいけるような取り組みが求められています。

このため、地域における自主的な学習活動を支援する場や、多様な学習機会の充実を図っていくとともに、それぞれの体力や技術などに応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりをすすめます。

また、ゆとりと潤いを実感できる芸術・文化活動を支援し、文化のまちづくりをすすめていくとともに、郷土の歴史を物語る文化財を保護し、地域文化を大切にするまちをめざします。

# 笑顔で暮らすまちづくり

## 安心して暮らすために

〔笑 1〕

超高齢社会の到来を目前にして、安心して暮らすための福祉の充実は多くの市民の希望です。福祉サービスの形態やしぐみが増えているなか、利用者の主体的な選択に応えていくため、サービスの充実と基盤整備が求められています。

これからは、高齢者や障害者(児)に限らず、だれもが生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりに努めるとともに、生活支援のサービスや地域での見守り活動など、行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティアなどの連携により取り組んでいく、生活自立のためのサポート体制を整えます。

そして、介護が必要になったり、障害があったり、生活に困ったときでも、共に支えあうほか、身近な暮らしの相談体制を整え、だれもが笑顔で暮らせるしくみの構築をめざします。

## 元気に暮らすために

〔笑 2〕

生涯にわたり可能な限り自立した生活を送るために、若いうちから健康づくりをすすめていくことは大切です。

これからは、安心できる保健医療体制として、高度医療や救急医療にも対応できる広域的な連携を図るとともに、市民の主体的な健康づくりや健康管理を支援するための取り組みをすすめていきます。

また、高齢者や障害者が、労働意欲や社会参加意欲を活かし、地域社会の一員として活動できるしくみを整えます。

そして、だれもが健康で生きがいをもって暮らし、豊かな人生をおくることのできる地域社会を実現します。

# 環境にやさしいまちづくり

## 豊かなみどりを保つために

[環 1]

豊かなみどりは私たちにやすらぎや潤いを与えるとともに、多様な生物が生息する環境となります。本市は、都心に近いにもかかわらずみどりの豊富なまちです。しかし、樹木・樹林・屋敷林や農地などは、今後、都市開発や相続などにより失われていく可能性があり、これらの保全が大きな課題となっています。

これからは、公園や残された緑地を保全するとともに、街路や公共施設における緑化をすすめ、新たなみどりの空間を創出するなど、みどりにふれ、やすらぎを得られる都市環境を整備していきます。また、農地や樹木、樹林、生垣などを維持できるしくみを整えると同時に、市民が積極的に行う緑化活動を支援し、身近なみどりを創り出す施策を展開していきます。

さらに、自然が少なくなった市街地においても、動植物・野鳥・昆虫など身近な生き物の生息空間を確保し、日常生活のなかで自然とふれあえるよう、人と自然環境の健全な共生をめざします。

## 持続可能な社会を確立するために

[環 2]

地球温暖化や環境汚染など地球規模で問題とされている環境問題や、大都市圏にみられるヒートアイランド現象は、ひとつの市だけで解決できる問題ではありません。しかし、個人一人ひとりや事業者が行動を変えていくことの積み重ねが大切であるとともに、広域的な取り組みも必要となっています。

地球環境保全に向けて本市では、環境に配慮した行動を推進するために、目標設定やその達成状況の点検などのしくみをつくるほか、学校や地域での環境学習を充実させ、意識づくりに取り組みます。また、ごみの減量や資源化など循環型システムの構築、省エネルギーや新エネルギーの計画的な導入による地球温暖化対策をすすめていくなど、環境を大切にすまちを実現します。

# 安全で快適に暮らすまちづくり

## 快適な日常生活のために

[安1]

住みやすい住環境を創っていくために、市民・事業者・行政が連携協力して、まちづくりの理念や計画を作りあげていくとともに、地域に対する愛着や誇りをもてるまちづくりを積極的にすすめていきます。なかでも多くの人が集まる駅周辺の整備は、道路や自転車の問題などとあわせて取り組んでいきます。

また、市民意識調査では道路・交通環境の整備への要望が高いため、安心して歩ける道路をめざし、幹線道路と生活道路の計画的な整備をすすめていくとともに、多くの市民に利用されているコミュニティバス(はなバス)のよりよい運行に向けた取り組みをしていきます。さらに環境にやさしい身近な交通手段である自転車が活用されるよう、自転車交通環境の整備や自転車駐車場の整備をすすめます。

水道事業は安全な水を安定して供給していくため、水道施設の維持管理や水質の安全確保に努めていきます。また、下水道事業は面的な整備はほぼ100%を達成しているため、適正な維持管理と安定した経営に努めていきます。

## 安全な暮らしのために

[安2]

阪神・淡路大震災などの教訓をもとに、災害に強いまちづくりが望まれています。地震や火災などの災害時に対応する防災基盤・ライフライン、緊急体制や地域住民と連携した防災活動など、計画的に危機管理に備えていきます。

また、台風や集中豪雨による都市型水害に対応するため、溢水地域の整備や河川改修・公共施設などへの治水対策を総合的にすすめ、都市における安全の確保を整えていきます。

あわせて、犯罪の予防や交通安全なども地域で力をあわせ、日ごろから市民みんなで取り組み、安心安全なまちづくりをめざします。

# 活 力 と 魅 力 あ る ま ち づ く り

## 活力ある産業のために

〔活 1〕

市場のニーズに応じて産業構造が変化するなか、本市においては農業の経営耕地面積の減小、大手工場の移転や規模縮小、また、近隣地域の活性化による購買流出などの動きが見られます。一方、農業は食の新鮮さ、安全性、農地の保全の観点からの期待が高く、地域での流通・販売の促進が求められています。工業では、技術力の高い小規模工場の今後の発展が期待されます。また、商業においては、市の人口密度の高さなど商業環境を取り巻く潜在的可能性は高く、活力のあるまちづくりのために、商業の活性化は欠かせないものです。

地域経済の維持・発展のために、既存産業の新たな展開や、よりいっそうの振興を図るとともに、労働環境の向上をめざします。

さらに、これからは時代に対応した新たな産業の開発がしやすい環境をつくり、コミュニティビジネスやベンチャービジネス、SOHOなどの起業家支援や商店街活性化のための創業支援、産・学・公の連携等を推進していくなかで、地域の活力の創出を図っていきます。

## 人が集まるまちになるために

〔活 2〕

まちの活力を維持するためには産業の活性化はもとより、人が集まるまちづくりが大切です。そのための魅力づくりとして、市内のみどりや川などの自然を保全、活用しながら、自然空間の憩いの環境づくりが必要となります。

日中や休日に訪れることのできる憩いの場や、水やみどりに親しみ遊べる場など、人が集しやすい環境を整備していきます。また、全市的なまちの魅力の創造として、市内に存在する自然環境を活かした散歩道などを整備し、それらを楽しむための散歩会や散策ルートの設定などの活動づくりをすすめるほか、多様な観光資源を見出し活かす方策の検討を行い、人が集うまちを実現します。

# 協働で拓くまちづくり

## まちを支える市民のために

〔協1〕

まちに暮らし、まちを支える市民が自分たちのまちを創っていく、この市民主体のまちづくりをすすめるために、地域における良好なコミュニティづくりが求められています。人と人とのつながりを深めるため、活動の支援や活動の場の充実を図り、あわせて団体間のネットワークづくりなど、地域での支えあいを支援していきます。さらに、市内での交流にとどまらず姉妹都市との交流、世代間交流などふれあいの機会を創出していきます。

また、まちづくりの推進に市民との協働が重要になってきました。市民の参加を推進するとともに、市民と市とがそれぞれの役割を自覚し、相互に補完し協力する必要があります。また、ボランティア活動支援の推進を図り、行政とNPOや各種団体との連携を構築していきます。

## 持続発展するまちであるために

〔協2〕

市民と市が協働でまちづくりをすすめていくために、情報の共有化を図るとともに市政運営の透明性を高めていく必要があります。開かれた市政をすすめるため、情報公開や情報提供をいっそう充実するとともに、市民の意見や提言等についての受信体制を強化し、双方向の情報提供のしくみを整えていきます。

近年の情報処理・通信技術の目覚ましい進歩により、あらゆる場面で情報化が進展し、インターネットを主流とした情報伝達基盤の構築がすすんでいます。市では地域情報化を計画的に推進しているところですが、情報格差の解消やセキュリティの確保にも配慮した取り組みが必要です。

また、新たな行政需要や地方分権への対応、行政サービスの主体が多様化するなかでの行政運営のあり方、国・地方を取り巻く厳しい財政環境のなか、今後とも計画的な行財政改革を推進していく必要があります。さらに、わかりやすい行政評価制度の確立や、行政サービス体制の見直しをすすめていくとともに、広域行政の取り組みやふたつに分かれている市役所庁舎の課題改善に取り組むなど、効率的な行政運営をすすめ、持続発展するまちを実現します。



➤ 新市建設計画重点施策 ◀  
(アクションプログラム)

## (仮称)合併記念公園の整備

(仮称)合併記念公園は、東京大学原子核研究所の移転に伴い、広さ約 45,600 m<sup>2</sup>の跡地に西東京市の誕生を記念したシンボリックな公園として整備する計画です。

公園には、子どもの遊び場、みどりへの親しみ、災害時の避難場所など、多様な用途があり、市民の期待や要望も高くなっています。そこで、(仮称)合併記念公園は、「自然・人・生き物のふれあいの場」との考えを基に、市民ニーズを反映した「ゆとり」と「活気」のある公園として、また市民参加により継続的に守り育てていく公園、さらに防災機能を付加した公園をめざして整備をすすめています。

市民に親しまれるとともに、市外の人たちにも利用してもらえ、地域全体の活性化につながるような公園づくりを行っていきます。

### 〔施策の展開〕

#### 市民との協働による愛される公園づくり

多くの市民が楽しんで利用できる魅力ある公園をつくっていくためには、市民の意見を広く取り入れるとともに、市と市民が適切に役割分担しながら、維持・管理を協働で進めることが求められます。

公園ボランティアなど、園内の自然環境や施設の維持・管理に市民が積極的に参加できるしくみを整え、市民の意向を反映した公園をつくっていきます。

#### 市民のふれあう場としての公園づくり

本市では、幼児期から青少年まで、子どもたちが安心して遊ぶことができる場の確保が求められています。また、子どもだけでなく、高齢者を含めて地域のさまざまな人たちとの交流を楽しみ、いろいろな過ごし方のできる場も望まれています。

これらのことをふまえ、市民まつりなどのイベント、地産地消をとり入れた朝市や園内での教養活動を開催することのできる施設、遊び場等を整備し、だれもが自由に集い、遊び、世代を超えた交流など、多様な体験やコミュニケーションが展開できる「人が集まる公園づくり」をすすめていきます。

## 誰もが楽しめる施設整備

公園は、さまざまな人びとが集まる場として、だれもが利用しやすく楽しめる環境を実現する必要があります。

拠点施設となるパークセンターや園路などの整備には、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れ、多くの人々が集まり「ゆとり」と「活気」が感じられる公園施設の整備をめざしていきます。

## 環境に配慮した施設整備

これからの施設は、地域の自然環境に配慮した設計や地球環境にやさしい太陽光発電などの新エネルギーの導入、剪定枝の堆肥化などのリサイクルのしくみを取り入れていくことが大切です。（仮称）合併記念公園でのさまざまな施設整備においても、これらの環境に配慮した施設設計やしくみを取り入れていきます。

また、豊かな自然環境を残す公園として、緑や昆虫や野鳥などの生息維持・拡大を図り、自然観察や環境学習を楽しむことができる機会づくりも求められています。

自然環境や新エネルギー、リサイクルなどに取り組むことにより、環境問題について市民とともに考え、行動できる公園づくりを行っていきます。

## 広域避難地としての機能整備

オープンスペースを有する都市公園には、災害時における防災機能が重要な役割のひとつとなっています。

（仮称）合併記念公園は、広域避難地である東京大学農場・演習林と隣接していることから、広域避難地の機能を補う公園として、また延焼防止帯、避難地、災害復旧拠点としての防災機能を備えることが要件となります。

また、大規模な災害から住民の生命を守る防災拠点として、防災備蓄倉庫や防火水槽などの施設整備を行っていきます。

## コミュニティバスの運行

本市は、東西に西武新宿線・西武池袋線の鉄道2路線が横断し、両線の5つの駅間を、南北のバス路線が結ぶ交通体系となっています。

しかし、これらバス路線は、運行経路が幹線道路のみであるため、利用圏域が狭く、いわゆる公共交通の空白地域が存在していました。また、高齢者の増加に伴い高齢者等が利用しやすい交通ニーズの高まりに加えて、新市発足後の全市的なネットワークの形成が必要となってきました。このため、平成14年3月より市内4ルートの「はなバス」の運行を開始し、市民の身近な足として、利用されています。

これまで、順調に利用者も増加し、平成15年6月20日には運行開始から1年3か月で利用者100万人を達成するなど、市民に親しまれるようになってきています。今後は、より利便性を向上させるための検討をすすめるとともに、夢のあるまちづくりやまちのイメージ向上に貢献できるコミュニティバスとして充実を図っていきます。

### 〔施策の展開〕

#### 公共交通空白地域の解消

公共交通の空白地域である田無駅南西部地域や、西武池袋線北側の地域、谷戸新道と都道233号線の間地域を中心として、狭い道路幅員や交差点および不整形な道路線形における安全性を考慮しながら、公共交通空白地域の解消に努めていきます。

また、渋滞や踏切待ちなどのさまざまな交通事情を踏まえ、公共施設や駅・商店街等へのアクセス向上などを考慮し、適宜、既存ルートの見直しや延長を行い、運行の定時性の確保や利便性の向上をめざしていきます。

#### 都市計画道路の整備にあわせた将来運行ルートの増設

現在、市内では都市計画道路の整備がすすめられていますが、その完成にあわせ、公共交通空白地域の解消をめざして、新たなルート運行の検討を行っていきます。特に、保谷庁舎周辺の行政サービス拠点やひばりヶ丘駅周辺の商業中心拠点を結ぶ新ルートについては、早期の実現をめざしていきます。

#### 市民の利便性の向上

多くの人に親しまれるコミュニティバスとするためには、さまざまな人々が利

用できる条件を整える必要があります。

「はなバス」では、高齢者や子ども、障害者など、いわゆる交通弱者が、気軽にバスに乗って余暇活動や買い物、通院、通学などができるよう、車両やバス停周辺のバリアフリー化、安全性の確保をめざしていきます。

また、住民のニーズにあわせて、運行時間・便数などのダイヤ改正や、乗車料金の一律 100 円の維持に努めるなど、今後も可能な限り多くの市民の意向を反映させながら、利便性の向上を図っていきます。

## 地域間移動における利用者増加に向けた取り組みの推進

市民の足である「はなバス」の利便性を維持・向上していくためには、相当額の収入を確保し、市の財政負担を軽減していく必要があります。そのためには、利用者を増やすことが必要です。

これまで、利用者のあまり多くなかった市内の事業所や学校への通勤・通学者などの利用促進のため、事業所や教育機関等への広報・PRをはじめ、鉄道からの乗換時間を考慮したダイヤ編成等による利便性の向上を図っていきます。

また、「はなバス」は、地域に密着したコミュニティバスとして、住宅地と商店街・公共施設等に連絡を図れることから、住宅地から商店街等への買物客の誘導や公共施設へのアクセス性が利用者のメリットとなります。たとえば、商店街と連携した買物優待券の発行や、「はなバス」のイベントの企画など、地域との関わりや、高齢者などの活動区域を広げる取り組みを進めることにより、利用者増加をめざします。

さらに、コミュニティバスは買い物だけではなく、市内のさまざまな資源（公園、学校、公共施設など）にアクセスできるため、まちの豊かさを楽しむことができます。西東京市の自然や歴史など、多くの資源を楽しむ散策ルートの設定や散策イベント等とのタイアップにより、市内外の多くの人が西東京市で過ごせるような取り組みも検討していきます。

## 地域情報化の推進

インターネットなど IT(情報技術)を利用して、時間や場所または立場や世代にとらわれない「新しいかたちのコミュニケーション」が生まれてきています。

ITを有効に活用すれば、行政サービスの向上や、市民のふれあいによる地域の活性化を図っていくことが可能となります。情報化は、市民の暮らしや地域経済、行政へとますます広がってきています。これからは、市民・事業者・行政の連携を、よりいっそうすすめていくことが必要となります。

そのために、環境、保健・医療・福祉、そして災害などの情報を的確かつ迅速に市民へ提供していく「安心して健やかに暮らせるまち(イキイキ情報化)」、次代を担う子どもたちの IT 機器への親しみをはじめ、あらゆる層の市民による地域の交流を活性化する「楽しく豊かなまち(ワクワク情報化)」、地域経済の活性化や雇用の拡大、交通情報の提供など都市機能を高める「うるおいある元気なまち(キラキラ情報化)」、市民がサービスや情報を簡単に利用できる「便利で快適なまち(ラクラク情報化)」の4つの視点で、地域情報化をすすめていきます。

### 〔施策の展開〕

#### 安心して健やかに暮らせるまち(イキイキ情報化)

市民が安心して健やかに生活するためには、保健・医療・福祉、防災・防犯、環境に関する情報を安心して便利に受けられる環境を整える必要があります。

保健・医療・福祉サービスでは、関係団体や医療機関などの理解と協力を得ながら、情報の共有化をすすめ、情報やサービスをわかりやすく一元的に提供できるシステムの整備を推進します。

平常時の防災情報はもとより、災害発生時に住民が最適な行動をとることができ、災害状況・安否情報をさまざまな方法で市民が把握できる災害情報提供システムの整備を図ります。

また、環境学習を支援する環境情報提供システムを整備し、情報の提供に加えて地域全体の環境やりサイクル意識の向上を推進します。

## 楽しく豊かなまち(ワクワク情報化)

情報化社会を楽しく豊かに生活するためには、学校での情報教育環境や、あらゆる層の市民が学習活動等の情報の入手できる環境、まちづくりなどに市民の知恵を集約するしくみの整備が必要となります。

児童・生徒がインターネットを活用して情報発信を行えるような学校のホームページの活用や、不登校児童をサポートするネットワークシステムの構築により、学校・家庭・地域を結ぶ IT 活用を推進します。

また、生涯学習情報を一元的に提供できる生涯学習情報システムの構築を図り、市民交流の活性化の推進を行います。

さらに、市民が自由にコミュニケーションできる電子会議室や、地域活動情報ポータルサイトによる一元的な情報提供をとおして、市民の情報活用の利便性向上をめざします。

## うるおいのある元気なまち(キラキラ情報化)

地域経済が活性化し、うるおいのある元気なまちを実現するためには、地域の店舗・商品情報等のイメージを高める情報が発信される環境や、就職情報等をいつでも利用できる環境、交通情報等を的確に提供する環境の整備が必要となります。

ホームページなどを利用して、商店・商店街や市民が感じた西東京らしさの情報を発信できる環境を充実していきます。商店等のインターネット活用を促進するため、事業者を対象とした IT 活用の支援を行いながら、商店や商品のデータベースを構築し、生活者の消費行動に供します。

また、交通機関利用者の利便性を図るためのバスロケーションシステムや、駐輪場情報の提供を推進します。

## 便利で快適なまち(ラクラク情報化)

便利で快適なまちを実現するためには、利用者が利用したいサービスや情報をいつでも、どこでも、簡単に入手できる環境を整える必要があります。

行政サービスにおいては、住民票等の自動交付機の設置場所の拡大、電子申請システムの構築により、市民の利便性向上に努めます。また、電子入札システムによる公共工事入札の迅速化および不正行為の防止を図ります。

また、市のホームページを充実させ、市が提供するサービスや保有する情報を積極的に公開し、市民が容易に要望や意見を伝えられるしくみの構築をめざします。

さらに、行政改革推進のため、電子決裁システムを構築し、行政事務の簡素化・効率化を図ります。あわせて、インターネットの活用に向けたセキュリティ対策の充実や、職員の IT 活用意識の向上に努めます。

## ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進

ひばりヶ丘駅の乗降客は1日あたり約6万5千人と、市内では田無駅について多く、駅周辺は商店街・公共施設が集積しており、市民はもとより隣接市からも多くの人々が集まり、このエリアの商圈の中心に位置しています。

ひばりヶ丘駅周辺地域は旧市の市域が入り組んでいたため、これまで一体的な整備が行われてきませんでした。合併に伴い総合的な整備を中長期的に推進します。ひばりヶ丘駅前という立地条件を活かし、鉄道の利便性とにぎわいのある商業環境を備えた、利便性の高いまちづくりをめざします。

また、これらの整備を推進するうえでは、バリアフリーの観点を十分留意し、バリアフリーネットワークの形成に努めます。

### 〔施策の展開〕

#### ひばりヶ丘駅南口

ひばりヶ丘駅南口は、都市基盤整備公団が整備を計画している都営亦六住宅跡地の開発を中心に、駅前立地の利便性を活かし、さらなるまちの活性化が図れるよう、周辺整備をすすめていきます。

このため、駅前広場周辺の低未利用地の有効活用を検討するとともに、都営亦六住宅跡地周辺では、土地開発公社により先行取得した用地を有効に活用しながら、公共施設や公共自転車駐車場などを整備していきます。

これにあわせて、関連する市道を生活道路として拡幅整備し、歩車の分離を図り、安全性・快適性を高めます。

#### ひばりヶ丘駅北口

ひばりヶ丘駅北口は、小規模店舗が立ち並ぶ市道沿いの商店街となっていますが、道路幅員が十分ではなく、特に線路を横断する道路は車両の交通量が多く、歩行者の安全確保が課題となっています。また、住宅地の中には、行き止まりの道路も多く、緊急車両が転回できない等の問題や、防災上の問題などがあります。

これらの課題を解決するためにはいろいろな手法が考えられますが、商業地と

しての役割を確保しながら、良好な住環境を整えていくためには、地域住民の意見を尊重しながら、計画的なまちづくりをすすめていくことが必要です。

このため、早期に地域整備のための基本構想を策定したうえで、市街地と住宅地の調和したまちづくりを目標に、関係権利者をはじめ関係機関等と連携しながら、駅前広場の整備や魅力ある商店街の形成をはじめ、都市計画道路や生活道路の整備、良好な住宅地の整備に努めていきます。

## 南北通路の整備

ひばりヶ丘駅周辺の南北一体の活性化を念頭においたまちづくりをすすめるため、鉄道を横断する手段として都市計画道路や駅舎の自由通路などの整備をすすめていきます。

## バリアフリーネットワークの形成

ひばりヶ丘駅周辺地域では、ハード・ソフト両面から、人にやさしいまちづくりをめざします。そして、バリアフリーのモデルとなるような新しい地域づくりを実現し、誰もが安全・安心・快適に移動できるバリアフリーネットワークを形成していきます。